

シンガポール

特許規則

2017年10月30日施行

目次

序

規則 1 引用

規則 2 定義

規則 2A 特許法における「審査」, 「調査」及び「補充審査」の定義

規則 3 手数料

規則 4 様式

規則 5 費用

規則 6 費用の算定

規則 7 費用算定手続

規則 8 第14条(4)における事情を裏付ける証拠書類等

規則 9 第17条(2)適用上の優先権の宣言

規則 9A 第17条(2B)に基づいて遅延宣言を行うことの許可に係る登録官への請求

規則 9B 第17条(2)に基づく宣言を裏付ける出願番号及び優先権書類の提出

規則 9C 優先権書類の翻訳文

特許を出願し取得する権利

規則 10 第20条(1)(a)に基づく付託

規則 11 第20条(1)(b)に基づく共同所有者による付託

規則 12 第20条に基づく命令

規則 13 第20条(3)に基づく新規出願の所定の期間

規則 14 第20条(5)に基づく許可

規則 15 第22条に基づく共同出願人による請求

規則 16 第23条に基づく登録官への付託

発明者

規則 17 発明者の明記

規則 18 出願人が発明者又は単独発明者でない場合の手続

特許出願

規則 19 特許付与を求める出願

規則 20 微生物

規則 21 図面

規則 22 要約

規則 23 書類の寸法及び体裁

規則 24 陳述書, 反対陳述書及び証拠の様式

- 規則 25 発明の単一性
- 規則 26 第 26 条に基づいて定められる一定の事項
- 規則 26A 欠落部分
- 規則 27 第 26 条(11)に基づく新規出願
- 規則 28 新規出願の出願期間の延長
- 規則 29 出願の公開
- 規則 30 公開準備の完了

特許付与の手続

- 規則 31 送達宛先
- 規則 32 [削除]
- 規則 33 方式要件
- 規則 34 予備審査
- 規則 35 [削除]
- 規則 36 調査報告の請求
- 規則 37 調査及び審査報告の請求
- 規則 38 調査報告請求書の提出に係る期間
- 規則 39 [削除]
- 規則 40 調査のための最小限資料
- 規則 41 所定の特許庁
- 規則 42 審査報告の請求
- 規則 42A 補充審査報告の請求
- 規則 43 調査及び審査報告の請求，審査報告の請求又は補充審査報告の請求の提出期間
- 規則 44 [削除]
- 規則 45 2 以上の発明がクレームされている場合の調査手続
- 規則 46 審査官の意見書等
- 規則 46A 審査報告の再審理等
- 規則 47 出願の整備
- 規則 47A [削除]
- 規則 48 特許付与前の補正の申請
- 規則 49 特許付与前の補正の時期
- 規則 50 特許証

付与後の特許

- 規則 51 特許の更新
- 規則 51A 特許の存続期間の延長
- 規則 52 特許付与後の明細書の訂正
- 規則 52A [削除]
- 規則 53 失効した特許の回復
- 規則 53A [削除]
- 規則 54 特許の放棄

登録簿及び公式書類

- 規則 55 特許の登録簿
- 規則 56 名称、宛先の変更又は訂正
- 規則 57 取引等の登録申請
- 規則 58 誤記の訂正に係る請求
- 規則 59 登録簿等の閲覧
- 規則 60 [削除]
- 規則 61 登録簿に記入される事項の公告
- 規則 62 特許に関する権利の記入
- 規則 63 登録官により交付される証明書及び謄本類
- 規則 64 裁判所による命令又は指示

特許を受ける権原

- 規則 65 特許に関する権利の登録官への付託
- 規則 66 指示を実行するための許可の申請
- 規則 67 新規出願の出願期限
- 規則 68 新規特許の実施継続に係るライセンスの請求
- 規則 69 ライセンスを受ける権原に関する付託

実施許諾用意

- 規則 70 登録簿への実施許諾用意の記入
- 規則 71 実施許諾用意の条件の決定
- 規則 72 登録簿における実施許諾用意に関する記入の所有者による取消
- 規則 73 登録簿における実施許諾用意に関する記入の第三者による取消
- 規則 74 登録簿における実施許諾用意に関する記入の取消に関する手続
- 規則 75 実施許諾用意に関する登録簿上の取消に際しての登録官の措置

特許侵害

- 規則 75A 第 66 条(4)に基づいて定められる事項

登録官に提起する侵害手続

- 規則 76 侵害の決定に関する登録官への付託
- 規則 77 特許の有効性が争点とされる場合の手続
- 規則 78 不侵害の宣言を求める申請

特許の取消

- 規則 79 [削除]
- 規則 80 取消の申請に係る手続
- 規則 80A 第 80 条(1)(f)(iii)に基づいて定められる重要な情報
- 規則 81 再審査報告の作成に関する手続

- 規則 82 再審査報告の写し及び結論
- 規則 83 特許の放棄に際しての費用の裁定
- 規則 84 訂正の機会に関する通知

侵害又は取消の手續における特許の訂正

- 規則 85 訂正に対する異議申立の手續

国際出願の国内手續

- 規則 86 国際出願の取扱い

聴聞、代理人及び誤記の訂正

- 規則 87 登録官の裁量権
- 規則 88 聴聞の請求
- 規則 88A 聴聞及び聴聞への出頭通知
- 規則 88B 事件処理会議
- 規則 89 公開での聴聞
- 規則 90 弁論権
- 規則 91 特許及び出願における誤りの訂正

情報及び閲覧

- 規則 92 特許及び特許出願に関する情報
- 規則 93 書類の閲覧
- 規則 94 機密書類
- 規則 95 書誌的情報の公表
- 規則 96 未公開の特許出願に関する情報の請求

電子オンラインシステム

- 規則 96A 電子オンラインシステムの設置
- 規則 96B 署名され、宣誓に基づいて作成されるべき書類等
- 規則 96C－規則 96G [削除]
- 規則 96H 電子オンラインシステム利用時の本規則等の遵守
- 規則 96I－規則 96J [削除]
- 規則 96K サービスビューロー

雑則

- 規則 97 書類の送達
- 規則 98 就業時間及び非就業日
- 規則 99 [削除]
- 規則 100 不備の訂正
- 規則 101 登録官による適用免除
- 規則 102 証拠の提出

- 規則 103 誓約書又は宣誓供述書
- 規則 104 書類の承認
- 規則 105 書類の提出に係る指示
- 規則 105A [削除]
- 規則 106 裏付となる陳述書又は証拠
- 規則 107 登録官による専門委員の任命
- 規則 108 期限の延長一般
- 規則 108A 登録官手続の期限の延長
- 規則 109 期間延長により影響される者の保護及び補償
- 規則 110 期日又は期間の算定
- 規則 111 書類の写し
- 規則 112 翻訳文
- 規則 113 書類の公表及び販売
- 規則 114 公報
- 規則 115 事件報告書

国際出願

- 規則 116 国際出願書類
- 規則 117 国際出願に係る手数料
- 規則 118 認証謄本
- 規則 119 手数料の通貨
- 規則 120 連合王国特許庁及び欧州特許庁への出願に対する特許法及び本規則の準用

附則 1 手数料

附則 2 (規則 4(3)) 様式の説明(省略)

附則 3 (規則 5 及び規則 7) 費用の額

附則 4 (規則 20, 規則 28 及び規則 108) 微生物

附則 5 [削除]

附則 6 (規則 107) 専門委員の報酬

附則 7 (規則 120) 連合王国特許庁及び欧州特許庁への出願に対する特許法及び本規則の準用

附則 8 [削除]

序

規則1 引用

本規則は、「特許規則」として引用することができる。

規則2 定義

(1) 本規則中では、文脈上他に要求されない限り、

「付与証明書」とは、第35条(1)適用上の証明書をいう。

「条約国」は、第17条(6)におけるものと同じ意味を有する。

「費用」は、手数料、料金、支出、経費、手当及び報酬を含む。

「宣言された優先日」とは、次のものをいう。

(a) 第17条(2)の適用上行われた宣言で主張されている優先日が失効しておらず若しくは取り消されておらず、かつ、第27条に従って登録局が当該出願の公開準備を完了する前に当該宣言が取り下げられていない場合は、当該宣言において明示された先の関係出願のうち最先のものを出願日、又は

(b) 国際特許出願(シンガポール)が特許法に基づく特許出願として取り扱われる場合は、条約国において若しくは当該条約国に関して行われた最先の出願の出願日又は当該条約国の法律若しくは当該条約国が締約国となっている条約若しくは協定に従って当該出願と同等のものと解釈される最先の出願であって、その優先権が特許協力条約第8条の適用上行われる宣言において主張されるものを出願日。ただし、当該優先権主張が同条約の規定により失効し又は取り消されていないことを条件とする。

「電子オンラインシステム」とは、規則96Aに基づいて設置された電子オンラインシステムをいう。

「開始日」とは、新規の特許出願に関しては、第26条(1)(a)、(b)又は(c)にいう何れの条件をも満たす書類を登録局に提出することにより当該出願が開始された日をいう。

「特許性に関する国際予備報告」とは、特許協力条約に基づく規則にいう特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第1章)又は特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第2章)をいう。

(2) 本規則中では、別段の指定がない限り、

(a) 条というときは、特許法における条を指すものとし、

(b) 規則というときは、本規則における当該条規則を指すものとし、

(c) 附則というときは、本規則の附則を指すものとし、また

(d) 様式その他の書類の提出というときは、登録局へのその提出を指す。

(3) [削除]

規則2A 特許法における「審査」、「調査」及び「補充審査」の定義

(1) 第2条(1)における「審査」の定義の適用上、特許出願に関して審査を行うときに審査官によって決定されるべき事項は、次のとおりである。

(a) 審査官が知っている又は調査において発見された関連する先行技術(あれば)のすべてを考慮に入れて、次のとおりであるか否か

(i) 出願明細書の各クレームに定義された発明が、第13条に基づく特許性の各条件又は要件

を満たす。

(ii) 第25条(4)及び(5)に規定の条件が満たされている。

(iii) 出願が、第84条(1)若しくは(1A)にいう追加事項又は第84条(2)にいう事項を開示する。

(b) 出願における説明又はクレーム若しくは図面が極めて不明瞭であるか、又は出願におけるクレームを裏付ける説明が極めて不十分であるために、クレームされた発明が第13条(1)に基づく特許性要件のすべて又は何れかを満たすか否かについて有意義な意見を形成することが不可能であるか否か

(c) 出願におけるクレームが、調査が完了していない発明に関するものであるか否か、並びに

(d) 次のものがあるか否か

(i) 同一の発明についての同一の優先日を有する他の出願であって同一の出願人又はその権原承継人によってなされたもの、及び

(ii) 同一の発明についての同一の優先日を有する先の特許付与であって同一の出願人又はその権原承継人に対してなされたもの

(2) 第2条(1)における「調査」の定義の適用上、特許出願に関して調査を行うときに審査官によって発見されるべき事項は、次に含まれる関連する先行技術である。

(a) 規則40に基づく所定の資料、及び

(b) 審査官が知っており関連するものとみなす追加資料

(3) 第2条(1)における「補充審査」の定義の適用上、特許出願(本項において当該出願という)に関して補充審査を行うときに審査官によって決定されるべき事項は、次のとおりである。

(a) 出願における各クレームが、発明の説明によって裏付けられているか否か

(b) 第29条(1)(d)にいう所定の文書が提出されるときに、当該出願における各クレームが次のとおりである少なくとも1のクレームに関連するものであるか否か

(i) 第29条(1)(d)にいう対応する出願、対応する国際出願又は関連国内段階出願若しくは国際段階における当該出願に関する所定の書類に記載されているもの、及び

(ii) クレームが新規性、進歩性(非自明性)及び産業上の利用可能性(又は有用性)の要件を満たすか否かを決定するために審査されているもの

(ba) 出願明細書の各クレームに定義された事項は発明であるか否か

(c) 発明が、第13条(2)にいう特許を受けることができない発明であるか否か

(d) 発明が、第16条(2)にいう産業上利用可能であるとは認められない発明であるか否か

(e) 次のものがあるか否か

(i) 同一の発明についての同一の優先日を有する他の出願であって同一の出願人又はその権原承継人によってなされたもの、及び

(ii) 同一の発明についての同一の優先日を有する先の特許付与であって同一の出願人又はその権原承継人に対してなされたもの

(f) 出願が、第84条(1)又は(1A)にいう追加事項若しくは第84条(2)にいう事項を開示するか否か

規則3 手数料

(1) 特許法又は本規則に基づいて生じる事項に関して納付すべき手数料は、附則1に記載のものとする。

- (2) 本規則に別段の規定がない限り,又は登録官が許可し若しくは別段の指示をしない限り,
- (a) 手数料が何らかの事項に関して附則 1 に指定されている場合は,当該事項に相応する様式の提出と同時に当該手数料を納付しなければならない。
- (b) 手数料が納付されなければ,様式は提出されたものとして取扱われないものとする。
- (3) 登録官が許可し又は別段の指示をしない限り,規則 96A(2)にいう行為が電子オンラインシステムを用いて行われる場合は,当該行為に関連する手数料の納付は,当該システムにより指定された支払いのいずれかの方法を使用して行わなければならない。

規則 4 様式

- (1) 登録官は,次のものを庁のインターネットウェブサイト <http://www.ipos.gov.sg> において公告する。
- (a) 次の何れかに関する目的で使用される様式
- (i) 特許の出願又は付与
- (ii) 特許法又は本規則に基づく登録官の下での手続
- (iii) 特許法又は本規則に基づくその他の事項
- (b) 何れかの様式の使用に関する登録官の指示,及び
- (c) 当該様式又は指示の補正又は変更
- (2) 様式は,次の何れかに該当するときに,登録官の指示に基づいて変更することができる。
- (a) 当該様式の本来の目的以外の目的での使用,又は
- (b) 電子オンラインシステムによる取引の実行
- (3) 本規則において番号を付した様式に言及するときは,相応する番号を付した様式であつて,
- (a) 附則 2 に表示されたもの,及び
- (b) (1)にいうインターネットウェブサイトにて公告されたもの,の現行版を指すものと解釈する。
- (4) 特許法第 17 条(2D),第 25 条(1)及び(9),第 26 条(8),第 27 条(1),第 28 条(4)及び(8),第 29 条(9),第 29B 条(2),第 31 条(1),第 36A 条(10),第 42 条(8),第 80 条(9)並びに第 108 条(1)を含めて特許法にいう事項は,登録官に提出され,なされ若しくは与えられなければならない,又は登録官が実施指針により特定することができる手段により効果的かつ効率的に行われなければならない。

規則 5 費用

登録官は,次に関する費用について命令を発することができる。

- (a) 附則 3 の第 I 部の第 2 欄に規定される事項,及び
- (b) 特許法又は本規則に基づく手続に関係する者への経費及び手当

規則 6 費用の算定

- (1) 登録官が,費用について,登録官に対する手続の一方の当事者に有利な命令を発し,かつ,当該当事者が当事者間費用の登録官による査定を希望する場合は,当該当事者は,(1A)にいう関連日後 1 月以内に,
- (a) 費用請求書の写しを提出することにより費用の算定を申請し,かつ

(b) 同時に、算定手続において聴聞を受けることができる他のすべての者に対し、当該費用請求書の写しを送付する。

(1A) (1)の適用上、関連日は次のとおりである。

(a) (b)に従うことを条件として、登録官によってなされる費用についての命令日、又は

(b) 当該費用についての命令に関して上訴が提起された場合は、当該上訴が最終的に処分された日

(2) 各費用請求書には、次の事項を3の部分に分けて記載する。

(a) 当該事件において行われた業務(費用算定のための又はそれにおいて行われた業務を除く)、

(b) 費用算定のための又はそれにおいて行われた業務、及び

(c) 当該事件において発生したすべての支出

(3) (2) (a), (b)及び(c)に基づいて請求する費用は、項目ごとに請求額を示す。

(4) 費用請求書には、当該事件におけるすべての関連事象、費用算定におけるすべての関連事象及び支出の発生に関するすべての関連事象を日付と共に時系列で記載する。

(5) 記載された何れかの事象につき既に費用が裁定されている場合は、その事実と裁定額を示す。

(6) (1)に従って費用請求書の写しの送達を受けた当事者は、当該費用請求書に異議を唱えたい場合は、これを受領した後1月以内に、(7)に従って当該写しに印をつけ、印をつけたものの写しを登録官及び費用算定を請求する当事者の双方に送付する。

(7) 費用請求書の写しの送達を受けた当事者は、送達を受けた当該写しの項目の右側の欄に、請求額を認める項目については「承認」の語を、認めない項目については「否認」の語を、書き入れる。

(8) (6)にいう期間の満了と同時に、登録官は、費用算定手続において聴聞を受けることができる当事者に対し、費用算定の指定日時を記載した通知を与える。

規則7 費用算定手続

(1) 登録官の下での費用算定手続において聴聞を受けることのできる当事者が当該手続の指定日時に出頭しない場合でも、登録官は、当該費用算定手続を進めることができる。

(2) 登録官は、必要と認める場合は、随時当該費用算定手続を延期することができる。

(3) 附則3の規定は、以下の業務に関連する費用請求に適用する。

(a) 当該事件において行われた業務(費用算定のための又はそれにおいて行われた業務を除く)、

(b) 費用算定のための又はそれにおいて行われた業務、

(4) 費用の算定が終了した場合、算定費用の適用を受けた当事者は様式 HC2 を提出し、登録官は、当該算定された費用の金額に関する証明書の作成を開始する。

(5) 登録官の下での手続により裁定される費用は、当事者にその負担した経費を補償するためのものではない。

規則8 第14条(4)における事情を裏付ける証拠書類等

(1) 第14条(5C)に基づいて特許出願人により提出される証拠書類は、次の要件を満たさなければならない。

- (a) 証拠書類は誓約書又は宣誓供述書によるものでなければならず、かつ、すべての裏付け資料を含まなければならない。
- (b) 出願人が第 14 条(4)(c)にいう状況に依拠する場合は、証拠書類は次の通りでなければならない。
 - (i) 出願人の出願が関係する発明は国際博覧会において実際に展示された旨を記載すること
 - (ii) 博覧会の開始日及び発明の最初の開示が当該日に生じなかった場合は、最初の開示日を記載すること、及び
 - (iii) 博覧会において展示された発明を特定する 1 又は複数の裏付け資料を含めること
- (c) 外国の知的所有権庁による、知的所有権を求める出願(出願人の出願が関係する発明を構成する事項を含む出願であるもの)の公開又は当該出願に従う知的所有権の登録は、第 14 条(5A)(b)又は(5B)(c)にいう理由により誤ったものである旨を出願人が主張する場合は、証拠書類は当該外国知的所有権庁の同意であって次を記載するものを含めなければならない。
 - (i) 公開が誤りであったこと及び誤った公開の理由、並びに
 - (ii) 第 14 条(5B)(b)が適用される場合は、出願を規制する法律又は条約に基づいて公開がなされるべきであった最速の日付
- (2) 第 2 条(2)の適用上、告示であって、そこに記載された博覧会が第 2 条(1)における「国際博覧会」の定義に該当する旨を公報に掲載することができる。
- (3) 本規則において、「外国知的所有権庁」は、第 14 条(8)におけると同一の意味を有する。

規則 9 第 17 条(2)適用上の優先権の宣言

- (1) (2)に従うことを条件として、特許出願(本規則並びに規則 9A 及び規則 9B において「当該出願」という)において又はこれと関連して行われる第 17 条(2)適用上の宣言は、当該出願を行う時に行わなければならない。
- (2) 第 17 条(2)適用上の宣言は、次の場合は、出願日後に行うことができる。
 - (a) 当該宣言を行うことにより、
 - (i) 宣言された優先日を有さない当該出願が優先日を有することになる場合、又は
 - (ii) 当該出願の宣言された優先日がそれより前の日に繰り上げられることになる場合
 - (b) 当該宣言を、
 - (i) (a)(i)が該当するときに、宣言された優先日から 16 月以内に行う場合、又は
 - (ii) (a)(ii)が該当するときに、当該それより前の日から 16 月以内に行う場合
 - (c) 当該宣言を特許様式 57 により行う場合
 - (d) 所定の手数料を納付している場合、及び
 - (e) (4)にいう条件を満たしている場合
- (3) 第 17 条(2)適用上の宣言中の錯誤を訂正すべき旨の登録官に対する請求は、これを認めることにより宣言された優先日が別の日に変更されるであろうときは、当該請求は、次の事項に該当しない限り認めない。
 - (a) 当該請求を、変更されたとする場合の宣言された優先日から 16 月以内に行い、
 - (b) 当該請求を特許様式 57 により行い、
 - (c) 所定の手数料を納付しており、また
 - (d) (4)にいう条件を満たしている場合
- (4) (2)(e)及び(3)(d)の適用上、条件とは次のとおりである。

- (a) 出願人が、第 27 条適用上の所定の期間中に、当該出願を公開するべき旨の第 27 条(2)に基づく請求をしていないこと、又は
- (b) 当該請求が取り下げられていること
- (5) (6)に従うことを条件として、第 17 条(2)適用上の宣言においては、各優先出願に関して、次を明記する。
 - (a) 当該優先出願の出願日、及び
 - (b) 当該優先出願をした国又はその対象とする国
- (6) 当該出願が国際特許出願(シンガポール)である場合において、次のときは、(5)を優先出願に関して適用しない。
 - (a) 当該優先出願の出願日、及び
 - (b) 当該優先出願をした国又はその対象とする国を、
 特許協力条約に基づく規則の第 4 規則 10(a)及び(b)に従って表示しているとき
- (7) 第 26 条(11)が適用される場合において、第 17 条(2)適用上の宣言を当該先の出願において又はこれとの関連で行っていないときは、当該宣言は、第 26 条(11)にいう新規の出願において又はこれとの関連でも行ってはならない。
- (8) 本条規則並びに規則 9B 及び規則 9C において、
「優先出願」とは、第 17 条(2)適用上の宣言に明記する先の関係出願をいう。
「関係出願」は、第 17 条(5)におけるのと同じ意味を有する。

規則 9A 第 17 条(2B)に基づいて遅延宣言を行うことの許可に係る登録官への請求

- (1) 第 17 条(2A) (b)適用上の所定の期間は、2 月とする。
- (2) 第 17 条(2D) (a)の適用上、第 17 条(2B)に基づく請求は、
 - (a) 規則 86(3A)に従うことを条件として、第 17 条(2A) (b)にいう期間の終了前に行い、
 - (b) 特許様式 57 により行い、
 - (c) 所定の手数料を納付している場合に限り行うものとし、
 - (d) 出願人が当該出願を第 17 条(2A) (a)にいう期間内に行わなかった場合は、当該出願を当該期間内に行わなかった理由の陳述を伴うものとし、また
 - (e) (i) 当該請求が国際特許出願(シンガポール)に関するものであるか、又は
 - (ii) 当該請求が国際特許出願(シンガポール)に関するものでないときは、
- (3)にいう条件を満たしている場合に限り行うものとする。
- (3) (2) (e) (ii)の適用上、当該条件は、次のとおりとする。
 - (a) 出願人が第 27 条適用上の所定の期間中に当該出願を公開するべき旨の第 27 条(2)に基づく請求を行っていないこと、又は
 - (b) 当該請求が取り下げられていること
- (4) 登録官は、第 17 条(2D)にいう第 17 条(2B)に基づく請求を認めるための適用条件のすべてが満たされていると決定した場合は、当該請求を認め、かつ、出願人にその旨を通知する。
- (5) 第 17 条(2D) (b)にいう第 17 条(2B)に基づく請求を認めるための条件が満たされていない場合は、登録官は、次の場合を除き、当該請求を拒絶する所存である旨を出願人に通知する。
 - (a) 当該通知の日から 2 月以内に、出願人が、第 17 条(2A) (a)にいう期間内に当該出願をしなかったことは、

- (i) 事情に応じた当然の注意を払ったにも拘らず生じたこと，又は
 - (ii) 意図的ではなかったこと，
- について登録官を納得させるよう意見を述べ又は証拠を提出し，かつ
- (b) 登録官が当該意見又は証拠に基づいて前記のことについて納得する場合
- (6) (5)が適用される場合において，登録官は，次のときは，第17条(2B)に基づく請求を拒絶し，かつ，出願人にその旨を通知する。
- (a) 出願人が登録官の当該通知の日から意見を述べず若しくは証拠を提出しないとき，又は
 - (b) 登録官が，当該意見及び証拠のすべてに基づいても，出願人が当該出願を第17条(2A)(a)にいう期間内に行わなかったことが，
- (i) 事情に応じた当然の注意を払ったにも拘らず生じたこと，又は
 - (ii) 意図的ではなかったこと，
- について納得しないとき

規則 9B 第17条(2)に基づく宣言を裏付ける出願番号及び優先権書類の提出

- (1) (3)に従うことを条件として，出願人は，宣言された優先日から16月の期間の終了前に，各優先出願の出願番号を登録局に提出しなければならない。
- (2) (3)に従うことを条件として，出願人が優先出願に関して(1)に従わない場合は，第17条(2)適用上の宣言は，当該優先出願に関する限り無視される。
- (3) 当該出願が国際特許出願(シンガポール)である場合は，(1)及び(2)は，出願番号が特許協力条約に基づく規則の第4規則10(a)に従って表示されている優先出願に関しては適用されない。
- (4) 登録官が，出願人又は場合により所有者に送付する通知により，同人に対し，優先出願に関して，
 - (a) 提出先の機関が認証している，又は
 - (b) それ以外で登録官が受理可能な，優先出願の写しを登録局に提出するよう要求する場合は，出願人又は場合により所有者は，当該通知の日から2月以内に，
 - (i) 登録官の要求に従うものとし，又は
 - (ii) 当該優先出願の写しが登録局に保管されている場合は，登録官の要求に従う代わりに，
 - (A) 当該優先出願の写しが作成されるべき旨の請求書，及び
 - (B) 作成された写しを認証するよう登録官に請求する様式CM12，を提出しなければならない。
- (5) 出願人又は場合により所有者が優先出願に関して(4)に従わなかった場合は，第17条(2)適用上の宣言は，当該優先出願に関する限り，無視される。

規則 9C 優先権書類の翻訳文

- (1) (a) 優先出願の写しを規則9B(4)に基づいて提出し，
- (b) 当該優先出願が英語以外の言語によるものであり，
- (c) 優先権主張の有効性が，関係発明が特許性を有するか否かを決定する上で重要であり，また
- (d) 登録官が，出願人又は場合により所有者に送付する通知により，当該優先出願の英語翻

訳文を登録局に提出するよう同人に対し要求する場合は、
当該出願人又は場合により所有者は、当該通知の日から2月以内に、
(i) (A) 当該優先出願の英語翻訳文、及び
(B) 証明書類の写しであって、
(BA) 登録官の要求に従って作成し、かつ
(BB) 当該翻訳文が当該優先出願の原文に対応することを証明するもの、
の双方を同時に登録局に提出するものとし、又は
(ii) 当該優先出願の英語翻訳文が登録局に保管されているときは、登録官の要求に従う代わりに、
(A) 当該翻訳文の写しが作成されるべき旨の請求書、及び
(B) 当該作成された写しを認証するよう登録官に請求する様式 CM12、
を提出しなければならない。
(2) 登録官は、通知により、証明書類の原本を当該通知において指定する期間内に登録局に提出すること又は登録官に送付することを要求することができる。
(3) 出願人又は場合により所有者が、
(a) 優先出願に関して(1)に、又は
(b) 優先出願に関する証明書類に関して(2)に基づく登録官の要求に、
従わない場合は、第17条(2)適用上の宣言は、当該優先出願に係る限りにおいて無視される。

特許を出願し取得する権利

規則 10 第 20 条(1)(a)に基づく付託

(1) 第 20 条(1)(a)に基づく付託は、特許様式 2 により行い、当該問題の内容、付託者が依拠する事実及び付託者の求める命令その他の救済を詳細に記載した陳述書を添付する。

(2) 登録官は、当該付託書及び陳述書の写しを次の者に送付する。

(a) 当該発明について特許付与を受ける権原がある者として当該付託書に記載された者(ただし、(1)にいう者を除く)

(b) (付託の当事者でなく)特許出願について何らかの権利を有する者として登録簿に記入された者

(c) (付託の当事者でなく)当該特許の出願人であるか又は関連する取引、証書若しくは事件について登録官に通知を行った者、及び

(d) 特許出願又は第 24 条(2)(a)に基づいて提出される陳述書において、当該発明に係る発明者若しくは共同発明者である者として又は発明者若しくは共同発明者であると信じられる者として確認されたすべての者

(3) (2)に基づいて付託書及び陳述書の写しの送付を受けた者が、求められている命令の発令又は救済の付与に対して異議を申し立てようとする場合は、異議申立人は、当該写しを送付する登録官の書簡の日付から 2 月以内に、当該異議申立の理由を詳細に記載した様式 HC6 による答弁書を提出するものとし、登録官は、付託者並びに付託書及び陳述書の受領者であって当該答弁書の提出者以外の者に対し、当該答弁書の写しを送付する。

(4) 付託者又は前記の受領者は、答弁書を送付する登録官の書簡の日付から 2 月以内に、自己の主張を裏付ける証拠を提出することができ、また、当該証拠の写しを次の者に送付する。

(a) すべての場合において、異議申立人、及び

(b) 前記の受領者により提出された証拠については、付託者

(5) 異議申立人は、当該証拠を送付する登録官の書簡の日付から 2 月以内か又は当該証拠の提出がない場合は当該証拠の提出期限の満了後 2 月以内に、自己の主張を裏付ける証拠を提出することができ、そのように提出した証拠の写しを付託者及び前記の受領者に送付するものとする。また、付託者又は前記の受領者は、異議申立人の証拠の写しを受領した日から 2 月以内に、これに応答する事項に限り追加の証拠を提出することができ、その写しは(4)(a)及び(b)にいう者に送付する。

(6) 追加の証拠は、登録官の許可又は指示がない限り、提出することができない。

(7) 登録官は、付託手続の何れかの局面に関し自己が適切と認める指示を与えることができる。

規則 11 第 20 条(1)(b)に基づく共同所有者による付託

(1) 第 20 条(1)(b)に基づく付託は、特許様式 2 により行い、当該問題の内容、付託を行う共同所有者が依拠する事実及び当該共同所有者の求める命令を詳細に記載した陳述書を添付する。

(2) 登録官は、当該付託書及び陳述書の写しを次の者に送付する。

(a) 付託の当事者でなく、かつ、求められている命令に対する同意の意思を別段に書面中表示していない各共同所有者

(b) 特許出願に係る何らかの権利が移転又は付与されるべき者として当該付託書に記載されている者

(c) (付託の当事者でなく)特許出願について何らかの権利を有する者として登録簿に記入されている者

(d) (付託の当事者でなく)関連する取引、証書又は事件について登録官に通知を行った者、及び

(e) 特許出願又は第 24 条(2)(a)に基づいて提出される陳述書において、当該発明に係る発明者若しくは共同発明者として、又は発明者若しくは共同発明者であると信じられる者として確認されたすべての者

(3) 当該付託書及び陳述書の写しの送付を受けた者であって、求められている命令に異議を申し立てようとするものは、当該付託書及び陳述書の写しを送付する登録官の書簡の日付から 2 月以内に、当該異議申立の理由を詳細に記載した様式 HC6 による答弁書を提出することができる。

(4) 登録官は、当該答弁書の写しを次の者に適宜送付する。

(a) 当該付託の当事者である各共同所有者、及び

(b) (2)に基づいて付託書及び陳述書の写しの送付を受けた者

(5) 当該答弁書の写しを受領した者は、その写しを送付する登録官の書簡の日付から 2 月以内に、自己の主張を裏付ける証拠を提出することができ、また、当該提出した証拠の写しを、当該付託を行う共同所有者及び答弁書を提出した各々の者に対して送付する。

(6) (5)に基づいて提出された証拠の写しを受領する権原を有する者は、当該証拠の写しを受領した日から 2 月以内、又は当該証拠の提出がない場合はその提出期限の満了後 2 月以内に、自己の主張を裏付ける証拠を提出することができ、また、当該提出した証拠の写しを(4)に記載される他の各当事者に送付する。

(7) (6)に基づいて提出された証拠の写しを受領した者は、当該写しを受領した日から 2 月以内に、これに回答する事項に限り追加の証拠を提出することができ、また、当該提出した証拠の写しを適宜(4)に記載される当事者に送付する。

(8) 追加の証拠は、登録官の許可又は指示がない限り、何れの当事者も提出することができない。

(9) 登録官は、付託手続の何れかの局面に関し自己が適切と認める指示を与えることができる。

規則 12 第 20 条に基づく命令

(1) 第 20 条に基づいて、特許出願を何れも原出願人でない 1 又は複数の者の名称において遂行すべき旨の命令がされた場合は、登録官は、すべての原出願人及び登録官の認知しているその実施権者に対し、当該命令の発令を通知する。

(2) (1)に基づく通知を受けた者は、登録官から受領した通知の日付から 2 月以内に、第 23 条(3)に基づく請求を行うことができる。

規則 13 第 20 条(3)に基づく新規出願の所定の期間

第 20 条(3)適用上の所定の期間は、同項に基づいて発令された命令に起因する上訴期間が当該上訴の提起なく満了する日から又は当該上訴が行われた場合はこれが最終的に処分された

日から、3月とする。

規則 14 第 20 条(5)に基づく許可

- (1) 第 20 条(2)(d)又は(4)に基づく指示が与えられた者に代わって行為するための許可を求める第 20 条(5)に基づく申請は、書面により行い、申請人が依拠するすべての事実及び求める許可の内容を詳細に記載した陳述書を添付する。
- (2) 申請人は、当該申請書及び陳述書を提出するときに、当該指示に従わなかったとされる者に対して当該申請書及び陳述書の写しを送付する。
- (3) 登録官は、付託手続の何れかの局面に関し自己が適切と認める指示を与えることができる。

規則 15 第 22 条に基づく共同出願人による請求

- (1) 共同出願人による第 22 条に基づく請求は、書面により行い、当該共同出願人が依拠する事実及び求める指示の内容を詳細に記載した陳述書を添付する。
- (2) 請求人は、請求書及び陳述書を提出するときに、他の共同出願人全員に請求書の写し及び陳述書の写しを送達する。
- (2A) 請求に異議を申し立てようとする他の共同出願人は、次のとおりとする。
 - (a) 当該他の共同出願人が請求書及び陳述書の写しの送達を受けた日後2月以内に、自己の異議申立の理由を詳細に記載した様式HC6により答弁書を提出し、
 - (b) 答弁書を提出するときに、請求人及び答弁書の当事者でない他の共同出願人全員に答弁書の写しを送達する。
- (3) 登録官は、請求手続の何れの局面に関しても自己が適切と認める指示を与えることができる。

規則 16 第 23 条に基づく登録官への付託

- (1) 第23条(3)にいう命令が発令された後に、第23条(5)に基づいて、何人かがライセンスを受ける権原を有するか否か又は当該ライセンスの期間若しくは条件が適切であるか否かの問題の判断が登録官に付託される場合は、当該付託は、書面により行い、当該付託を行う者が依拠する事実及び同人が受諾若しくは許諾する用意があるライセンスの条件を詳細に記載した陳述書を添付する。
- (2) 付託を行う者は、付託書及び陳述書を提出するときに、他の関係人全員に付託書の写し及び陳述書の写しを送達する。
- (2A) 当該期間及び当該条件でライセンスを許諾又は受諾することに同意しない関係人は、次のとおりとする。
 - (a) 当該関係人が付託書及び陳述書の写しの送達を受けた日後2月以内に、自己の異議申立の理由を詳細に記載した様式HC6により答弁書を提出し、
 - (b) 答弁書を提出するときに、付託を行う者に答弁書の写しを送達する。
- (3) 登録官は、付託手続の何れの局面に関しても自己が適切と認める指示を与えることができる。
- (4) 本条規則において、「関係人」とは、その者の名義において出願が手続される者、又は場合によりライセンスの許諾を受ける権原を有すると主張する者(付託を行う者でない)をい

う。

発明者

規則 17 発明者の明記

(1) 次の者が第 24 条(1)又は(3)に基づいて登録官に対して行う申請は、特許様式 7 により行い、依拠する事実を詳細に記載した陳述書を添付する。

(a) ある発明について付与された特許又は公開された特許出願において、自己が当該発明の発明者又は共同発明者として明記されるべきであったと主張する者、又は

(b) ある発明について付与された特許又は公開された特許出願において、単独又は共同発明者として明記された者がそのように明記されるべきでなかったと主張する者

(2) 登録官は、当該申請書及び陳述書の写しを次の者に送付する。

(a) 当該特許の所有者又は出願人として登録されるすべての者(ただし、第 24 条に基づく出願人自体は除く)

(b) 特許出願又は第 24 条(2)(a)に基づいて提出される陳述書において、当該発明に係る発明者若しくは共同発明者として又は発明者若しくは共同発明者であると信じられる者として記載されたすべての者、及び

(c) 当該申請がその利害関係に影響を及ぼす可能性があるとして登録官が判断するその他すべての者

(3) 当該申請に異議を申し立てようとする申請及び陳述書の写しを受領した者は、

(a) 当該写しを送付する登録官の書簡の日付後 2 月以内に、当該申請に対して自己の異議申立の理由を詳細に記載した特許様式 58 による異議申立通知書を提出するものとする。及び

(b) 異議申立通知書を提出するときに、当該異議申立通知書の当事者でない各人に対して、当該異議申立通知書の写しを送達する。

(4) 登録官は、付託手続の何れの局面に関しても自己が適切と認める指示を与えることができる。

(5) 第 24 条(1)適用上の所定の書類は、補遺又は正誤表とする。

規則 18 出願人が発明者又は単独発明者でない場合の手続

(1) 規則 28 並びに規則 86(8)及び(8A)に従うことを条件として、第 24 条(2)適用上の所定の期間は、

(a) 宣言された優先日が存在しない場合は、特許出願の出願日から 16 月、又は

(b) 宣言された優先日が存在する場合は、当該宣言された優先日から 16 月、とする。

(1A) 第 24 条(2)に基づいて提出する陳述書は、特許様式 8 によるものとする。

(2) (a) 出願人が単独発明者ではなく、又は

(b) 出願人が発明の共同発明者ではなく、

かつ、第 17 条(5)(b)に定義する先の関係出願に関する宣言された優先日が出願に記載されていない場合は、登録官は、(1)に基づいて提出された特許様式 8 の写しを出願人でない各発明者に送付する。

(3) 出願が国際特許出願(シンガポール)である場合は、(1)の要件は、何らかの従うべき要件があったか否かを問わず、特許協力条約に基づく規則の第 4 規則 1(a)(iv)及び第 4 規則 6 の要件が満たされているときは、満たされているものとする。

特許出願

規則 19 特許付与を求める出願

- (1) 特許付与の請求は、特許様式 1 により行う。
- (2) 特許を出願に基づいて求める旨の表示を記載した書類を特許様式 1 又は出願手数料を伴うことなく登録官に提出した場合は、当該書類を提出した日から 1 月以内に、登録局に対し、同様式を提出し、また、当該手数料を納付しなければならない。
- (3) 第 25 条に基づいて行う特許出願に含まれる明細書には、発明の名称、説明、クレーム及びもしあれば図面をこの順序で記載する。
- (4) 願書及び明細書に記載する発明の名称は同一とし、簡潔かつ正確なものとする。また、当該発明に関係する事項を表示するものでなければならない。登録官は、当該名称が本項に従っていないと判断する場合は、本項に従うようこれを変更することができる。
- (5) 特許出願書類に含まれる発明の説明は、その冒頭に発明の名称を記載し、次の事項に従うものとする。
 - (a) 当該発明が関係する技術分野を明示すること
 - (b) 出願人の知る限りにおいて、当該発明の理解、調査及び審査に有用であるとみなすことができる背景技術を明記すること
 - (c) 技術的課題について、そのように明示していない場合を含め、課題及びその解決方法を理解することができるような表現で、クレームする発明を開示すること並びにもしあれば、当該発明の有利な効果をその背景技術との関連で述べること
 - (d) もしあれば、図面中の図について簡潔に説明すること
 - (e) クレームする発明を実施するための態様について、適宜実施例を挙げ、かつ、もしあれば図面を引用して、少なくとも 1 以上記述すること、及び
 - (f) 当該発明が産業上の利用可能性に関する第 13 条(1)(c)の条件を満たす方法が、当該発明の説明又は内容から明白でない場合は、明確に表示すること
- (6) クレームの数は、クレームする発明の内容を考慮して適切なものでなければならない。
 - (6A) クレームが 2 以上の複数に及ぶ場合は、アラビア数字で通し番号を付する。
- (7) クレームにおける保護範囲の限定は、構造的、機能的又は数学的用語を用いて表現することができる当該発明の技術的特徴により行わなければならない。
- (8) クレームは、
 - (a) 2 の部分に分けて記載し、第 1 部分は、クレームする主題の限定に関して必要であり、かつ、組合せにより先行技術の一部と認められる当該発明の技術的特徴の記載をもって構成し、第 2 部分は、「……という点で特徴付けられる」、「……により特徴付けられる」、「当該改良を構成する……」などの語又はこれらと同じ趣旨の表現に始まって、第 1 部分において述べた特徴との組合せにより、保護範囲を限定する技術的特徴を簡潔に述べた記載で続けるか、又は
 - (b) 保護範囲を限定する複数の要素若しくは工程の組合せ又は単一の要素若しくは工程に係る説明を含む単一の記載により構成する。
- (9) クレームは、発明の技術的特徴に関し、発明の説明又は図面の参照に依拠してはならない。ただし、当該参照がクレームの理解のために必要である場合又はこれがクレームの明確性若しくは簡潔性を高める場合は、この限りでない。

- (10) (a) 特許出願を開始するために登録局に提出された書類に、
(i) 特許を求めている発明の説明である若しくは説明であると認められる事項であって、
(ii) 英語以外の言語によるものが含まれており、かつ
(b) 出願人により当該事項の英語翻訳文が提出されていない場合は、
登録官は、当該事項の英語翻訳文が必要である旨を出願人に通知する。
(11) 出願人は、(10)に基づいて通知を受けた場合は、当該通知の日付から2月以内に、当該事項の英語翻訳文を提出しなければならない。
(12) 出願人が(11)に従わない場合は、登録官は、その特許出願を拒絶する。
(13) 特許出願の取下げ請求は、様式CM9で請求するものとする。

規則 20 微生物

附則 4 は、その実施にあたり微生物の使用を必要とする発明に係る一定の特許出願及び付与特許に関して、効力を有する。

規則 21 図面

- (1) 第 25 条に基づいて行われる特許出願の一部を構成する図面には、A4 サイズ(29.7 センチ×21 センチ)の紙面を使用する。
(2) 当該紙面は、その使用面の周囲に枠を付してはならない。
(3) 紙面には、少なくとも次の余白を設ける。
(a) 上端：2.5 センチ
(b) 左端：2.5 センチ
(c) 右端：1.5 センチ、及び
(d) 下端：1.0 センチ
(4) 提出の時点で、余白部分は、完全に空白でなければならない。
(5) 図面は、次に従って作成する。
(a) 満足な複写ができるように、彩色を行わず、かつ、耐久性があり、黒色で十分な濃さを有し、均一な太さの鮮明な線及び筆致により描く。
(b) 切断面は、引用符号及び引出線の明確な判読を妨げることのない平行斜線により示す。
(c) 図面の縮尺及びその作図の明瞭性は、線縮尺 3 分の 2 で写真複製した場合に、細部がすべて容易に識別できる程度でなければならない。例外として、図面上で尺度を表示する場合は、図示する。
(d) 図面上に記載されるすべての数字、文字及び基準線は、単純かつ明確なものでなければならない。また数字及び文字については、括弧、丸及び引用符を用いない。
(e) 図の各要素は、その図の他の各要素と同じ寸法比率で記載しなければならない。ただし、図を明瞭に示すために異なる比率を使用することが不可欠な場合は、この限りでない。
(f) 数字及び文字の高さは、0.32 センチ以上でなければならない。また、図面に書き込む文字には、ラテンアルファベット及び慣例上使用されている場合はギリシャアルファベットを使用する。
(g) 同一図面上に複数の図を記載することができる。複数の紙面にわたって記載された図が 1 の全体図を構成する場合は、当該複数紙面上の図は、各断片図の如何なる部分も隠れることなく全体図が組み立てられるよう配置する。複数の異なる図は、無駄な空白ができないよ

うに明確に間隔を取って配置し、かつ、紙面の通し番号とは別にアラビア数字で通し番号を付す。

(h) 発明の説明又はクレームに記載のない引用符号は、図面に使用してはならず、逆もまた同様とする。また、引用符号により表示する同一の特徴は、当該出願を通して同一の記号により表示する。

(i) 図面には、文言を記載しない。ただし、当該図面の理解のため必要とされる「水」、「蒸気」、「開」、「AA の断面」などのような単一語又は語句、電気回路及びブロック図又は工程図表の場合における少数の短い欄外見出し語については、この限りでない。

(j) 複数枚の図面は、規則 23(13)及び(14)に従って、ページ番号を付す。

(6) 工程図及び図表は、本規則適用上の図面とみなす。

(7) (1)から(4)まで並びに(5)(f)、(g)及び(j)は、電子オンラインシステムを用いて登録局に提出する図面には適用されない。この図面については、前記各項の要件の代わりに登録官が発行する実施指針に従う。

規則 22 要約

(1) [削除]

(2) 要約には、明細書で開示された事項の簡潔な概要を記載する。

(3) 概要は、発明が属する技術分野を記載し、かつ、発明が関係する技術的課題、発明を通じての当該課題の解決方法の要旨及び当該発明の主たる用途を明確に理解することができるように作成する。

(4) 適切な場合は、要約には、明細書に含まれる化学式のうち当該発明を最も適切に特徴付けるものも含めるが、当該発明についての利点若しくは価値に関する陳述又は当該発明の推測的な利用に関する陳述は含めない。

(5) 要約は、開示事項の許す限り簡潔なものとし、通常は 150 語以下でまとめる。

(6) 明細書に図面が含まれる場合は、出願人は、公開の時点で要約に添付するべきであると考えられる当該図面に係る 1 又は例外的に複数の図を、要約において表示する。

(7) 登録官は、当該発明をより適切に特徴付けると判断する場合は、1 又は複数の図を公開する決定を下すことができる。

(8) 要約に記載し、かつ、図面により図解した主要な各特徴の後には、当該図面において用いた引用符号を記載する。

(9) 要約は、特に明細書を調べる必要性の有無を判断することを可能にすることにより、特定の技術分野において調査を行うための効率的な手段となるように作成する。

規則 23 書類の寸法及び体裁

(1) (29)に従うことを条件として、本条規則は、何れかの方法により登録局に提出される、特許出願を構成する(図面を含む)すべての書類(その差替えも含む)に適用される。

(1A) (1)にいうすべての書類は、英語によるものとする。

(2) 別段の規定がない限り、明細書(その中の図面を含む)、要約及びその差替え紙面は、個別に提出する。

(3) (1)にいうすべての書類は、写真、静電又は電子的方法、スキャニング、写真オフセット印刷及びマイクロフィルム複写による無制限部数の直接複製が可能な体裁にする。

- (4) 何れの紙面にも、亀裂、皺及び折れ目があってはならない。
- (5) 紙面は、片面のみを用いる。
- (6) (1)にいうすべての書類は、A4サイズ(29.7センチ×21センチ)によるものとし、かつ、柔軟、強靱、白色、平滑であり、光沢のない耐久性のある用紙を用いる。
- (7) 各紙面(図面を除く)は、その短辺を上辺として(縦置き)使用する。
- (8) 特許付与の願書、発明の説明、クレーム、図面及び要約は、それぞれ新しい紙面で開始する。
- (9) 紙面は、閲覧する際に容易にめくることができるように、また容易に分離することができる、かつ、再び綴じることができるように連結する。
- (10) 発明の説明、クレーム及び要約を含む紙面には、少なくとも次の余白を設ける。
- (a) 上端：2.0センチ
- (b) 左端：2.5センチ
- (c) 右端：2.0センチ、及び
- (d) 下端：2.0センチ
- (11) 出願を構成する書類の余白部分は、提出の時点で、また、これら書類と差し替える書類の余白部分も、完全な空白でなければならない。
- (12) 出願にあたっては、図面を除き、
- (a) 願書におけるすべての書面には、提出の際に、通しページ番号を付し、かつ
- (b) その他の紙面には、提出の際に、別個に連続する通しページ番号を付す。
- 当該すべてのページ番号は、アラビア数字により紙面上端又は下端の中央に配置し、上端又は下端の余白部分には配置しない。
- (13) 出願に係るすべての図面の紙面には、別個に連続する通しページ番号を付す。
- (14) 当該ページ番号は、アラビア数字により紙面上端又は下端の中央に配置し、上端又は下端の余白部分には配置しない。
- (15) (1)にいう各書類(図面を除く)は、退色のない黒系暗色で、行間を少なくとも1.5行分空け、更に大文字で高さが0.21センチ以上ある文字により印字又は印刷する。ただし、図式記号及び符号並びに化学式及び数式については、退色のない黒系暗色で、手で書き入れ又は描くことができる。
- (16) 特許付与の願書、発明の説明、クレーム及び要約には、図面を含めてはならない。
- (17) 発明の説明、クレーム及び要約には、化学式又は数式を含めることができる。
- (18) 発明の説明及び要約には、表を含めることができる。
- (19) クレームには、その主題の性質上表の使用が望ましい場合に限り、表を含めることができる。
- (20) (1)にいうすべての書類において、度量衡の単位は、メートル法で表記する。
- (21) メートル法以外の方法を用いる場合は、メートル法による度量衡の単位を併記する。
- (22) 温度は、摂氏で表記する。
- (23) 他の物理的数値については、国際慣行により認められている単位を用い、数式に関しては一般的に使用されている記号を、化学式に関しては一般的に使用されている記号、原子量及び分子式をそれぞれ用いる。
- (24) 一般に、当該分野において一般に認められている専門的な用語、符号及び記号を使用する。

(25) 明細書において何らかの式又は記号を使用する場合は、登録官の指示があるときは、図面と同じ方法により作成したその写しを提出する。

(26) 1 の出願では、用語及び記号を統一する。

(27) (1)にいうすべての書類は、削除その他の改変、重ね書き及び行間書込を行ってはならず、また、如何なる場合でも読み易くしなければならない。

(28) 登録官は、内容の信頼性に問題がなく、かつ、複写の適切性に係る要件が妨げられない限り、本条規則の不遵守を容認することができる。

(29) (2)及び(4)から(15)までは、電子オンラインシステムを用いて登録局に提出する書類には適用されず、他方、当該書類は、前記の各項の要件に代わりに登録官が発行する実施指針に従う。

規則 24 陳述書、反対陳述書及び証拠の様式

規則 23(3)から(7)までは、必要な変更を施して、提出するすべての陳述書、答弁書又は証拠に適用される。ただし、登録官が別段の指示をした場合は、この限りでない。

規則 25 発明の単一性

(1) 第 25 条(5)(d)の一般性を害することなく、2以上の発明についてクレームする場合(別々のクレームであるか単一クレームにおける選択肢であるかを問わない)において、当該複数の発明は、これらの間に同一又は対応する特殊な技術的特徴の 1 以上を伴った技術的関連性が存在するときに限り、単一の発明概念を形成するように結合しているものとして取り扱われる。

(2) 本条規則において、「特殊な技術的特徴」とは、クレームされた発明の各々を全体として考慮したときに、先行技術への改善である貢献を定義付ける技術的特徴をいう。

規則 26 第 26 条に基づいて定められる一定の事項

(1) 第 26 条(1)(c)(ii)(B)適用上の先の関係出願に関する所定の情報は、次のとおりとする。

(a) 先の関係出願の出願日、及び

(b) 先の関係出願が行われた国又は対象とする国

(2) 第 26 条(3)(b)適用上の所定の期間は、第 26 条(3)(a)に基づく登録官の通知の日から 2 月とする。

(3) 第 26 条(7)適用上の所定の期間は、次のとおりとする。

(a) (b)に従うことを条件として、特許出願の出願日から 3 月、又は

(b) 第 20 条(3)、第 26 条(11)若しくは第 47 条(4)に基づいて新規出願が行われている場合は、開始日から 3 月

(4) 第 26 条(7)(c)適用上の所定の書類は、次のとおりとする。

(a) 次の何れか

(i) 第 26 条(1)(c)(ii)(C)にいう先の関係出願の写しであって、

(A) 提出先の機関が認証したもの、又は

(B) それ以外で登録官が受理可能なもの

(ii) 当該先の関係出願の写しを登録局が保管している場合は、

(A) 当該先の関係出願の写しの作成を求める請求書、及び

- (B) 作成された写しを認証するよう登録官に請求する様式 CM12
- (b) 第 26 条(1)(c)(ii)(C)にいう先の関係出願が英語以外の言語による場合は、次の何れか
 - (i) 当該先の関係出願の英語翻訳文
 - (ii) 当該先の関係出願の英語翻訳文を登録局が保管している場合は、
 - (A) 当該翻訳文の写しの作成を求める請求書、
 - (B) 作成した写しを認証するよう登録官に請求する様式 CM12、及び
 - (c) 特許様式 56
- (5) 第 26 条(12)(a)適用上の所定の期間は、次のとおりとする。
 - (a) (b)に従うことを条件として、
 - (i) 宣言された優先日が存在しない場合は、特許出願の出願日から 12 月、又は
 - (ii) 宣言された優先日が存在する場合は、次の期間のうち何れか後に満了するもの
 - (A) 宣言された優先日から 12 月、
 - (B) 当該出願の出願日から 2 月、又は
- (b) 第 20 条(3)、第 26 条(11)若しくは第 47 条(4)に基づいて新規出願をしている場合は、開始日から 2 月

規則 26A 欠落部分

- (1) 第 26 条(8)適用上の所定の期間は、次のとおりとする。
 - (a) 出願人が第 26 条(9)(b)(i)に基づく請求を行う場合は、
 - (i) (ii)に従うことを条件として、特許出願の出願日から 3 月、若しくは
 - (ii) 第 20 条(3)、第 26 条(11)若しくは第 47 条(4)に基づいて新規の出願が行われた場合は、開始日から 3 月、又は
 - (b) 出願人が第 26 条(9)(b)(i)に基づく請求を行わない場合、出願人はいつでも以下の請求をすることかできる、
 - (i) 第 29 条(1)(a)に基づく調査報告請求書の提出
 - (ii) 第 29 条(1)(b)に基づく調査及び審査報告請求書の提出
 - (iii) 第 29 条(1)(c)に基づく審査報告請求書の提出
 - (iv) 第 29 条(1)(d)に基づく補充審査報告請求書の提出
- (2) 第 26 条(8)の適用上、特許出願のすべての欠落部分を特許様式 56 により提出しなければならない。
- (3) 出願人は、登録官に書面により通知しない限り、欠落部分を取り下げることができない。
- (4) 第 26 条(9)(b)適用上の所定の期間は、次のとおりとする。
 - (a) (b)に従うことを条件として、特許出願の出願日から 3 月、又は
 - (b) 第 20 条(3)、第 26 条(11)若しくは第 47 条(4)に基づいて新規出願が行われている場合は、開始日から 3 月
 - (5) 第 26 条(9)(b)(i)に基づく請求は、
 - (a) 出願人が第 26 条(8)に基づいて出願の欠落部分を提出する時に行われるものとし、
 - (b) (i) 第 26 条(9)(b)(ii)に基づく陳述書、
 - (ii) 第 26 条(9)(b)(iii)に基づく情報、及び
 - (iii) 第 26 条(9)(b)(iv)に基づく書類、
- を添付するものとし、また、

- (c) 第 26 条(9)に基づくすべての要件を満たさない限り、行われなかったものとみなす。
- (6) 第 26 条(9) (b) (iii)適用上の先の関係出願に関する所定の情報は、次のとおりとする。
 - (a) 先の関係出願の出願日
 - (b) 先の出願の出願番号、及び
 - (c) 先の出願を行った国又はその対象とする国
- (7) 第 26 条(9) (b) (iv)適用上の所定の書類は、次のとおりとする。
 - (a) 次の何れか
 - (i) 第 26 条(9) (a)にいう先の関係出願の写しであって、
 - (A) 提出先の機関が認証したもの、又は
 - (B) それ以外で登録官が受理可能なもの
 - (ii) 当該先の関係出願を登録局が保管している場合は、
 - (A) 当該先の関係出願の写しの作成を求める請求書、及び
 - (B) 作成した写しを認証するよう登録官に請求する様式 CM12、及び
 - (b) 第 26 条(9) (a)にいう先の関係出願が英語以外の言語による場合は、次の何れか
 - (i) 当該先の関係出願又は当該特許出願欠落部分を含む当該先の関係出願のすべての部分の英語翻訳文
 - (ii) 当該先の関係出願又は当該特許出願の欠落部分を含む当該先の関係出願のすべての部分の英語翻訳文を登録局が保管している場合は、
 - (A) 当該翻訳文の写しの作成を求める請求書、及び
 - (B) 作成した写しを認証するよう登録官に請求する様式 CM12

規則 27 第 26 条(11)に基づく新規出願

- (1) (2)及び(3)に従うことを条件として、先の出願の出願日とその出願日として取り扱われることの請求を含む新規の特許出願を、次に基づいて第 26 条(11)に従って提出することができる。
 - (a) 出願人自身の意志により、又は
 - (b) 第 25 条(5) (d)の要件を満たすために
 - (1A) [削除]
- (2) 可能な限りにおいて、先の出願及び新規出願に係る発明の説明及び図面は、それぞれ、当該出願により保護が求められる事項のみに関連するものでなければならない。
- (3) ある出願において、他の出願により保護の求められる事項に関する記載がされる必要がある場合は、当該出願は、番号による当該他の出願への言及を記載しなければならない。

規則 28 新規出願の出願期間の延長

- 第 20 条(3)、第 26 条(11)又は第 47 条(4)に基づいて新規出願が行われた場合は、
- (a) 規則 9(1)に基づく要件は、開始日において満たされていなければならない、
 - (b) 規則 9(2) (b)にいう期間の満了後は、規則 9(2) (c)及び(d)に基づく要件は、開始日において満たされていなければならない、
 - (c) 規則 9(3) (a)にいう期間の満了後は、規則 9(3) (b)及び(c)に基づく要件は、開始日において満たされていなければならない、
 - (d) 規則 9A(2) (a)にいう期間の満了後は、規則 9A(2) (b)、(c)及び(d)に基づく要件は、開始

日において満たされていないならば、

(e) 規則 9B(1)にいう期間の満了後は、規則 9B(1)に基づく要件は、開始日において満たされていないならば、

(f) 規則 18(1)にいう期間の満了後は、規則 18(1A)と合わせて読んだ第 24 条(2)に基づく要件は、開始日において満たされていないならば、かつ

(g) 附則 4 の第 1 項(2)(a)(ii)及び(3)に基づく要件は、これらが適用される場合は、同附則第 1 項(3)に基づいて確認される時か又は開始日の何れか遅い方以前に満たされなければならない。

規則 29 出願の公開

(1) (2)、(3)及び(4)に従うことを条件として、特許出願は、第 27 条の適用上、宣言された優先日から、又は宣言された優先日が存在しない場合は当該出願の出願日から 18 月が満了した後速やかに公開される。

(2) 第 20 条(3)、第 26 条(11)又は第 47 条(4)に基づいて新規出願がされた場合は、第 27 条適用上の所定の期間は、先の出願に係る宣言された優先日から又は宣言された優先日が存在しない場合は当該先の出願の出願日から 18 月とする。

(3) 第 27 条(2)に基づく早期の出願公開を求める請求は、特許様式 9 によるものとする。

(4) 特許出願は、(1)又は(2)に基づいて適用される期間の満了前 1 月より前に、

(a) 様式 CM9 が提出されることにより取り下げられ、又は

(b) 放棄若しくは拒絶されたものとして取り扱われる場合は、
公開されてはならない。

規則 30 公開準備の完了

登録官は、特許出願の公開準備が完了したものとして取り扱う日を決定することができる。

特許付与の手続

規則 31 送達宛先

(1) 登録官手続の目的のために、シンガポールにおける送達宛先が (2) に基づき、次の者によって又はその代わりに提供されなければならない。

(a) すべての特許出願人

(b) 規則6, 規則7, 規則10, 規則11, 規則12, 規則14, 規則15, 規則16, 規則17, 規則52, 規則65, 規則66, 規則69, 規則71, 規則74, 規則76, 規則77, 規則78, 規則80, 規則85若しくは規則91又は附則4の第3項に基づいて登録官に対する当事者系手続を提起するすべての者

(c) 登録官に対する当事者系手続の当事者であるが当該手続を提起しなかったすべての特許所有者、及び

(d) 登録官手続の他のすべての当事者

(2) (3)にいう様式、何れの出願、要求、参考文献または通知が手続に関して提出を求められる場合、送達宛先は当該様式、出願、要求、参考文献または通知で提供されなければならない。

(3) 送達宛先を提供することの効果は、次のとおりとする。

(a) 送達宛先が、

(i) 特許様式1, または特許様式37により提供された場合、または

(ii) 規則86(9)又は(13)のいずれかのもとに作成された出願の場合、

送達宛先は、場合に依り当該様式が提出される又は出願の作成に関連して、特許又は特許出願に関するすべての手続の適用上効果を有する。

(b) 送達宛先が

(i) 特許様式2, 特許様式7, 特許様式35, 特許様式58

(ii) 様式HC4若しくはHC6, ,

(iii) 特許様式28(様式が規則73(1)に言及された出願に関する限り),

(iv) 規則14(1), 71(1)又は78(1)により言及された出願,

(v) 規則15(1)に言及された又は様式が附則4の第3(4)項に基づいて作成された要求

(vi) 規則16(1), 76(1)に言及される参考文献,

(vii) 付随4の第3(6)に基づいて提出された通知,

により提供された場合、送達宛先は、場合に依り当該様式、出願、要求、参考文献又は通知が提出される手続の適用上効果を有する。

(c) 送達宛先が特許様式15, 特許様式19, 特許様式20又は特許様式53により提供された場合、

送達宛先は、それに関して当該様式が提出されるすべての更新出願又は手続の適用上においてのみ効果を有する。

(d) 送達宛先が、

(i) 特許様式34若しくは特許様式44 ;

(ii) 様式CM1, CM 2, CM 10, CM11若しくはCM12;

(iii) 規則64(1)に基づいて作成された出願 ;

(iv) 規則92(1)若しくは(2)又は附則4の第2(1)項に基づき作成された要求,

上記により提供された場合、場合に依り送達宛先は、それに関して当該様式が提出される事項についてのみ効果を有する。

- (e) 送達宛先が様式CM6により提供された場合、送達宛先は、それに関して当該様式が提出されるライセンスに関するすべての手続の適用上効果を有する。
- (f) 送達宛先が様式CM7により提供された場合、送達宛先は、それに関して当該様式が提出される担保権に関するすべての手続の適用上効果を有する。
- (g) 送達宛先が様式CM8により提供された場合、次のとおりとする。
- (i) 当該様式により提供された2の送達宛先がある場合、
- (A) 一方の送達宛先は、それに関して当該様式が提出される特許又は特許出願の移転の登録の適用上提供されたものとされ、当該目的に限り効果を有し、
- (B) 他方の送達宛先は、当該特許又は出願に関するすべての手続の適用上効果を有する。(ii) 当該様式により提供された1の送達宛先のみがある場合、送達宛先は、それに関して当該様式が提出される特許又は特許出願に関するすべての手続の適用上効果を有する。
- (4) 送達宛先が(1)(b)、(c)又は(d)という者によって又はその代わりに同項の求めにより提供されなかった場合、登録官は、当該人に通知日後2月以内に送達宛先を提供するよう通知を送付することができ、当該人がそうしなかった場合は、次のとおりとする。
- (a) (1)(b)にいう者の場合は、問題の手続は、取り下げられたものとみなされ、
- (b) (1)(c)にいう所有者又は(1)(d)にいう当事者の場合は、当該人は問題の手続に参加することを認められない。
- (5) 送達宛先を変更又は訂正する登録官への請求は、様式CM2でしなければならない。
- (6) ある者に対してその送達宛先へ送付又は送達されたものは、当該人に対して正規に送付又は送達されたものとみなされる。
- (7) 送達宛先が(1)に基づいて提供されない又は(5)に基づいて変更若しくは訂正されない場合は、登録官は次のとおりとする。
- (a) 特許出願人の送達宛先を特許付与時の所有者とみなすことができ、
- (b) シンガポールにおける取引又は事業宛先を当該人の送達宛先とみなすことができる。

規則 32 [削除]

規則 33 方式要件

- (1) 特許法の適用上、次を方式要件とする。
- (a) 規則 19(1)、(4)及び(6A)の要件
- (b) 規則 21(1)、(2)、(3)、(4)、(5) (ただし、(5)(h)に含まれるものを除く)及び(7)、規則 22並びに規則 23(ただし、(19)、(20)及び(26)に含まれるものを除く)に定められる要件
- (c) 規則 31(1)(a)の要件、及び
- (d) 第 25 条(3)(c)にいう要約の提出
- (2) 出願が第 85 条により特許法に基づく特許出願として取り扱われるべき国際特許出願(シンガポール)である場合は、規則 19(1)、規則 21、規則 22 及び規則 23 の要件は、これらの規定に対応する特許協力条約に基づく規則の規定が満たされている範囲で、満たされているとして取り扱われる。

規則 34 予備審査

(1) 登録官は、予備審査により、特許出願(本項において当該出願という)の第 17 条(2) 適用上の宣言において当該出願の出願日前 12 月よりも前の先の出願の出願日を指定していると認めた場合は、出願人にその旨を通知する。

(1A) 第 28 条(4)適用上の所定の期間は、第 28 条(4)に基づく登録官の通知の日後 2 月とする。

(2) 第 28 条(8)適用上の所定の期間は、次のとおりとする。

(a) 出願人が第 28 条(9)(b)(i)に基づく請求を行う場合は、第 28 条(7)に基づく登録官の通知の日から 3 月、又は

(b) 出願人が第 28 条(9)(b)(i)に基づく請求を行わない場合は、出願人が以下の請求を提出する前のいつでも、

(i) 第 29 条(1)(a)に基づく調査報告請求書の提出

(ii) 第 29 条(1)(b)に基づく調査及び審査報告請求書の提出

(iii) 第 29 条(1)(c)に基づく審査報告請求書の提出

(iv) 第 29 条(1)(d)に基づく補充審査報告請求書の提出

(3) 第 28 条(8)の適用上、出願から欠落した図面又は発明の説明の部分を特許様式 56 により提出しなければならない。

(4) 出願人が出願から欠落した図面又は発明の説明の部分を取り下げるためには、書面による通知を登録官に送付しなければならない。

(5) 第 28 条(9)(b)適用上の所定の期間は、第 28 条(7)に基づく登録官の通知の日から 3 月とする。

(6) 第 28 条(9)(b)(i)に基づく請求は、

(a) 出願人が第 28 条(8)に基づいて出願から欠落した図面又は発明の説明の部分を提出する時に行うものとし、

(b) (i) 第 28 条(9)(b)(ii)に基づく陳述書、

(ii) 第 28 条(9)(b)(iii)に基づく情報、及び

(iii) 第 28 条(9)(b)(iv)に基づく書類、

を添付するものとし、また

(c) 第 28 条(9)に基づく要件すべてを満たさない限り、行わなかったものとみなす。

(7) 第 28 条(9)(b)(iii)適用上の先の関係出願に関する所定の情報は、次のとおりとする。

(a) 当該先の関係出願の出願日

(b) 当該先の関係出願の出願番号、及び

(c) 当該先の関係出願を行った国又はその対象とする国

(8) 第 28 条(9)(b)(iv)適用上の所定の書類は、次のとおりとする。

(a) 次の何れか

(i) 第 28 条(9)(a)にいう先の関係出願の写しで、

(A) 提出先の機関が認証したもの、又は

(B) それ以外で登録官が受理可能なもの

(ii) 当該先の関係出願の写しを登録局が保管している場合は、

(A) 当該先の関係出願の写しの作成を求める請求書、及び

(B) 作成した写しを認証するよう登録官に請求する様式 CM12、及び

- (b) 第 28 条(9)(a)にいう先の関係出願が英語以外の言語による場合は、次の何れか
- (i) 当該先の関係出願又は当該先の関係出願の図面若しくは発明の説明の一部であって当該特許出願から欠落している部分を含んでいるものすべての英語翻訳文
 - (ii) 当該先の関係出願又は当該先の関係出願の一部であって図面若しくは発明の説明で当該特許出願から欠落している部分を含んでいるものすべての英語翻訳文を登録局が保管している場合は、
- (A) 当該翻訳文の写しの作成を求める請求書、及び
 - (B) 作成した写しを認証するよう登録官に請求する様式 CM12

規則 35 [削除]

規則 36 調査報告の請求

第 29 条(1)(a)に基づいて調査報告を求める請求は、特許様式 10 により行う。

規則 37 調査及び審査報告の請求

第 29 条(1)(b)に基づいて調査及び審査報告を求める請求は、特許様式 11 により行う。

規則 38 調査報告請求書の提出に係る期間

- (1) 第 29 条(1)(a)に基づく請求提出の所定の期間は、次のとおりとする。
 - (a) 当該出願に宣言された優先日が記載されていない場合は、出願日から 13 月、又は
 - (b) 当該出願に宣言された優先日が記載されている場合は、当該宣言された優先日から 13 月
- (2) (1)に拘らず、第 20 条(3)、第 26 条(11)又は第 47 条(4)に基づいて新規出願が行われた場合は、第 29 条(1)(a)に基づく調査報告請求書を提出する所定の期間は、当該新規出願が実際に提出された日から 13 月とする。

規則 39 [削除]

規則 40 調査のための最小限資料

- (1) 規則 2A(2)(a)にいう資料(「最小限資料」)は、次をもって構成される。
 - (a) シンガポールにより発行された特許又はシンガポールにおいて登録された特許
 - (b) シンガポールにおいて公開された特許出願
 - (c) (2)において明記される「国の特許書類」、及び
 - (d) 公開された国際(特許協力条約)出願
- (1A) [削除]
- (2) (3)及び(4)に従うことを条件として、「国の特許書類」とは、次のものをいう。
- (a) オーストラリア、フランス、帝国特許庁のときのドイツ、日本、スイス(フランス語及びドイツ語のみ)、連合王国及びアメリカ合衆国により発行された特許
 - (b) ドイツ連邦共和国により発行された特許、及び
 - (c) (もしあれば)(a)及び(b)にいう国において公開された特許出願
- (3) 一般に英語による要約の入手が不可能である日本の特許書類は、(1)にいう「最小限資料」に含まれなくても差し支えない。

(4) 宣言された優先日か又は宣言された優先日が存在しない場合は、調査対象である出願の出願日から 50 年前の日より後に発行された特許及び当該日より後に公開された特許出願のみが、(1)にいう「最小限資料」に含まれる。

規則 41 所定の特許庁

第 2 条(1)における「対応する出願」、「対応する特許」、「関連国内段階出願」及び「関連国内段階特許」の定義適用上の所定の特許庁は、次のとおりとする。

- (a) オーストラリア、(英語で出願されたカナダ特許出願に関して)カナダ、日本、ニュージーランド、大韓民国、連合王国及びアメリカ合衆国の特許庁、及び
- (b) (英語で出願された欧州特許出願に関して)欧州特許庁

規則 42 審査報告の請求

(1) 第 29 条(1)(c)又は(3)に基づく審査報告の請求は、特許様式 12 により行う。

(1A) 第 29 条(1)(c)にいう所定の文書は、次のとおりである。

(a) 出願人が 1 の対応する出願又は関連国内段階出願における調査の最終的な結果に依拠する場合

(i) 対応する出願又は場合により関連国内段階出願に関する最終的な各調査結果の写しに最終的な調査結果に引用された各文献の写しを添付したもの、及び

(ii) 英語以外の言語による最終的な各調査結果の英語翻訳文

(b) 出願人が 1 の対応する国際出願における調査の最終的な結果に依拠する場合

(i) 対応する国際出願に関する最終的な各国際調査の結果の写しに最終的な国際調査結果に引用された各文献の写しを添付したもの、及び

(ii) 英語以外の言語による最終的な各国際調査結果の英語翻訳文

(c) 当該出願が、第 86 条(3)に基づいてシンガポールにおいて国内段階に入った国際特許出願(シンガポール)であって出願人が当該出願の国際段階における調査の最終的な結果に依拠する場合、

(i) 当該出願に関する最終的な各国際調査結果の写しに最終的な国際調査結果において引用された各文献の写しを添付したもの、及び

(ii) 英語以外の言語による最終的な各国際調査結果の英語翻訳文

(d) (a)にいう最終的な調査結果又は場合により(b)若しくは(c)にいう最終的な国際調査結果で引用された英語以外の各文献に対応する特許ファミリーについての書誌事項の一覧、及び

(e) (d)にいう特許ファミリーについての書誌事項の一覧又は当該一覧の一部が英語以外の言語による場合は、当該一覧又は当該部分の英語翻訳文

(2) 第 29 条(1)(c)に基づく審査報告の請求は、(1)で要件とする様式が次のとおりでない限り無効とする。

(a) (1A)にいう所定の文書を添付して提出し

(b) 所定の手数料を添える。

(3) (a) 出願人が第 29 条(1)(c)に基づいて審査報告の請求を行い、かつ

(b) (1A)(a)にいう最終的な調査結果又は場合により(1A)(b)若しくは(c)にいう最終的な国際調査結果にいう何れかの文献が英語以外の言語による場合は、

登録官は、書簡によって出願人に対し、次のものを登録官の書簡日後 2 月以内に提出するよう要求することができる。

- (i) 当該文献の全部又は一部の英語翻訳文、及び
 - (ii) 次のとおりの証明書類の写し
- (A) 登録官が定める要件に従って作成され、かつ
 - (B) 当該翻訳文が当該書類又はその一部の原文に対応していることを証明する
- (4) 審査報告の請求は、出願人が(3)(i)及び(ii)に基づく登録官による要件を(3)にいう登録官書簡の日後 2 月以内に満たさなかった場合は、放棄したものとして取り扱われる。

規則42A条 補充審査報告の請求

- (1) 第 29 条(1)(d)に基づく補充審査報告の請求は、特許様式 12A により行う。
 - (2) 第 29 条(1)(d)にいう所定の文書は、次のとおりである。
 - (a) 出願人が 1 の対応する出願、対応する国際出願又は関連国内段階出願の実体についての調査及び審査の最終的な結果に依拠する場合
 - (i) 次の何れか
 - (A) 当該特許庁によって付与された特許証の謄本であって
 - (AA) 当該特許庁が認証したもの、若しくは
 - (AB) それ以外に登録官が受理可能なもの
- かつ、特許証が英語以外の言語である場合は、特許証の英語翻訳文、又は
- (B) 次のすべて
 - (BA) 対応する出願、対応する国際出願又は(場合により)関連国内段階出願の実体に係る調査及び審査の最終的な結果を登録官が満足するように記載したその他の書類
 - (BB) (BA)にいう書類が英語以外の言語である場合は、当該書類の英語翻訳文
 - (BC) 最終的な結果にいう特許クレームの写し、並びに
 - (ii) 当該出願における各クレームが、少なくとも対応する出願、対応する国際出願又は場合により関連国内段階出願における 1 つのクレームであって新規性、進歩性(又は非自明性)及び産業上の利用可能性(又は有用性)の要件を満たすか否かを決定するために審査されたクレームに如何に関連するかを記載する表、又は
- (b) 当該出願が第 86 条(3)に基づいてシンガポールで国内段階に入った国際特許出願(シンガポール)であって国際段階における当該出願の実体についての調査及び審査に出願人が依拠する場合
 - (i) 国際段階における当該出願に関する特許性に関する国際予備報告及び当該特許性に関する国際予備報告が英語以外の言語による場合は、当該特許性に関する国際予備報告の英語翻訳文、並びに
 - (ii) 当該出願における各クレームが、少なくとも国際段階における当該出願の 1 つのクレームであって新規性、進歩性(又は非自明性)及び産業上の利用可能性(又は有用性)の要件を満たすか否かを決定するために審査されたクレームに如何に関連するかを記載する表
- (3) 第 29 条(1)(d)に基づく補充審査報告の請求は、(1)で要件とする様式が次のとおりでない限り無効とする。
- (a) (2)にいう所定の文書を添付して提出し
 - (b) 所定の手数料を添える。

(4) 本条規則において、対応する国際出願の実体についての調査及び審査の最終的な結果への言及は、対応する国際出願に係る特許性に関する国際予備報告への言及である。

規則 43 調査及び審査報告の請求、審査報告の請求又は補充審査報告の請求の提出期間

(1) (2)に従うことを条件として、第 29 条(1) (b)に基づく調査及び審査報告の請求又は第 29 条(1) (c)若しくは(3)に基づく審査報告の請求の提出についての所定の期間は、

(a) (b)に従うことを条件として、

(i) 出願の宣言された優先日、若しくは

(ii) 宣言された優先日が存在しない場合は当該出願の出願日、
から 36 月、又は

(b) 第 20 条(3)、第 26 条(11)又は第 47 条(4)に基づいて新規出願が行われる場合は、当該新規出願が実際に出願された日から 36 月とする。

(2) (1) (a)又は場合により(b)にいう所定の期間の満了前 1 月以後に、登録官により第 29 条(2) (b)に基づいて調査報告の写しが出願人に送付される場合は、第 29 条(3)に基づく審査報告の請求の提出についての所定の期間は、第 29 条(2) (b)に基づく調査報告の写しを送付する登録官書簡の日付から 1 月とする。

(3) 第 29 条(1) (d)に基づく補充審査報告の請求の提出についての所定の期間は、次のとおりとする。

(a) (b)に従うことを条件として、

(i) 当該出願の宣言された優先日、若しくは

(ii) 宣言された優先日が存在しない場合は当該出願の出願日、
から 54 月、又は

(b) 第 20 条(3)、第 26 条(11)又は第 47 条(4)に基づいて新規出願が行われた場合は、新規出願が実際に出願された日から 54 月

(4) 第 29 条(11A) (a)及び(b)の所定の日は 2020 年 1 月 1 日

規則 44 [削除]

規則 45 2 以上の発明がクレームされている場合の調査手続

(1) 第 29 条(1) (a)又は(b)に基づく報告の作成中に、ある出願が 2 以上の発明に関係しているが、これらが単一の発明概念を形成するように結合されていないことが明らかな場合は、当該出願のクレームに記載された最初の発明に関してのみ調査を行うことができるものとし、登録官は、その旨を出願人に通知する。

(2) クレームに記載された 2 番目以降の発明に関する調査の実施を出願人が希望する場合は、出願人は、(1)にいう登録官の通知の日から 2 月以内に特許様式 10 により補足調査報告を請求するものとし、調査の対象となる各発明について所定の調査手数料を納付しなければならない。

(3) 第 26 条(11)に基づき先の特許出願に含まれる事項の何れかの部分に関して新規特許出願をする場合は、出願人は、第 29 条(1) (a)に従う代わりに、次のものに依拠する意思がある旨を書面で登録官に通知することができる。

(a) 当該先の出願において作成された調査報告若しくは補足調査報告、又は

(b) 当該先の出願が第 86 条(3)に基づきシンガポールにおいて国内段階に移行した国際特許出願(シンガポール)である場合は、当該先の出願の国際段階において作成された国際調査報告若しくは国際補足調査報告

(4) (3)に基づいて国際調査報告又は国際補足調査報告に依拠する出願人が提出した審査報告の請求には、規則 42(2), (3)及び(4)が適用される。

規則 46 審査官の意見書等

(1) 第 29 条(4) (a)又は(5) (a) (ii)に基づく審査中に、審査官が次の意見を有するに至った場合は、審査官は、当該意見を書面で登録官に通知するとともに、当該意見を有するに至った理由を詳細に述べなければならない。

(a) 発明の説明、クレーム若しくは図面が極めて不明瞭であるか、又はクレームを裏付ける発明の説明が極めて不十分であるために、

(i) クレームされた発明の新規性若しくは進歩性、又は

(ii) クレームされた発明が産業上利用可能であるか否か、
について有意義な意見を形成することが不可能である。

(b) クレームにおいて限定された発明は、

(i) 新規でないと認められ、

(ii) 進歩性を有していないと認められ、又は

(iii) 産業上利用可能でないと認められる。

(c) 第 13 条並びに第 25 条(4)及び(5)に定める条件が満たされていない。

(d) 当該出願は、第 84 条(1)若しくは(1A)にいう追加の事項又は第 84 条(2)にいう事項を開示している。

(e) クレームが調査の完了していない発明に関するものであることから、審査官が当該クレームに関して審査を実行しない旨を決定した。又は

(f) 次のものがある。

(i) 同一の発明についての同一の優先日を有する他の出願であって同一の出願人又はその権原承継人によってなされたもの、若しくは

(ii) 同一の発明についての同一の優先日を有する先の特許付与であって同一の出願人又はその権原承継人に対してなされたもの

(1A) 第 29 条(6) (a)に基づく補充審査中に、審査官が次の意見を有するに至った場合は、審査官は、当該意見を書面で登録官に通知するとともに、当該意見を有するに至った理由を詳細に述べなければならない。

(a) 出願におけるクレームが発明の説明によって裏付けられていない。

(b) 第 29 条(1) (d)にいう所定の文書が提出されるときに、当該出願におけるクレームが次のとおりである少なくとも 1 のクレームに関係していない。

(i) 第 29 条(1) (d)にいう対応する出願、対応する国際出願又は関連国内段階出願又は国際段階における当該出願に関係する所定の文書に記載されており

(ii) 新規性、進歩性(又は非自明性)及び産業上の利用可能性(又は有用性)の要件を満たすか否かを決定するために審査されている。

(ba) 出願明細書の各クレームに定義された事項が発明を構成しない。

(c) 発明が、第13条(2)にいう特許を受けることができない発明である

- (d) 発明が、第16条(2)にいう産業上利用可能であるとは認められない発明である
 - (e) 次のものがある
 - (i) 同一の発明についての同一の優先日を有する他の出願であって同一の出願人又はその権原承継人によってなされたもの、若しくは
 - (ii) 同一の発明についての同一の優先日を有する先の特許付与であって同一の出願人又はその権原承継人に対してなされたもの、又は
 - (f) 出願が、第84条(1)若しくは(1A)にいう追加事項又は第84条(2)にいう事項を開示する
- (2) 登録官は、当該意見書を受領したときは、これを速やかに出願人に転送すると同時に、これに対する応答を提出するよう出願人に要請する。
- (3) 出願人は、当該意見書に対し、次のものを含む応答を特許様式 13A により提出することができ
- (a) 審査官の意見に対する上申書、又は
 - (b) 出願明細書の補正(出願人が自発的に補正するか否かを問わず)
- 出願人は、当該上申書を提出するとともに出願明細書を補正することを希望する場合は、両方を同時に行わなければならない。
- (3A) (3B)に従うことを条件として、当該出願明細書の補正を(3)に基づいて提出する場合は、次の表示方法により補正を施した当該明細書の写しをもって行う。
- (a) 置き換える又は削除する文言、その他の事項に取消線を引き、かつ
 - (b) 代わりに挿入する文言、その他の事項に下線を付す。
- (3B) 当該補正が電子オンラインシステムを用いて提出される場合は、(3A)は適用されず、当該補正は、同項の要件の代わりに登録官が発令する実施指針に従わなければならない。
- (4) (a) 第 29 条(4)に基づく審査報告、又は
- (b) 第 29 条(5)に基づく調査及び審査報告、
- に関する、(3)に基づく最初の意見書に対する応答は、同意見書を送付する登録官書簡の日から 5 月以内に提出しなければならない。
- (4A) 第 29 条(6)に基づく補充審査報告に関する意見書に対する(3)に基づく応答は、同意見書を送付する登録官書簡の日から 3 月以内に提出しなければならない。
- (5) 出願人が、第 29 条(4)に基づく審査報告又は第 29 条(5)に基づく調査及び審査報告に関する意見書に対して(3)に基づいて応答を提出した場合は、
- (a) 審査官は、その裁量により、自己の意見の理由を詳細に記載した追加の意見書を登録官に対し発令することができ、
 - (b) (2)及び(3)がこれに従って適用され、また
 - (c) (3)に基づく追加の意見書に対する応答は、追加の意見書を伴った登録官書簡の送付日から 5 月以内に提出しなければならない。
- (6) 追加の意見書を発令するか否かを決定するにあたり、審査官は、自己の意見書に対して応答するための十分な時間が出願人に残されているか否か及び審査報告又は調査及び審査報告を作成するための十分な時間が審査官自身に残されているか否かをも考慮に入れることができる。
- (7) 審査官が発令する追加の意見書又は報告については、審査官が当該意見書又は報告の作成を開始した後に出願人が提出した応答は考慮に入れる必要はない。
- (8) (9)、(10)及び(11)に従うことを条件として、審査官は次のとおりとする。

- (a) 審査報告又は場合により調査及び審査報告に関する最初の意見書に対する応答を提出するようにとの(2)に基づく登録官の要請日後 18 且の満了前に調査及び審査報告又は審査報告を登録官に送付し、
- (b) 補充審査報告に関する意見書に対する応答を提出するようにとの(2)に基づく登録官の要請日後 6 月の満了前に補充審査報告を登録官に送付する。
- (9) 出願人が(4)に定める所定の期間内に審査報告又は調査及び審査報告に関する最初の意見書に対する応答を提出しない場合は、
 - (a) 登録官はこれに従って審査官に通知し、
 - (b) 当該期間が満了したときは、最初の意見書が審査報告又は場合により調査及び審査報告とみなされる。
- (10) 出願人が(4A)に定める所定の期間内に補充審査報告に関する意見書に対する応答を提出しない場合は、
 - (a) 登録官はこれに従って審査官に通知し、
 - (b) 当該期間が満了したときは、その意見書が補充審査報告とみなされる。
- (11) 出願人(5)(c)に定める所定の期間内に審査報告又は調査及び審査報告に関する追加の意見書に対する応答を提出しない場合は、
 - (a) 登録官はこれに従って審査官に通知し、
 - (b) 当該期間が満了したときは、その追加の意見書が審査報告又は場合により調査及び審査報告とみなされる。

規則 46A 審査報告の再審理等

- (1) 第 29 条(4)に基づいて発行された審査報告、第 29 条(5)に基づいて発行された調査及び審査報告又は第 29 条(6)に基づいて発行された補充審査報告の第 29B 条(1)に基づく再審理の請求は、特許様式 12B で行う。
- (2) 第 29A 条(4)(a)及び第 29B 条(1)(a)の適用上の所定期間は、第 29A 条(3)に基づく通知を出願人に送付する登録官書簡の日から 2 月とする。
- (3) 出願人は、特許様式 13 による補正書の提出によって第 29B 条(2)に基づいて出願明細書を補正することができる。
- (4) 出願明細書の補正書が(3)に基づいて提出する場合は、次の表示方法により補正を施した当該明細書の写しをもって行う。
 - (a) 置き換える又は削除する文言、その他の事項に取消線を引き、かつ
 - (b) 代わりに挿入する文言、その他の事項に下線を付す。
- (5) 第 29 B 条(6)適用上の所定の期間は、第 29B 条(5)(b)(ii)に基づく通知を送付する登録官書簡の日から 2 月とする。

規則 47 出願の整備

- (1) 第 29A 条(2)(a)適用上の所定の期間は、第 29A 条(1)に基づく特許付与手続を進める許可の通知日から 2 月とする。
- (2) 第 29B 条(5A)(a)適用上の所定の期間は、第 29B 条(5)(b)(i)に基づく特許付与手続を進める許可の通知日から 2 月とする。
- (3) 出願人は、特許付与に係る所定の手数料を納付すると共に、適正に完成させた特許様式

14を提出しなければならない。

(4) 出願の後に当該特許出願の明細書を補正若しくは訂正した又は1若しくは複数の欠落部分が出願に含まれた場合において、

(a) 第29A条(1)に基づく特許付与手続を進める許可の通知を登録官が出願人に交付した何れの場合も、

(i) 当該補正又は訂正が第29A条(2)(a)の遵守時以前に行われるときは、出願人は、第29A条(2)(a)の遵守時に、当該補正又は訂正のすべてを包含する明細書を提出しなければならない、

(ii) 当該補正又は訂正の何れかを第29A条(2)(a)の遵守時の後に行なったときは、出願人は、登録官が指定する期間内に当該補正及び訂正のすべてを包含する明細書を提出しなければならない、

(iii) 当該欠落部分は、第29A条(2)(a)の遵守時以前に含まれなければならない、出願人は、第29A条(2)(a)の遵守時に、当該欠落部分のすべてを包含する明細書を提出しなければならない。又は

(b) 第29B条(5)(b)(i)に基づく特許付与手続を進める許可の通知を登録官が出願人に交付した何れの場合も、

(i) 当該補正又は訂正が第29B条(5A)(a)の遵守時以前に行われるときは、出願人は、第29B条(5A)(a)の遵守時に、当該補正又は訂正のすべてを包含する明細書を提出しなければならない、

(ii) 当該補正又は訂正の何れかを第29B条(5A)(a)の遵守時の後に行なったときは、出願人は、登録官が指定する期間内に当該補正及び訂正のすべてを包含する明細書を提出しなければならない、

(iii) 当該欠落部分は、第29B条(5A)(a)の遵守時以前に含まれなければならない、出願人は、第29B条(5A)(a)の遵守時に、当該欠落部分のすべてを包含する明細書を提出しなければならない。

(4A) 第30条(c)適用上の所定の書類は、次のとおりとする。

(a) 正規に完成させた特許様式14、及び

(b) (4)に基づいて提出することが義務付けられているすべての明細書

(5) [削除]

(5A) [削除]

(6) (4)に基づいて提出する明細書には、如何なる補正又は訂正(ただし、方式要件を満たすために施す補正又は訂正を除く)も施してはならない。

(7) 国際特許出願(シンガポール)について、当該出願の後の補正が特許法第86条(6)にいう補正であって当該出願を特許協力条約に従って公開する前に当該特許明細書に包含しているもののみであった場合は、(4)及び(6)は適用されない。

規則 47A [削除]

規則 48 特許付与前の補正の申請

(1) 規則46(3)及び(3A)並びに規則56(1)及び(3)に従うことを条件として、次の書類についての補正の申請は、特許様式13によるものとする。

(a) 特許様式1による特許付与の願書、又は

(b) 発明の説明，クレーム，図面及び要約

(2) (1) (a)又は(b)にいう書類の補正に係る申請には，補正案を次の表示方法で施した当該書類の写しを添付する。

(a) 置き換える又は削除する文言，図その他の事項に取消線を引き，かつ

(b) 代わりに挿入する文言，図その他の事項に下線を付す。

(3) [削除]

(4) 補正の申請が電子オンラインシステムを用いて提出される場合は，(2)は適用されず，補正の申請は，同項の要件に代えて登録官が発行する実施指針(これにおいて指定された方法で作成したその他の書類の提出を含む)に従わなければならない。

規則 49 特許付与前の補正の時期

(1) 出願人は，自己の意志により，特許付与に係る手数料の納付前のいつでも特許付与の願書を補正することができる。

(2) (3)に従うことを条件として，出願人は，登録官から別段の要求を受けない限り，特許付与に係る手数料納付前のいつでも，自己の意志により発明の説明，クレーム，図面及び要約を補正することができる。

(3) 第 29B 条(2)に従うことを条件として，次の期間には(2)に基づいて補正を行うことができない。

(a) 出願人が第 29 条(1) (a)にいう調査報告の請求を提出した後で，当該報告を受領する前

(b) 第 29 条(1) (b)にいう調査及び審査報告の請求を提出した後。ただし，当該報告に関して規則 46(3)に基づいて提出される応答に補正が含まれる場合を除く。

(c) 第 29 条(1) (c)又は(3)にいう審査報告の請求を提出した後。ただし，当該報告に関して規則 46(3)に基づいて提出される応答に補正が含まれる場合を除く。

(d) 第 29 条(1) (d)にいう補充審査報告の請求を提出した後。ただし，当該報告に関して規則 46(3)に基づいて提出される応答に補正が含まれる場合を除く。又は

(e) 第 29B 条(1)に基づいて再審理の請求がなされた後。

規則 50 特許証

第 35 条(1)に基づく特許証は，証明書様式 1 によるものとする。

付与後の特許

規則 51 特許の更新

(1) 特許の有効性を、第 26 条、1995 年特許法 (Cap, 221, 1995 Ed.) 第 116 条 (6) 又は第 117 条 (4) に従って決定される当該特許の出願日から 4 年目又は後続年が満了した後も更に 1 年又はその一部の期間引き続き維持したい場合は、その翌後続年についての更新の申請を、出願日から 4 年目の又は場合によりその後の周年日に終了する 3 月の期間内に、当該翌年分に係る所定の更新手数料を添えて、提出しなければならない。

(2) 特許が出願日から 45 月の期間の満了後に第 30 条に基づいて付与される場合は、特許付与の日から 3 月の期間の終了までのいつでも、特許の更新申請を提出することができ、かつ、納付期日が来た更新手数料 (先行年に関して納付期日が来た手数料を含む) を納付することができる。

(2A) 第 36 条 (1) にいう 20 年の期間が満了した後、登録官が第 36A 条に基づいて特許の存続期間を延長した場合は、当該特許に関して第 36A 条 (11) に基づいて発行された特許存続期間延長証明書の日付から 3 月以内は、当該特許の更新申請を提出することができ、かつ、納付期日が来た更新手数料 (先行年に関して納付期日が来た手数料を含む) を納付することができる。

(3) 本条規則に基づく特許の更新申請、又は第 36 条 (3) にいう特許更新に係る遅延した申請にいう特許更新に係る遅延した申請は以下のとおり提出される。

(a) 特許様式 15 により、又は

(b) 特許に基づくライセンスが権利として利用可能である旨の記入が第 53 条 (2) に基づいて登録簿にされている場合は特許様式 53 により、提出する。

(3A) [削除]

(3B) 次のものが登録官に受領されたときは、特許を更新する。

(a) 特許法及び本規則に従い提出する特許更新申請書、及び

(b) 特許法及び本規則に従い納付する更新手数料及び (該当する場合は) 遅延した申請の追加手数料

(4) (1) に基づく更新手数料の納付期間が満了した時点で更新手数料が未納である場合は、登録官は、同項に基づく納付期間の末日から 1 月以内に、当該特許の所有者に対し、手数料の納付期限が既に経過している旨及び不納により生じる結果について注意を喚起する通知を送付する。

(5) 第 117 条 (3) が適用される特許を (1) に基づいて更新したことがない場合は、登録官が、当該特許の所有者に当該手数料の納付期限が既に経過していることについて注意を喚起する通知を送付する必要がないように当該特許に関する第 36 条 (4) の適用を変更する。

(6) [削除]

(7) [削除]

(8) [削除]

規則 51A 特許の存続期間の延長

(1) 第 36A 条 (10) の適用上、第 36A 条 (1) (a) 又は (b) に基づいて特許の存続期間の延長を求

める申請は、

(a) 当該特許の付与の日から 6 月以内に特許様式 54 により行い、かつ

(b) (i) 所定の手数料、及び

(ii) 当該申請を裏付けるために申請人が依拠しようとするすべての書証、
を添える。

(2) 第 36A 条(10)の適用上、第 36A 条(1)(c)に基づいて特許の存続期間の延長を求める申請は、

(a) 次に従い、特許様式 54 により行う。

(i) 次の何れか遅い方の日から 6 月以内

(A) 当該特許の付与の日、又は

(B) 販売承認を取得した日

(ii) 第 36 条(1)にいう 20 年の期間の終了の 6 月前まで、また

(iii) 何れの場合も、当該特許が効力を有する間、更に

(b) 次を添える。

(i) 所定の手数料

(ii) 第 36A 条(7)に基づく証明書、及び

(iii) 当該申請を裏付けるために申請人が依拠しようとする他のすべての書証

(3) (1)(b)又は(2)(b)にも拘らず、

(a) 登録官は、特許の存続期間の延長を求める申請人に対し、当該申請を裏付ける追加の証拠であって登録官が正当に要求するものを登録官書簡の日後 2 月以内に登録官に提供するよう書簡によって指示することができ、

(b) 出願人が(a)に基づく登録官の指示を守らない場合は、特許存続期間の延長の申請は、放棄されたものとみなされる。

(4) 第 36A 条(11)に基づく特許存続期間延長証明書は、証明書様式 2 によるものとする。

(5) 第 36A 条(2)の適用上、次の場合を除き、特許付与に当たっての登録官による遅延は第 36A 条(1)(a)に基づく不当な遅延とはみなされない。

(a) 特許出願日と付与証明書の交付日の間隔が、出願人の行為又は無為に帰される期間を除き、4 年を超える。又は

(b) 出願人が次のとおりした日、即ち

(i) 第 29 条(1)(b)に従って調査及び審査報告の請求書を提出した、若しくは

(ii) 第 29 条(1)(c)若しくは(3)に従って審査報告の請求書を提出した日と付与証明書の交付日の間隔が、出願人の行為又は無為に帰される期間を除き、2 年を超える。

(6) 第 36A 条(3)の適用上、特許所有者が第 36A 条(1)(a)に基づく申請を行い特許付与に当たっての登録官による不当な遅延が実際にあったことを登録官に納得させた場合は、登録官は次のとおり特許の存続期間を延長する。

(a) (5)(a)が適用される場合、(5)(a)にいう間隔が 4 年を超える期間

(b) (5)(b)が適用される場合、(5)(b)にいう間隔が 2 年を超える期間、又は

(c) (5)(a)及び(b)の双方が適用される場合、次の期間の長い方

(i) (5)(a)にいう間隔が 4 年を超える期間

(ii) (5)(b)にいう間隔が 2 年を超える期間

(7) 第 36A 条(5)の適用上、特許を実施する機会の縮小は、その特許の主題に医薬品の有効成

分である物質が含まれ、有効成分としての物質を利用しているその医薬品が最初の販売承認を取得するものである場合に、販売承認の取得手続を原因とするときは、第 36A 条(1)(c)に基づく不当な縮小とはみなされない。ただし、次の場合を除く。

- (a) 販売承認が付与証明書の交付日後に取得され、
- (b) 販売承認の申請がなされた日と販売承認が取得された日の間隔が、販売承認の申請人の行為又は無為に帰される期間を除き、2 年を超える。
- (8) 第 36A 条(6)の適用上、第 36A 条(7)、(8)及び(9)に従うことを条件として、特許の所有者が第 36A 条(1)(c)に基づく申請を行い、かつ第 36A 条(1)(c)にいう特許を実施する機会の不当な縮小が実際にあったことを登録官に納得させた場合は、登録官は、当該特許の存続期間を次の期間の最短のもので延長する。
 - (a) 付与証明書の交付日と販売承認の取得日の間隔と同等の期間
 - (b) (7)(b)にいう間隔が 2 年を超える期間
 - (c) 5 年の期間
- (9) 第 36A 条(7)の適用上、登録官は、申請人が次を記載する証明書を関連当局から取得して登録官に提出しない限り、第 36 A 条(6)に基づいて特許の存続期間を延長しない。
 - (a) 販売承認を求める申請が行われた日
 - (b) 販売承認を受けた日、及び
 - (c) 販売承認の申請人の行為又は無為に帰される各期間について、期間が開始し終了した日
- (10) (5)において、「出願人の行為又は無為に帰される期間」には、適用される次の期間(表現の一般原則を損なうことなく)の何れかを含む。
 - (a) 第 25 条(1)(b)に基づいて出願手数料を納付するために出願人が要する期間であって、特許出願日から出願手数料が納付される日までを計算したもの
 - (b) 出願をするために登録局に提出される書類が第 26 条(1)(a)、(b)及び(c)(i)又は(ii)の要件のすべてを満たすことを登録官に納得させる意見を第 26 条(3)(b)(i)に基づいて述べるために出願人が要する期間であって、第 26 条(3)(a)に基づく登録官の通知日から出願人が意見を述べる日までを計算したもの
 - (c) 第 26 条(7)(a)、(b)及び(c)にいう書類を提出するために出願人が要する期間であって、特許出願日から出願人が書類を提出する日までを計算したもの
 - (d) 出願人が、出願の欠落部分を登録局で提出後に第 26 条(8)(b)を出願に適用しないよう登録官に請求する場合、第 26 条(9)(b)に従うために出願人が要する期間であって、出願人が出願の欠落部分を登録局において提出した日から出願人が第 26 条(9)(b)に従う日までを計算したもの
 - (e) 第 26 条(11)(a)に基づく特許の新出願をするために出願人が要する期間であって、第 26 条(11)にいう先の特許出願日から新出願がなされる日までを計算したもの
 - (f) 第 26 条(12)(a)に基づく出願の目的のための 1 又は複数のクレームを提出するために出願人が要する期間であって、特許出願日から出願人がクレームを提出する日までを計算したもの
 - (g) 次のために、即ち
 - (i) すべての方式要件が満たされていることを第 28 条(4)(a)に基づいて登録官に納得させる意見を述べるために、又は
 - (ii) すべての方式要件を満たすために第 28 条(4)(b)に基づいて自己の出願を補正するため

に

出願人が要する期間であって、第 28 条(4)に基づく登録官の通知日から出願人が意見を述べる日又は出願人が補正した出願がすべての方式要件を満たす最先の日までを計算したもの

(h) 出願人が、出願から欠落している発明の図面又は説明の一部提出後に第 28 条(8)(b)を出願に適用しないよう登録官に請求する場合、第 28 条(9)(b)に従うために出願人が要する期間であって、第 28 条(7)に基づく登録官の通知日から出願人が第 28 条(9)(b)を満たすまでを計算したもの

(i) 次のために、即ち

(i) 第 29 条(1)(a)に基づいて調査報告を請求し当該報告の所定の手数料を納付するために、又は

(ii) 第 29 条(1)(b)に基づいて調査及び審査報告を請求し当該報告の所定の手数料を納付するために

出願人が要する期間であって、第 28 条(11)に基づく登録官の通知日から申請人が請求書を提出し手数料を納付する日までを計算したもの

(j) 第 29 条(1)(c)に基づいて所定の書類と審査報告の請求書を提出しその目的のために所定の手数料を納付するために出願人が要する期間であって、第 28 条(11)に基づく登録官の通知日から申請人が書類と請求書を提出し手数料を納付する日までを計算したもの

(k) 第 29 条(1)(d)に基づいて所定の書類と補充審査報告の請求書を提出しその目的のために所定の手数料を納付するために出願人が要する期間であって、第 28 条(11)に基づく登録官の通知日から申請人が書類と請求書を提出し手数料を納付する日までを計算したもの

(l) 第 29 条(3)に基づいて審査報告の請求書を提出するために出願人が要する期間であって、第 29 条(2)(b)に基づいて調査報告の写しを送付する登録官書簡の日から出願人が請求書を提出する日までを計算したもの

(m) 第 29 条(9)(a)に基づいて意見書に応答するために出願人が要する期間であって、第 29 条(7)又は(8)に基づいて意見書の写しを送付する登録官書簡の日から出願人が意見書に応答する日までを計算したもの

(n) 第 29 条(9)(b)に基づいて出願明細書を補正するために出願人が要する期間であって、第 29 条(7)又は(8)に基づいて意見書の写しを送付する登録官書簡の日から出願人が補正をする日までを計算したもの

(o) 第 29A 条(4)(a)に基づいて審査報告、調査及び審査報告又は調査及び審査報告の再審理を申請するために出願人が要する期間であって、第 29A 条(3)に基づく登録官通知の日から出願人が請求書を提出する日までを計算したもの

(p) 第 29B 条(2)に基づいて出願明細書を補正するために出願人が要する期間であって、第 29A 条(3)に基づく登録官通知の日から出願人が補正をする日までを計算したもの

(q) 第 30 条(a)及び(c)に基づく要件を満たすために出願人が要する期間であって、第 29A 条(1)又は第 29B 条(5)(b)(i)に基づく出願人が受領する特許付与手続を進める許可の通知の日から出願人が第 30 条(a)及び(c)に基づく要件を満たす日までを計算したもの

(r) 出願が第 86 条(3)に基づいてシンガポールで国内段階に入った国際特許出願(シンガポール)である場合、出願をシンガポールにおいて国内段階に入らせるために出願人が要した期間であって、特許協力条約に従う出願日から第 86 条(3)に基づいて出願の国内段階が始まる日までを計算したもの

(s) 法又は本規則に基づく要件の不遵守を更正するために出願人が要する期間であって、当該期間が

(i) 出願人がそれまでに要件に従うことを求められる日から出願人が当該要件の不遵守を更正する日までを計算したもの

(ii) 出願人の要件不遵守を発見し出願人に通知するために登録官又は登録局が要する期間を含むもの

(t) 文献、情報又は証拠の登録官による請求に応答するために出願人が要する期間であって、その請求の出願人への登録官通知の日から出願人が当該請求に応答する日までを計算したもの

(u) 出願人の請求又は申請により登録官又は裁判所によって付与された何かをするための期間の延長又は変更

(11) (7)及び(9)において、「販売承認の出願人の行為又は無為に帰される期間」は、(表現の一般性を害することなく)次を含む。

(a) 自己の販売承認の申請における欠陥を訂正するために販売承認の申請人が要した期間であって、販売承認の申請人に対する欠陥の関連当局の通知日から販売承認の申請人が欠陥を訂正する日までを計算したもの

(b) 明確化又は情報を求める関連当局の請求に応答するために販売承認の申請人が要した期間であって、関連当局の請求日から関連当局が販売承認の申請人の応答を受領する日までを計算したもの、及び

(c) 販売承認の申請人の請求又は申請により関連当局によって付与された何かをするための期間の延長

規則 52 特許付与後の明細書の訂正

(1) 登録官に対する特許明細書の訂正許可申請は、特許様式 17 により行うものとする。

(1A) 当該申請を許可することができることに登録官が納得するときは、同官は当該申請及び訂正提案の理由を公報及び(もしあれば)同官が指示するその他の方法をもって公告することにより、当該申請を公示する。

(2) 当該訂正申請に異議を申し立てようとする者は、公報において公告された日から 2 月以内に、登録官に特許様式 58 による通知を提出しなければならない。

(3) 当該通知は、異議申立人が依拠する事実及び求める救済を詳細に記載した理由書によって裏付けされなければならない。

(3A) 異議申立人は、通知及び理由書を提出するときに、当該通知書及び理由書の写しを出願人に送達しなければならない。

(4) 出願人は、当該出願の継続を希望する場合は、同人が当該通知書及び理由書の写しを送達される日付から 2 月以内に、異議申立に対抗する理由を詳細に記載した様式 HC6 による答弁書を提出するものとする。

(4A) 出願人は、答弁書を提出するときに、答弁書の写しを異議申立人に送達しなければならない。

(5) 登録官は、申請手続の何れかの局面に関して自己が適切と認める指示を与えることができる。

(6) 本条規則に基づく申請書には、提案する訂正を次の方法により表示した明細書の写しを

添付しなければならない。

(a) 置き換える又は削除する文言，その他の事項に取消線を引き，かつ

(b) 代わりに挿入する文言，その他の事項に下線を付す。

(6A) [削除]

(7) 異議申立の通知が提出された場合は，登録官は，訂正許可を与えるべきか否かを決定するにあたって，補正の提案されている特許を審査官に審査させた上で当該訂正が第 84 条(3)に基づいて許可することができるものであるか否かを判断することができる。この場合は，審査官は，当該訂正許可申請及び異議申立の通知並びに添付された陳述書及び答弁書を審査において考慮に入れる。

(8) 明細書の補正許可が与えられた場合は，申請人は，登録官の要求に応じ，その指定する期間内に，規則 19，規則 21 及び規則 23 に従って作成した訂正済み明細書を新たに提出しなければならない。

(8A) [削除]

(8B) (8)に基づいて新たに提出する明細書には，如何なる補正又は訂正(規則 19，規則 21 又は規則 23 を満たすために施す補正又は訂正を除く)も施してはならない。

(9) 登録官が(2)に基づく異議申立の通知を受領していない場合又は当該通知が(3)の要件を満たしていないが，登録官が訂正案による訂正をするべき理由に納得している場合は，登録官は，特許明細書を訂正する許可を申請人に与えることができる。

(10) 訂正申請が電子オンラインシステムを用いて提出された場合は，

(a) (6)は当該申請に適用されず，また

(b) 当該申請は，同項に基づく要件の代わりに登録官が発行する実施指針に従わなければならない。

規則 52A [削除]

規則 53 失効した特許の回復

(1) 第 39 条に基づく特許の回復申請は，

(a) 当該特許が効力を失った日から 18 月以内のいつでも行うことができるものとし，かつ

(b) 特許様式 19 により，申請の理由及びこれを裏付ける証拠を記載した誓約書又は宣誓供述書を添えて行う。

また，登録官は，申請が行われたとの通知を公報で公告する。

(1A) 当該申請が第 117 条(3)の適用される特許の回復に関するものである場合は，(1) (b)にいう証拠には，次を含めなければならない。

(a) 当該特許を特許法に基づいて更新したことがなかった場合は，最初の更新の時点で当該特許が連合王国において有効であったことを立証する証拠，及び

(b) 当該特許が連合国内で取り消されていない旨を記載した誓約書

(2) 登録官は，理由及び証拠の検討にあたり，第 39 条に基づく命令を求める主張が十分でないと判断した場合は，その旨を申請人に通知するものとし，かつ，当該登録官の通知の日から 1 月以内に申請人がその件について規則 88 に従って聴聞を受けることを請求しない場合は，登録官は当該申請を拒絶する。

(3) 申請人が所定の期間内に聴聞を請求した場合は，登録官は，規則 88 に従って，当該申請

を承認するか拒絶するかを決定する

(4) 登録官は、申請の承認を決定した場合は、その旨を申請人に通知するとともに、当該通知の日から 2 月以内に所定の追加手数料を添えた特許様式 20 を、未納付の更新手数料がある場合はその金額とともに、提出するよう申請人に要求するものとし、申請人からこれらを受領した時点で当該特許の回復を命令し、かつ、その旨を公報で公告する。

(5) 1997 年特許(改正)規則により改正された(1) (a)は、第 117 条(3)が適用される特許であって、1997 年 4 月 1 日前に効力を失っているものについても適用される。

規則 53A [削除]

規則 54 特許の放棄

(1) 第 40 条に基づく特許所有者による特許の放棄を申し出る通知は、様式 CM3 によるものとする。

(2) (1)に基づく通知は、特許所有者が通知において当該特許に権利を有する各人が次のとおりである旨を陳述しない限り効力を有さない。

(a) 所有者の特許を放棄する意図について 3 月以上の事前通知を与えられている。

(b) 特許の放棄によって害されもせず特許の放棄に対して異論を有さない。

(3) 登録官は、特許放棄の手續の何れかの局面に関して適切と認める指示を与えることができる。

(4) [削除]

(5) [削除]

登録簿及び公式書類

規則 55 特許の登録簿

(1) 登録官は、電子オンラインシステムを用いてアクセスすることができる電子方式の登録簿を維持管理する。

(1A) 如何なる特許出願についても、第 27 条に従って公開される前には登録簿に記入されない。

(2) 当該公開が行われた場合は、登録官は、登録簿に次の事項を記入させる。

(a) 出願人又は共同出願人の名称及び宛先

(b) 発明者又は共同発明者と信じられる者として出願人又は共同出願人が記載する者の名称及び宛先

(c) 発明の名称

(d) 当該特許出願に係る出願日及び出願番号

(e) 第 17 条(2)の適用上宣言された出願に係る出願日及び出願番号並びに当該出願が行われた国又は対象とする国

(f) 当該出願が公開された日

(g) 出願人又は共同出願人の送達宛先、及び

(h) 当該出願に付与された国際特許分類記号

(3) 登録官は、登録簿に次の事項も記入させる。

(a) [削除]

(b) 当該出願が取り下げられ、放棄されたものとして取り扱われ、取り下げられたものとして取り扱われ、拒絶され又は拒絶されたものとして取り扱われる日

(c) 当該特許が付与された日

(d) 当該特許が(2) (a)に従って行われた記載と異なる者に対して付与された場合は、その者の名称及び宛先

(e) 送達宛先が(2) (g)に従って行われた記載と異なる場合は、当該送達宛先

(f) 第 43 条(3)にいう取引、証書又は事件に係る通知

(g) もしあれば、当該特許の更新日

(ga) 当該特許の存続期間の延長を求める第 36A 条に基づく申請の日付

(gb) もしあれば、第 36A 条に基づく当該特許の存続期間の延長期間

(gc) [削除]

(h) もしあれば、当該特許の停止の事実

(i) もしあれば、当該特許の回復の事実

(j) 当該特許の取消の決定があった場合は、その詳細、及び

(k) 当該特許に関して裁判所の命令があった場合は、その詳細

(4) 登録官は、自己が適切と認めるその他の詳細をいつでも登録簿に記入することができる。

規則 56 名称、宛先の変更又は訂正

(1) 自己の名称を変更した者が登録簿又は登録局に提出された出願書類その他の書類に当該変更を記入するよう求める請求は、様式 CM2 により行う。

(2) [削除]

- (3) 登録簿又は登録局に提出された出願書類その他の書類に記入された、
- (a) 自己の宛先(送達宛先でなく)の変更, 又は
- (b) 自己の名称, 宛先(送達宛先でなく)の誤記の訂正,
- を請求する者は, 様式 CM2 によりこれを行う。
- (4) 登録官が名称又は宛先(送達宛先でなく)の変更の請求を容認できると判断する場合は, 登録官は, 登録簿, 出願書類その他の書類を相応に変更又は訂正させる。

規則 57 取引等の登録申請

- (1) 第 43 条が適用される取引, 証書若しくは事件の登録又はこれらの登録官への通知に係る申請は, 次により行う。
- (a) 特許又は特許出願に基づくライセンス又はサブライセンスの付与, 譲渡, 変更若しくは終了の場合, 様式 CM6 により
- (b) 特許若しくは特許出願の譲渡抵当若しくはその他の担保権又は特許若しくは特許出願に基づくライセンス若しくはサブライセンスの付与, 譲渡, 変更若しくは終了の場合, CM7 により
- (c) 特許若しくは特許出願又は特許若しくは特許出願における権利(特許若しくは特許出願に基づくライセンス若しくはサブライセンス又は特許若しくは特許出願若しくは特許又は特許出願に基づくライセンス若しくはサブライセンスにおける譲渡抵当若しくはその他の担保権以外の権利)の譲渡の場合, 様式 CM8 により
- (d) 特許若しくは特許出願の所有者又は特許若しくは特許出願に基づく権利を有する者の死亡及び第 43 条(3)(d)にいう死亡者の人格代表者の同意による特許, 出願又は権利の付与の場合, 様式 CM8 により
- (2) (1)に基づく申請が電子申請システム以外の方法でなされる場合, 申請は次の者により又はその代理により署名されなければならない。
- (a) (1)(a)が適用されるときは, ライセンス又はサブライセンスを付与した者
- (b) (1)(b)が適用されるときは, 譲渡抵当又は担保権を付与した者
- (c) (1)(c)が適用されるときは, 各譲渡人, 又は
- (d) (1)(d)が適用されるときは, 死者の各人格代表者及び各受益者
- (3) (1)に基づく申請が電子オンラインシステムでなされる場合は, 申請は各関係当事者によって許可され登録官が適切とみなす方法で有効性を認証されなければならない。
- (4) 次の場合
- (a) (3)が適用されず, (2)が満たされない, 又は
- (b) 登録官がそのように指示する
- (c) [削除]
- (1)に基づく申請をする者は, 登録官が指定する期間内に, 次のものを登録官に提出しなければならない。
- (i) 当該取引, 証書若しくは事件を立証する書類の写しであって,
- (A) 認証されたもの, 若しくは
- (B) その他登録官が受容できるもの, 又は
- (ii) 当該取引, 証書若しくは事件を立証する上で十分な書類からの抜粋の各写しであって,
- (A) 認証されたもの, 若しくは

(B) その他登録官が認めることができるもの

(5) 本条規則の適用上、(1)に基づいて申請に署名することを求められる者が法人である場合、申請書にその法人の社判を押印することで十分とする。

規則 58 誤記の訂正に係る請求

(1) 規則 56(3)を害することなく、登録簿又は登録に関して登録局に提出した書類における各誤記の訂正を求める請求は、様式 CM4 により行い、訂正は、当該様式と共に提出する書類に記載し、又は、そうしない場合は当該様式自体に明確に記載する。

(2) 登録簿及び登録に関して登録局に提出された書類の両方における同一の誤記の訂正を請求する場合は、当該請求は、1 の様式により行うことができる。

(3) 登録官は、誤記が存在する事実を自己が納得するために必要な当該請求の理由に関する説明書又はそれを裏付ける証拠の提出を要求することができ、当該事実を納得したときは、特許所有者又は出願人と登録官との間で合意した訂正を行う。

(4) 本条規則は、全体的又は部分的に登録局の過失、懈怠又は不作為に帰せられる登録簿上の誤記を訂正する登録官の権限を害するものではない。

規則 59 登録簿等の閲覧

何人も、次の目的で電子オンラインシステムを利用することができる。

- (a) 登録簿を閲覧するため、又は
- (b) 次にに関する情報を検索して取得するため
 - (i) 特許若しくは特許出願に係る公開された特許明細書
 - (ii) 登録簿の記入事項、若しくは
 - (iii) 特許更新に関する情報

規則 60 [削除]

規則 61 登録簿に記入される事項の公告

登録官は、登録簿に関し特許法又は本規則に基づいて行われた事柄のうち、自己が適切と認めるものの公表及び公告を手配することができる。

規則 62 特許に関する権利の記入

第 20 条(1)又は第 47 条(1)に基づいて問題が登録官に付託された場合は、登録官は、規則 55(1A)に従うことを条件として、その旨及び当該付託に関し自己が適切と認めるその他の情報を登録簿に記入させる。

規則 63 登録官により交付される証明書及び謄本類

(1) 様式 CM12 に基づく請求及び適切な手数料の納付があった場合は、(3)に従うことを条件として、登録官は、次の書類を交付する。

- (a) 第 45 条に該当する認証謄本又は認証抄本
- (b) [削除]
- (c) 第 45 条適用上の証明書

(2) [削除]

(3) 規則 93(4)に含まれる、書類を閲覧に供する際の制限は、規則 93(4)にいう書類又は請求書の謄本又は抄本の本条規則に基づく登録官による交付についても、同様に適用されるものとし、また、本条規則中の如何なる規定も、規則 93(5)にいう種類の書類又はファイルの謄本又は抄本を交付する義務を登録官に課するものと解釈してはならない。

規則 64 裁判所による命令又は指示

(1) 本規則の他の規定に拘らず、特許法に基づいて何れかの事項において裁判所又は他の権限を有する当局により命令又は指示が与えられた場合、当該命令又は指示により利益を受ける当事者は、次のとおりとする。

(a) 命令又は指示の写しを添えて、当該命令又は指示を記録する申請を提出しなければならず、かつ、

(b) 登録官から要求されたときは、登録官が定める期間内に、(規則 19, 規則 21 及び規則 23 に従って作成した)補正済み明細書を提出する。

(2) (1)に基づく提出があった場合は、必要に応じて当該明細書が補正されるか又は登録簿が更正若しくは変更される。

特許を受ける権原

規則 65 特許に関する権利の登録官への付託

(1) 第 47 条(1)に基づく付託は、特許様式 2 により行い、かつ、当該問題の内容、付託者が依拠する事実及び付託者が求める命令を詳細に記載した陳述書を添付する。

(2) 登録官は、付託書及び陳述書の写しを、次に該当する者であって付託の当事者ではないものすべてに送付する。

(a) 当該特許に関し何らかの権利を有する者として登録簿に記入されている者

(b) 関連する取引、証書若しくは事件について登録官に通知を行った者、又は

(c) 当該特許に係る何らかの権利を付与されるべき者として付託書において主張されている者

(3) (2)に基づいて付託書及び陳述書の写しの送付を受けた者が、求められている命令の付与に異議を申し立てようとする場合は、その者は、当該写しを送付した登録官の書簡の日付から 2 月以内に、自らの異議申立の理由を詳細に記載した様式 HC6 による反対陳述書を送付するものとし、登録官は、付託者並びに付託書及び陳述書の写しの受領者であって反対陳述書の当事者でないものに対し、反対陳述書の写しを送付する。

(4) 付託者又は前記の受領者は、反対陳述書を送付する登録官の書簡の日付から 2 月以内に、自己の主張を裏付ける証拠を提出することができ、また、証拠の写しを次の者に対し送付する。

(a) 何れの場合においても、異議申立人、及び

(b) 前記の受領者により提出された証拠の場合は、付託者

(5) 異議申立人は、当該証拠の写しを受領した日から 2 月以内か又は当該証拠の提出がない場合は当該証拠の提出期間の満了後 2 月以内に、自己の主張を裏付ける証拠を提出することができるとともに、このように提出した証拠の写しを付託者及び前記の受領者に送付するものとし、また、付託者又は前記の受領者は、異議申立人の証拠の写しを受領した日から 2 月以内に、これに応答する事項に厳密に限定した追加の証拠を提出することができ、その写しを(4) (a)及び(b)にいう者に送付する。

(6) 更なる追加の証拠は、登録官の許可又は指示がない限り、何れの当事者も提出することができない。

(7) 登録官は、付託手続の何れかの局面に関し自己が適切と認める指示を与えることができる。

規則 66 指示を実行するための許可の申請

(1) 第 47 条(2) (d)に基づいて指示を与えられた者に代わって何らかの事柄を実行するための許可を求める第 47 条(3)に基づく申請は、書面により行い、申請人が依拠する事実及び求める許可の内容を詳細に記載した陳述書を添付する。

(2) 申請人は、申請書及び陳述書を提出すると共に、当該申請書及び陳述書のコピーを、(1)にいう者に送達する。

(3) 登録官は、申請手続の何れの局面に関して自己が適切と認める指示を与えることができる。

規則 67 新規出願の出願期限

登録官が第 47 条(4)に基づいて新規出願をすることができる旨の命令を発令した場合は、当該新規出願は、命令に対する上訴期間が上訴の提起なく満了した日から又は上訴が行われた場合はこれが最終的に処分された日から 3 月以内に行わなければならない。

規則 68 新規特許の実施継続に係るライセンスの請求

(1) 第 47 条に基づいて特許をその旧所有者でない 1 又は複数の者に移転すべき旨の命令又は旧所有者以外の者が新たに特許出願を行うことができる旨の命令がされた場合は、第 48 条(3)に基づく発明の実施を継続し又は場合により発明を実施するためのライセンスの付与を求める請求は、当該命令がされた旨を登録官により通知された日から 2 月以内に行わなければならない。

(2) 当該命令がされた場合は、登録官は、旧所有者及び登録官が知る限りのその実施権者に対し、当該命令をした旨を通知する。

規則 69 ライセンスを受ける権原に関する付託

(1) ライセンスを受ける権原のある者が有するか否か又は当該ライセンスの期間若しくは条件が適切であるか否かの問題を第 48 条(5)に基づいて登録官に付託する場合は、当該付託は、書面により行い、付託者が依拠する事実及び付託者が受諾若しくは許諾する用意があるライセンスの条件を詳細に記載した陳述書を添付する。

(2) 付託者は、付託をし陳述書を提出するときに、すべての新所有者及びライセンスを付与される権原を有すると主張するすべての者(付託者でない各当該所有者及び者)に付託書の写し及び陳述書の写しを送達しなければならない。

(2A) 当該期間及び当該条件でライセンスを許諾又は受諾することに合意しない(2)にいう所有者又は者は、次のとおりとしなければならない。

(a) 当該付託書及び陳述書の写しの送達を受けた日から 2 月以内に、異議の理由を詳細に記載した様式 HC6 による異議申立書を提出する。

(b) 異議申立書を提出するときに、付託者に異議申立書の写しを送達する。

(3) 登録官は、付託手続の何れかの局面に関し自己が適切と認める指示を与えることができる。

実施許諾用意

規則 70 登録簿への実施許諾用意の記入

- (1) 第 53 条(1)に基づく申請は、特許様式 28 により行う。
- (2) 当該申請の結果行われる登録簿への記入は、公報及び(もしあれば)登録官が必要と認めるその他の方法において公告される。

規則 71 実施許諾用意の条件の決定

- (1) 第 53 条(3) (a)又は(b)に基づく申請は、書面に次の書類を添付して行う。
 - (a) 当該特許の所有者による申請の場合は、当該所有者が意図しているライセンスの草案の写し及び当該所有者が依拠する事実の陳述書の写し各 1 部、及び
 - (b) それ以外の者による申請の場合は、その求めるライセンスの草案の写し 1 部
- (2) 申請人は、
 - (a) 所有者による申請の場合は、申請書及び(1) (a)にいう書類を提出するときに、申請人がライセンスを許諾しようとする者に対し、出願の写し及び(1) (a)にいう各書類の写しを送達するものとし、また
 - (b) それ以外の者による申請の場合は、申請書及び(1) (b)にいう書類を提出するときに、出願の写し及び(1) (b)に基づいて提出した書類の写しを当該所有者に送達する。
- (3) (2)に従って申請書の当該人に対する送達があった日後 2 月以内に、
 - (a) 所有者による申請の場合は、(2) (a)にいう者は、
 - (i) 当該人の異議の理由を詳細に記載した様式 HC6 による異議申立書を提出することができ、また
 - (ii) 異議申立書を提出するときに、異議申立書の写しを所有者に送達することができる。
 - (b) それ以外の者による申請の場合は、当該所有者は、
 - (i) 自己の異議の理由を詳細に記載した異議申立書を提出することができ、
 - (ii) 当該異議申立書を提出するときに、(2) (b)にいう者に異議申立書の写しを送達することができる。
- (4) (3) (b)に基づく異議申立書が当該人に送達された日後 2 月以内に、同号にいう者は、
 - (a) 様式 HC6 による答弁書を提出することができ、
 - (b) 当該提出を行う場合は、その者は、答弁書を提出するときに、答弁書の写しを所有者に送付する。
- (5) 登録官の許可又は指示がない限り、何れの当事者も更に追加の異議申立書又は答弁書を送達することはできない。
- (6) 登録官は、申請手続の何れかの局面に関し自己が適切と認める指示を与えることができる。

規則 72 登録簿における実施許諾用意に関する記入の所有者による取消

第 54 条(1)に基づく申請は、特許様式 30 により行う。

規則 73 登録簿における実施許諾用意に関する記入の第三者による取消

- (1) 第 54 条(3)に基づく申請は、特許様式 28 により、当該記入が公報で公告された日から 2

月以内に行い、その裏付として申請人の権利の内容及び申請人が依拠する事実を詳細に記載した陳述書を添付する。

(2) 申請人は、申請書を提出するときに、申請書及び陳述書の写しを当該特許の所有者に送付する。

規則 74 登録簿における実施許諾用意に関する記入の取消に関する手続

(1) 第 54 条(1)又は(3)に基づく申請は、すべて公報で公告されるものとし、また、第 54 条(7)に基づく、記入事項の取消に対する異議申立の通知の送付期間は、当該公告の日から 2 月とする。

(2) 当該異議申立通知は、特許様式 31 により行い、かつ、当該異議申立人が依拠する事実を詳細に記載した裏付の陳述書（以下「理由書」という）を添付する。

(3) 異議申立人は、異議申立通知及び理由書を提出するときに、当該通知の写し及び理由書の写しを記入事項取消の申請人に送達する。

(3A) 記入事項取消の申請人が申請手続を遂行しようとするときは、次のとおりとしなければならない。

(a) 通知及び理由書の写しの送達を受けた日後 2 月以内に、異議申立を争う理由を詳細に記載する様式 HC6 による答弁書を提出し、及び

(b) 答弁書を提出するときに、理由書の写しを異議申立人に送達する。

(4) 登録官は、記入事項取消に対する異議申立手続の何れかの局面に関し自己が適切と認める指示を与えることができる。

規則 75 実施許諾用意に関する登録簿上の取消に際しての登録官の措置

(1) 登録官が第 54 条(1)に基づいて特許の所有者から登録簿の記入事項の取消に係る申請を受領した場合は、登録官は、当該特許の所有者にその旨を通知するものとし、所有者は、登録官からの通知の日から 2 月以内に、当該記入が行われなかった場合は納付する筈であったすべての更新手数料の残額に等しい手数料を納付しなければならない。

(2) 登録官は、(1)に基づく手数料を受領した時点で、当該特許に基づくライセンスが何ら存在していないこと又は当該特許に係るすべての実施権者が当該申請に同意していると判断した場合は、当該記入の取消を実行することができる。

(3) 登録官が第 54 条(3)に基づいて特許に関して登録簿の記入事項を取り消す場合は、登録官は、当該特許の所有者にその旨を通知するものとし、所有者は、登録官からの通知の日から 2 月以内に、当該記入が行われなかった場合は納付する筈であったすべての更新手数料の残額に等しい手数料を納付しなければならない。

(4) 本条規則に基づいて手数料を登録局に納付する際は、特許様式 15 を登録局に提出する。

特許侵害

規則 75A 第 66 条(4)に基づいて定められる事項

第 66 条(4)に基づく輸入者に対する通知書には、次の事項を記載する。

- (a) 当該通知が第 66 条(4)に従って発令される旨の陳述
- (b) 特許証に記載されている、依拠される特許の特許番号(又は P-No.)
- (c) 当該特許の付与の基礎となっている出願の出願日
- (d) 当該特許が付与された日
- (e) 当該特許の各所有者の名称及び宛先
- (f) 当該所有者の送達宛先
- (g) 第 66 条(3)(b)(ii)にいう者の名称及び宛先
- (h) 当該特許製品が当該輸入者による輸入の結果、第 66 条(3)(b)にいう契約に違反して流通される物品に該当することになる経緯を詳細に説明する陳述
- (i) 第 66 条(3)(b)にいう契約のうち(h)に基づく陳述において依拠又は言及したすべての条項の文言

登録官に提起する侵害手続

規則 76 侵害の決定に関する登録官への付託

- (1) 第 67 条(3)に基づいて登録官に付託を行う場合は、当事者は、争点である事項及び合意している事項について詳細に記載した共同陳述書を添付した書面によりこれを行う。
- (2) 本条規則に定める手続は、争点として付託書に記載された唯一の事項が何れかの特許又はその一部の有効性である場合を除いて、適用される。
- (3) 紛争の当事者が当該特許の所有者又は当該特許の排他的実施権者である場合において(当該当事者を本条規則及び規則 77 において「原告」という)、当該付託の遂行を希望するときは、付託を行ってから 14 日以内に、当該争点に関する自己の主張を詳細に記載した陳述書を提出すると同時に、当該陳述書の写しを紛争の相手方当事者に送付する。
- (4) 当該紛争の相手方当事者(本条規則及び規則 77 において「被告」という)が原告の主張に反論を唱えようとする場合は、原告からその陳述書の写しを受領した日から 2 月以内に、原告の主張に反論を唱える理由を詳細に記載した特許様式 3 による反対陳述書を提出すると同時に、当該反対陳述書の写しを原告に送付する。
- (5) 被告がその反対陳述書において、侵害を受けたと原告が主張する特許又はその一部が有効なものでないと主張した場合において、原告は、被告の主張に反論を唱えようとするときは、当該反対陳述書を受領した日から 2 月以内に、被告の主張に反論を唱える理由を詳細に記載した追加陳述書を提出すると同時に、当該追加陳述書の写しを被告に送付する。
- (6) 登録官の指示に従うことを条件として、原告は、反対陳述書を受領した日から 2 月以内か、又は原告が(5)に基づく追加陳述書を提出した場合はその提出日から 2 月以内に、自己の主張を裏付ける証拠を提出することができ、かつ、当該証拠の写しを被告に送付する。
- (7) 原告から証拠の写しを受領した日から 2 月以内か又は原告が証拠の提出を行わなかった場合は当該証拠の提出期間の満了から 2 月以内に、被告は、自己の主張を裏付ける証拠を提出することができ、また、当該証拠の写しを原告に送付する。更に原告は、被告の証拠の写しを受領した日から 2 月以内に、応答する事項に厳密に限定する追加の証拠を提出することができ、その写しを被告に送付する。
- (8) 更なる追加の証拠は、登録官の許可又は指示がない限り、何れの当事者も提出することができない。
- (9) 登録官は、付託手続の何れかの局面に関し自己が適切と認める指示を与えることができる。

規則 77 特許の有効性が争点とされる場合の手続

- (1) 第 67 条(3)に基づいて提出された付託書に争点として記載される唯一の事項が何れかの特許又は特許の一部の有効性である場合は、本条規則に定める手続を適用する。
- (2) 被告は、原告の主張に異議を唱えようとする場合は、付託を行ってから 14 日以内に、当該特許又は特許の一部が無効であることを主張する理由を詳細に記載した陳述書を提出すると同時に、陳述書の写しを原告に送付する。
- (3) 原告が被告の主張に反論を唱えようとする場合は、被告の陳述書を受領した日から 2 月以内に、被告の主張に反論を唱える理由を詳細に記載した様式 HC6 による答弁書を提出すると同時に、その写しを被告に送付する。

(4) 被告は、登録官が適切と認めて与える指示に従うことを条件として、原告の答弁書を受領した日から2月以内に、自己の主張を裏付ける証拠を提出することができ、かつ、その写しを原告に送付する。

(5) 原告は、被告の証拠の写しを受領した日から2月以内か、又は被告が証拠を提出しなかった場合は当該証拠の提出期間の満了から2月以内に、自己の主張を裏付ける証拠を提出することができ、かつ、当該証拠の写しを被告に送付する。更に、被告は、原告の証拠の写しを受領した日から2月以内に、応答する事項に厳密に限定した追加の証拠を提出することができ、かつ、その写しを原告に送付する。

(6) 更なる追加の証拠は、登録官の許可又は指示がない限り、何れの当事者も提出することができない。

(7) 登録官は、付託手続の何れかの局面に関し自己が適切と認める指示を与えることができる。

規則 78 不侵害の宣言を求める申請

(1) ある行為又は計画されている行為が特許侵害に該当しない旨の宣言を求める第78条に基づく登録官への申請は、書面により行い、第78条(1)(a)及び(b)を遵守していることを立証するものとして申請人が依拠する事実及び申請人が求める救済を詳細に記載した陳述書を添付する。

(2) 申請人は、申請書及び陳述書を提出するとき、申請書及び陳述書の写しを当該特許の所有者に送達するものとする。

(2A) 当該特許の所有者は、当該申請に反論しようとする場合、

(a) 申請書及び陳述書の写しの送達を受けた日後2月以内に、申請人の主張に反論する理由を詳細に記載した様式HC6による反対陳述書を提出する、及び

(b) 当該反対陳述書を提出するとき、申請人に対して当該反対陳述書の写しを送達するものとする。

(3) 申請人は、登録官が適切と認めて与える指示に従うことを条件として、反対陳述書の写しを受領した日から2月以内に、自己の申請を裏付ける証拠を提出することができ、かつ、その写しを当該特許の所有者に送付する。

(4) 当該特許の所有者は、申請人の証拠の写しを受領した日から2月以内か、又は申請人が証拠を提出しなかった場合は当該証拠の提出期間の満了から2月以内に、自己の主張を裏付ける証拠を提出することができ、かつ、当該証拠の写しを申請人に送付する。その場合、申請人は、所有者の証拠の写しを受領した日から2月以内に、応答する事項に厳密に限定した追加の証拠を提出することができ、その写しを所有者に送付する。

(5) 更なる追加の証拠は、登録官の許可又は指示がない限り、何れの当事者も提出することができない。

(6) 登録官は、申請手続の何れかの局面に関し自己が適切と認める指示を与えることができる。

特許の取消

規則 79 [削除]

規則 80 取消の申請に係る手続

(1) 登録官に対する特許取消の申請は、特許様式 35 を提出することにより行い、かつ、申請人が依拠する事実及び申請人が求める救済を含む取消理由を詳細に記載した陳述書を添付する。

(2) 申請人は、当該申請書及び陳述書を提出するとき、当該特許の所有者に対して当該申請書及び陳述書の写しを送達する。

(3) 当該特許の所有者は、当該申請に異議を唱えようとする場合は、当該申請書及び陳述書の写しを受領した日から 3 月以内に、当該申請に異議を唱える理由を詳細に記載した特許様式 3 による反対陳述書を提出するものとし、これと同時に、第 83 条に従って特許明細書の訂正書を提出することができ、当該訂正書(もしあれば)及び反対陳述書の写しを申請人に送付する。

(4) 当該特許の所有者が(3)に従って反対陳述書を提出しない場合は、所有者は、その後の手続に参加することができないものとし、また、前記の陳述書に記載された個々の事実は登録官の保有する他の書類により否認されない限り是認されるものとして、登録官は当該取消の申請を考慮する。

(5) 申請人は、補正書(もしあれば)及び反対陳述書の写しを受領した日から 3 月以内に、自己の主張を裏付けるために提示することを希望する証拠を提出することができ、また、これと同時に当該証拠の写しを当該特許の所有者に送付する。

(6) 申請人が(5)に従って証拠を提出しない場合は、申請人は、登録官の別段の指示がない限り、その申請を放棄したものとみなされる。

(7) 申請人が(5)に従って証拠を提出した場合は、当該特許の所有者は、申請人の証拠の写しを受領した日から 3 月以内に、自己の主張を裏付けるために提示することを希望する証拠を提出することができ、また、これと同時に当該証拠の写しを申請人に送付する。

(8) 申請人は、所有者から当該証拠の写しを受領した日から 3 月以内に、応答する事項に厳密に限定した追加の証拠を提出することができ、当該証拠の写しを所有者に送付する。

(9) 何れの当事者も更なる追加の証拠を提出することはできない。ただし、登録官に提起する手続において、登録官は、自己が適切と認める場合は、費用その他の点で登録官が適切と認める条件により証拠を提出することを随時何れの当事者にも許可することができる。

(10) 登録官は、申請手続の何れかの局面に関し自己が適切と認める指示を与えることができる。

規則 80A 第 80 条(1) (f) (iii) に基づいて定められる重要な情報

第 80 条(1) (f) (iii) 適用上の重要な情報とは、次をいう。

(a) 次の条項にいう所定の情報

(i) 2014 年 2 月 14 日直前に有効であった廃止された第 29 条(2) (c) (ii) 又は(d) (ii)

(ii) 2004 年 7 月 1 日直前に有効であった廃止された第 29 条(5)

(b) 第 29 条(1) (c) 又は(d)にいう所定の書類、及び

(c) (a)又は(b)にいう所定の情報又は書類に英語によらない書類が含まれる場合は、提出された当該書類の英語翻訳文。

規則 81 再審査報告の作成に関する手続

- (1) 登録官が特許につき再審査を行わせる旨を決定する場合は、
- (a) 登録官は、特許取消の申請人に対し、当該特許の再審査を請求する特許様式 36 を、これに所定の再審査手数料及び登録官が指定する手続費用又は経費に対する保証金を添えて当該指示の日付から 2 月以内に提出するよう指示するものとし、申請人が当該期間内にそうしないときは、申請人は、その申請を放棄したものとみなされ、また
- (b) 審査官は、再審査を行う間、申請人の陳述書、特許明細書の訂正書、特許所有者の反対陳述書及び規則 80 に基づいて提出された証拠を考慮に入れ、かつ、取消申請書に記載された何れかの理由により当該特許を取り消すべきであるか否かについて勧告を行うと同時に、当該再審査報告の結論についてその詳細な理由とともに登録官に通知する。
- (2) 特許の所有者により第 83 条(1)に基づいて訂正が提案された場合は、審査官は、当該再審査報告において、提案されている訂正が、
- (a) 第 84 条(3)に基づいて許可されるべきであるか否か、また
- (b) 取消申請書に記載された取消理由のうちの何れかを全体的又は部分的に排除するものであるか否か、
- に関する意見を記載する。

規則 82 再審査報告の写し及び結論

登録官は、当該特許の取消の申請人及び当該特許の所有者の双方に対し、再審査報告の写しを送付し、かつ、当該特許又は訂正された特許に関する決定を行うに際し、当該再審査報告の結論を考慮に入れる。

規則 83 特許の放棄に際しての費用の裁定

第 80 条に基づく登録官に提起する手続において、特許の所有者が第 40 条に基づいて当該特許の放棄を申し出た場合は、登録官は、取消の申請人に対し費用を裁定するか否かを決定するにあたり、仮に申請人が当該申請を提出する前に当該所有者に合理的な通知をしていたならば手続が回避できた筈であるか否かを考慮する。

規則 84 訂正の機会に関する通知

- (1) 第 81 条に従い特許が取り消されるべきであると登録官が認める場合は、当該特許の所有者は、その旨の通知を受けるとともに、当該通知の日から 3 月以内に意見書の提出及び当該特許明細書の訂正のための機会を与えられる。
- (2) 登録官は、第 83 条に基づいて特許の所有者に対し特許明細書の訂正を許可する場合は、当該明細書の訂正に先立って、規則 19、規則 21 及び規則 23 に従って作成された訂正済みの新しい明細書を提出するよう申請人に要求することができる。

侵害又は取消の手續における特許の訂正

規則 85 訂正に対する異議申立の手續

- (1) 登録官に提起する手續において、第 83 条に基づく訂正案が公告された場合は、公報で公告がなされた日から 2 月以内に、特許様式 58 により当該訂正に対する異議申立の通知を提出することができる。
- (2) 当該異議申立通知には、異議申立人が依拠する事実及び求める救済を詳細に記載した理由書を添付する。
- (3) 異議申立人は、異議申立通知及び理由書を提出するとき、当該特許の所有者及び登録官に提起する当該手續のその他の各当事者に異議申立通知及び理由書の写しを送達する。
- (4) 登録官は、訂正に対する異議申立手續の何れかの局面に関し自己が適切と認める指示を与えることができる。

国際出願の国内手続

規則 86 国際出願の取扱い

(1) 本条規則に従うことを条件として、第 85 条に基づいて特許法に基づく特許出願として取り扱われる国際特許出願(シンガポール)に関し、第 86 条(3)及び(6)適用上の所定の期間は、次のとおりとする。

(a) 次の場合は、関連日から 30 月

(i) 関連日が 2002 年 5 月 1 日以後であり、かつ、出願の国内段階が 2004 年 1 月 1 日以後に開始する場合、若しくは

(ii) 特許協力条約第 II 章に従ってシンガポールが選択されている場合、又は

(b) その他の場合は、関連日から 20 月

(2) 所定の手数料の納付は、(1) (a) 又は場合により (b) で定められる期間内に行なうものとし、かつ、出願人の希望がある場合は、特許様式 37 の提出とともに行う。

(3) [削除]

(3A) 国際特許出願(シンガポール)の国内段階が開始した場合は、当該出願の国内段階が開始した日から 1 月以内は、第 17 条(2B)に基づく請求を行うことができる。

(4) 国際特許出願(シンガポール)の場合において、

特許法又は本規則により、ある書類又はある書類の一部の英語翻訳文を国内段階への移行に係る期限以前に提出することが要求される場合は、規則 112 に基づいて要求され、かつ、特許協力条約に基づく規則の第 51 規則の 2.1(d)により認められる当該翻訳文の認証は、当該移行期限から 2 月が経過する前はいつでも、登録官に提出することができる。

(5) 第 86 条(3)及び(6)の適用上、出願又は出願の補正書の英語翻訳文が要求される場合において、当該翻訳文には、

(a) (i) 出願が特許協力条約に従って公開されていない場合、
を除いて、願書及び要約を含めないものとし、

(b) 特許協力条約に基づく規則の第 49 規則 5(d)に従った様式による図面中の字句部分を含めるものとし、

(c) 特許協力条約に基づく規則の第 37 規則 2 に基づいて国際調査機関が原出願に記載された名称とは異なる名称を設定した場合は、当該新名称の代わりに旧名称を含めるものとし、
また

(d) 説明の一部を形成する配列一覧に含まれる字句部分については、当該字句部分が特許協力条約に基づく規則の第 12 規則 1(d)を遵守し、かつ、当該説明が同規則の第 5 規則 2(b)を遵守する場合は、これを除外することができる。

(6) (5)に従い、第 86 条(3)及び(6)の関連条件を満たすために出願に際して原出願及びその補正書の双方の英語翻訳文の提出が出願人に要求される場合において、(1)にいう適用期間の満了時に所定の手数料を納付し、かつ、要求される翻訳文のうち何れか一方のみを提出したときは、

(a) 登録官は、出願人が規則 31 に従って提供する宛先における出願人に通知し、これにより当該通知を送付した日から 2 月以内に当該翻訳文を提出するよう出願人に要求するものとし、
かつ

(b) 適用期間は、当該翻訳文に関する限り、(a)に基づいてされる通知に記載される期間の終

了までは、満了しないものとして取り扱われる。

(7) 登録官は、特許様式 38 の提出及びこれに添えた所定の手数料の納付を受けた場合は、第 86 条(3)又は(6)に従って提出された翻訳文を公告する。

(8) 第 86 条(3)(a)に定める条件が満たされている国際特許出願(シンガポール)の場合は、第 24 条(2)適用上の所定の期間は、国内段階への移行に係る期限から 2 月とする。

(8A) 第 86 条(3)(b)に定める条件が満たされている国際特許出願(シンガポール)の場合は、第 24 条(2)適用上の所定の期間は、次の期間の何れか遅く満了する方とする。

(a) 規則 18(1)により定める期間

(b) 前記の条件が満たされた日から 2 月

(9) 国際特許出願(シンガポール)に関し、出願人が第 85 条(3)の適用により第 85 条(1)の当該出願への適用を中止するべきでない旨を希望する場合は、出願人は、書面により出願人が依拠する事実を記載した陳述書を添えて登録官にその旨を申請する。

(10) 国際特許出願(シンガポール)は、そこにおけるシンガポールの指定が特許協力条約に基づいて取り下げられたとみなされる場合において、特許法に基づく出願(ただし、国際特許出願を除く)に係る同様の又は類似の状況においては、

(a) 規則 100 に基づいて不備を訂正するべき旨又は規則 108 に基づいて期間を延長するべき旨を登録官が指示することができた筈であり、かつ

(b) 当該出願を特許法により取り下げられたものとして取り扱わなかった筈であると登録官が判断するときは、

特許法に基づいて取り下げられたものとして取り扱わない。

(11) 第 85 条(3)に基づいて出願が取り下げたものとして取り扱われず、かつ、出願人が手続の遂行を希望する場合は、

(a) 登録官は、自己の指示する条件(適切な所定の手数料の納付を含む)に基づいて、登録局が受理官庁又は国際事務局から受領した書類を補正することができるとともに、特許法又は本規則に定める期間又は期日を変更することができ、かつ

(b) 第 86 条(3)に定める手数料は、納付の必要がない。

(12) 出願人が登録官に次の事項を納得させた場合は、登録官は、下記の誤記が登録局側によるものであったとして、登録局が受理官庁若しくは国際事務局から受領した書類を補正するか又は特許法若しくは本規則において定める期間若しくは期日を変更することができる。

(a) 受理官庁の誤記により、国際特許出願(シンガポール)に不正確な出願日が付与されたこと、又は

(b) 特許協力条約第 8 条(1)に基づいて行われた優先権主張について、受理官庁若しくは国際事務局の誤記のためこれが行われなかったと当該官庁若しくは当該事務局により判断されたこと

(13) 次の場合、すなわち、

(a) 国際特許出願(シンガポール)においてシンガポールが指定される場合、及び

(b) 出願人が特許協力条約に基づく任務を担う機関の誤記又は無為により同条約に基づく出願日の付与を拒絶されたと主張する場合は、

出願人は、書面に自己が依拠する事実を記載した陳述書を添えて提出することにより、当該出願を特許法に基づく出願として取り扱うよう登録官に申請することができる。その場合、登録官は、自己の指示する条件により、出願人が提出した書類を補正することができ、かつ、

特許法又は本規則において定める期間又は期日を変更することができる。

(14) 本条規則において、「受理官庁」は、特許協力条約におけるものと同一の意味を有する。

(15) 本条規則において、国際特許出願(シンガポール)に関し、

「関連日」とは、宣言された優先日か、又は宣言された優先日が存在しない場合は当該出願の出願日をいい、

「国内段階への移行に係る期限」とは、(1)に定める期間の末日か又は(6)、規則 100 若しくは規則 108 に基づいて当該期間が延長された場合は、そのように延長された期間の末日をいう。

聴聞、代理人及び誤記の訂正

規則 87 登録官の裁量権

(1) 特許法又は本条規則に基づいて手続当事者を聴聞する又は当該当事者に聴聞を受ける機会を与えることを登録官に求める特許法又は本規則の規定を害することなく、ただし、(2)に従うことを条件として、登録官は、特許法又は本規則により又は基づいて自己に与えられる裁量権を自己に提起される手続の当事者に不利に行使する前に、聴聞を受ける機会を当該当事者に与えなければならない。

(2) (1)及び規則 88 は、次の何れにも適用されない。

(a) 第 29A 条(3)に基づいて特許出願を拒絶する旨の通知の発行

(b) 第 29B 条(5) (b) (ii)に基づく特許出願の拒絶通知の送付

規則 88 聴聞の請求

(1) 査定系手続において規則 87 に基づく登録官の裁量権の行使を求める請求は、中間的なものか否かを問わず、様式 HC4 により行うものとし、登録官がある出願に対してなされた拒絶に係る通知を行った日から又は登録官が裁量権を行使しようとする旨をその他で表示した日から 1 月以内に提出しなければならない。登録官は、所定の期間内に当該請求を行わなかった当事者の聴聞を拒絶することができる。

(2) 登録官は、(1)に基づく請求を受けた場合は、当該請求人に対し、聴聞を受けることができる期日を記載した通知を送付するものとし、当該期日は、通知の日から 14 日以降の日でなければならない。

(3) 当事者系中間手続における規則 87 に基づく登録官の裁量権行使の請求は、書面で登録官に対してなされなければならない。

(4) (3)に基づく請求をするときに、その者は手続のすべての相手方当事者に当該請求の写しを送達しなければならない。

(5) (1)又は(3)に規定の場合を除き、規則 87 に基づいて登録官の裁量権行使の請求をすることはできない。

(6) 登録官は、本条規則に基づく聴聞手続の何れかの局面に関し自己が適切と認める指示を与えることができる。

(7) 登録官は、各当事者を聴聞の後、裁量権の行使に関する自己の決定をすべての当事者に通知する。

(8) 何れかの当事者が(1)に基づく請求に関して登録官の決定理由を求めようとする場合、次のとおりとする。

(a) 当事者は、様式 HC5 の提出によって、登録官の決定日後 6 週間以内に登録官の決定理由を陳述するよう登録官に請求し、

(b) 登録官は、決定理由を可及的速やかに当事者に送付する。

(9) (3)に基づく請求に関して登録官の決定理由を求めようとする場合

(a) 当事者は、次のとおりとする。

(i) 登録官に登録官の決定理由を陳述するよう書面で請求する、

(ii) 当事者が(i)に基づいて請求するときに、手続の相手方当事者すべてに当該請求の写しを送達し、

(b) 登録官は、決定理由を可及的速やかに手続の当事者すべてに送付する。

(10) 登録官の決定理由が(8)(a)又は場合により(9)(a)(i)に基づいて請求をする当事者に送付される日が、上訴の目的のために登録官決定のとみなされる。

規則 88A 聴聞及び聴聞への出頭通知

(1) 本条規則は、規則 10、規則 11、規則 12、規則 14、規則 15、規則 16、規則 17、規則 52、規則 65、規則 66、規則 69、規則 71、規則 74、規則 76、規則 77、規則 78、規則 80、規則 85 若しくは規則 91 又は附則 4 第 3 項に基づく当事者系手続であって、当事者が本規則の何れか又は登録官の指示に従って証拠を提出している場合のものにのみ適用される。

(2) 当事者による証拠提出の完了時に、登録官は、事件に関する弁論を審理する日付を当事者に通知する。

(3) 当事者は、(2)に基づいて通知された最初の聴聞日の少なくとも 1 月前に、自己の書面提出物及び根拠書面集を登録官に提出するものとし、その提出と同時に、それぞれの書面提出物及び根拠書面集を互いに交換しなければならない。

(4) 聴聞に出頭する意図を有する当事者は、聴聞に出頭しようとする日の前に、様式 HC1 を登録官に提出しなければならない。

(5) 聴聞に出頭しようとする日の前に様式 HC1 を登録官に提出しない当事者は、聴聞を受けることを望まないものとして扱われ、登録官は、当該当事者なしに聴聞手続を進めることができ、又は聴聞手続なしに、自らの決定を下し若しくは手続を却下するか又は自らが適切と考える他の命令を下すことができる。

(6) 当事者が様式 HC1 を登録官に提出した後に聴聞に出頭しない場合は、登録官は、当該当事者なしに聴聞手続を進めることができ、又は聴聞手続なしに、自らの決定を下し若しくは手続を却下するか又は自らが適切と考える他の命令を下すことができる。

(7) 何れの当事者も聴聞に出頭しない場合は、登録官は手続を却下することができる。

(8) 登録官は、(5)又は(6)に基づいて決定又は命令を行ったとき、又は(5)、(6)若しくは(7)に基づいて手続を却下したときは、すべての当事者に当該決定、命令又は場合により却下を書面で通知する。

(9) 何れの当事者も出頭しない聴聞に従って(5)又は(6)に基づいて登録官が下した決定又は命令は、当該当事者の申請により、登録官が自ら適切と考える条件でこれを破棄することができる。

(10) (5)、(6)又は(7)に基づいて却下された手続は、何れかの当事者の申請により、登録官の指示によって回復させることができる。

(11) (9)又は(10)に基づく申請は、(8)に基づく登録官の通知日後 14 日以内にしなければならない。

規則 88B 事件処理会議

(1) 本規則の如何なる事項に拘らず、登録官に対する申請又は手続の何れかの段階において、登録官は事案の公正、迅速かつ経済的な処分のために自己が適切とみなす命令をする又は指示を与えることができるように事件処理会議に出頭することを申請人又は当事者に指示することができる。

(2) 登録官は、事件処理会議において次のとおりとすることができる。

- (a) 申請又は手続におけるすべての又は何れかの争点の解決の可能性を含む何れの事項をも検討する。
- (b) 自己が必要とする情報を提供するよう当事者に指示する。
- (3) 何れかの当事者が(1)又は(2)に基づく指示又は命令に従わないときは、登録官は次のとおりとすることができる。
 - (a) 当該指示又は命令が、当該当事者によって提起された申請又は手続に関して与えられたものである場合は、申請又は手続を却下する。又は
 - (b) 登録官が適切とみなす他の命令をする。
- (4) (1)、(2)又は(3)に基づいて登録官によって与えられる指示又はなされる命令は、同官が適切とみなす条件で同官によって破棄又は変更されることができる。
- (5) 事件処理会議の間に又はそれに従い、何れかの申請又は手続における紛争事項のすべての又は一部の和解に当事者が同意するときは、登録官は次のとおりとすることができる。
 - (a) 申請又は手続に関して自己の決定を下す、又は
 - (b) 和解を有効にするために自己が公正と考える命令を下す。
- (6) 何れかの当事者が事件処理会議に出頭しない場合、登録官は次のとおりとすることができる。
 - (a) 事件処理会議が当該当事者によって提起された申請又は手続に係る場合、申請又は場合により手続を却下する。
 - (b) 自己が適切と認める他の命令を下す。又は
 - (c) 事件処理会議を延期する。
- (7) (6)に基づいて当事者の欠席中に登録官によって下された決定は、当該当事者の申請があるときは、登録官が適切と認める条件で登録官によって破棄されることができる。
- (8) (3)又は(6)に基づいて却下された申請又は手続は、何れかの当事者の申請があるときは、登録官の指示によって回復することができる。

規則 89 公開での聴聞

- (1) (2)に従うことを条件として、ある特許又は特許出願に関する事項につき 2 以上の当事者間で発生した紛争に係る聴聞が第 27 条に基づく出願公開の後に登録官の下で行われる場合は、当該紛争の聴聞は、公開で行われる。
- (2) 登録官は、(1)が適用される聴聞で本人又は代理人が出席する紛争当事者の意見聴取後に、当該聴聞を公開で行わないことを指示することができる。

規則 90 弁論権

- (1) 特定の場合において登録官が別段の指示を行わない限り、
 - (a) 登録官に提起する手続又は特許法若しくは本規則に基づくその他の事項の当事者による登録官との面談はすべて、当該当事者が本人の代理人として任命する、
 - (i) 弁護士、又は
 - (ii) その他の者、
- により又はこれらの者を通じて行われるものとし、かつ
- (b) 当該当事者が特許法に基づいて提出するすべての通知、申請、その他の書類には、前記のとおり任命される弁護士又はその他の者が署名することができる。

(2) 登録官に提起する手続又は特許法若しくは本規則に基づくその他の事項の当事者が弁護士又はその他の者を、

(a) 本人の代理人として、又は

(b) 本人の代理人として、別の者の代わりに、

任命した場合は、当該弁護士又は当該人は、当事者に代わって行為する最初の機会に、様式 CM1 により授權宣言書を提出しシンガポールにおける送達宛先を提供しなければならない。

(3) (2)に拘らず、本規則が(4)にいう様式、いずれの出願、要求、参考文献、通知が提出されることを求める場合は、(2)にいう弁護士又はその他の者は当該様式、出願、要求、参考文献、通知により授權宣言書を提出し送達宛先を提供することができる。

(4) 授權宣言書の提出及び送達宛先の提供の効果は、次のとおりとする。

(a) (i) 特許様式 1 又は 37 又は、

(ii) 規則 86(9)又は(13)に基づき作成された何れの出願によって授權宣言書が提出され送達宛先が提供される場合、授權宣言書及び送達宛先は、場合に応じて当該様式が提出又は出願される特許又は特許出願に関するすべての手続の目的上効果を有する。

(b) (i) 特許様式 2, 7, 35 又は 58,

(ii) 様式 HC4 若しくは HC6 により、

(iii) 特許様式 28(様式が規則 73(1)に関係する申請)、

(iv) 規則 14(1), 71(1)若しくは 78(1)に関係する申請

(v) 附則 4 の第 3(4)項に関係する請求、

(vi) 規則 71(1)若しくは 76(1)に関係する参考文献、又は

(vii) 附則 4 の第 3(6)に基づき提出された通知によって授權宣言書が提出され送達宛先が提供される場合、授權宣言書及び送達宛先は、場合に応じて、提出された当該様式若しくはは通知、又は作成された当該申請、請求若しくは参考文献が提出される手続の目的上効果を有する。

(c) 特許様式 15, 19, 20 又は 53 によって授權宣言書が提出され送達宛先が提供される場合、授權宣言書及び送達宛先は、それに関して当該様式が提出される特許に関するすべての更新申請及び手続の目的上に限り効果を有する。

(d) 授權宣言書が提出され送達宛先が提供される場合、

(i) 特許様式 34 若しくは 44,

(ii) 様式 CM2, CM10 若しくは CM12

(iii) 規則 64(1)に基づき作成された申請、又は

(iv) 附則 4 の第 2(1)項に基づき作成された申請の授權宣言書及び送達宛先は、場合に応じて当該様式若しくは申請又は作成された請求が提出される事項についてのみ効果を有する。

(e) 様式 CM6 によって授權宣言書が提出され送達宛先が提供される場合、授權宣言書及び送達宛先は、それに関して当該様式が提出されるライセンスに関するすべての手続の目的上効果を有する。

(f) 様式 CM7 によって授權宣言書が提出され送達宛先が提供される場合、授權宣言書及び送達宛先は、それに関して当該様式が提出される担保権に関するすべての手続の目的上効果を有する。

(g) 様式 CM8 によって授權宣言書が提出され送達宛先が提供される場合、

(i) 当該様式によって提出される授權宣言書が 2 あり、提供される送達宛先が 2 あるときは、

(A) 当該様式が提出される特許移転の登録又は特許出願の目的上 1 の授權宣言書が提出され 1 の送達宛先が提供され、当該目的に限り効果を有する。

(B) 他の授權宣言書及び他の送達宛先は、当該特許又は出願に関し、すべての手続の目的上効果を有する。

(ii) 当該様式によって提出される授權宣言書が 1 のみであり、提供される送達宛先が 1 であるときは、授權宣言書及び送達宛先は、それに関して当該様式が提出される特許又は特許出願に関し、すべての手続の目的上効果を有する。

(5) 当事者が弁護士又はその他の者を当該当事者の代理人として任命している特許法又は本規則に基づく何れかの事項の取り扱いにおいて、登録官は、次の何れか又は双方の本人による署名又は出頭を求めることができる。

(a) 弁護士又はその他の者

(b) 当事者

(6) 登録官は、当事者によりその代理人として任命されている弁護士又はその他の者に送付する通知書によって、弁護士又はその他の者に当事者の代理人として手続するための当事者の授權の証拠を提出するよう求めることができる。

(7) (2) 又は (3) に従って弁護士又はその他の者が授權宣言書を提出し送達宛先を提供する後までは、又は弁護士又はその他の者の名称若しくは送達宛先又は双方の変更の場合にはそれらの者が当該変更に関して様式 CM2 を提出するまでは、特許法又は本規則に基づく手続を当事者によってその代理人として任命されている弁護士若しくはその他の者によって又はそれらの者に対してすることはできない。

(8) 当事者によって当事者の代理人として手続することを任命されている弁護士又はその他の者が当事者の代理人として手続することを停止しようとする場合、

(a) 弁護士又はその他の者は、代理人として手続することを停止する旨の様式 CM1 による通知を提出し、当事者に送達し、

(b) (a) に従ったときは、弁護士又はその他の者は当事者の代理人として手続することを停止する。

規則 91 特許及び出願における誤りの訂正

(1) (2) に従うことを条件として、及び登録官が別段の指示を行わない限り、翻訳若しくは転写の誤り、又は特許明細書、特許出願又は当該特許若しくは出願に関連して提出される書類における誤記若しくは錯誤の訂正を求める請求は、様式 CM4 により行う。

(1A) 様式を除く書類の誤記に関する請求の場合、請求には訂正案を次の表示方法で示した書類の写しを添える。

(a) 置き換える又は削除する字句、 その他の事項に取消線を引き、かつ

(b) 代わりに挿入する字句、 その他の事項に下線を付す。

(1B) [削除]

(1C) 当該請求が電子オンラインシステムを用いて提出される場合は、(1A) は適用されず、当該請求は、同項の要件の代わりに登録官が発行する実施指針(その中で指定される方法で作成するその他の書類の提出を含む)に従うものとする。

(2) 当該請求が明細書に関するものである場合は、訂正が訂正の申出以外の如何なる意図もないことが極めて明白であるという意味で明らかでない限り、如何なる訂正も行ってはなら

ない。

(3) 登録官は、当該請求及び訂正案の内容を公報において、かつ、必要な場合は、登録官が決定する方法で公告することにより、訂正案を公示することができる。

(4) [削除]

(5) 何人も、公示の日から2月以内はいつでも、特許様式58により当該請求に対する異議申立の通知を登録官に提出することができる。

(6) 当該異議申立通知には、異議申立人が依拠する事実及びその求める救済を詳細に記載した裏付となる理由書を添付する。

(7) 異議申立人は、当該通知及び理由書の提出時に、当該通知及び理由書の写しを請求人に送達するものとする。

(7A) 請求人が、請求の遂行を希望する場合は、

(a) 当該通知及び理由書の写しが送達された日から2月以内に、異議申立に反論を唱える理由を詳細に記載した様式HC6による答弁書を提出するものとし、及び

(b) 当該答弁書が提出されたとき、異議申立人に対し、答弁書の写しを送達する。

(8) 登録官は、当該請求又は当該請求に対する異議申立手続の何れかの局面に関し自己が適切と認める指示を与えることができる。

(9) 登録官が訂正を求める請求を認めた場合は、請求人は、登録官からその旨の要求があったときは、登録官が指定する期間内に、規則19、規則21及び規則23に従って作成した訂正済みの明細書を新たに提出しなければならない。

(10) [削除]

(11) (9)に基づいて提出する新たな明細書には、如何なる補正又は訂正(方式要件を満たすために施す補正又は訂正を除く)も施してはならない。

(12) (1)は、次に適用されない。

(a) 規則9(3)、規則31(5)又は規則56(3)にいう訂正の請求

(b) 規則6、規則7、規則10、規則11、規則12、規則14、規則15、規則16、規則52、規則65、規則66、規則69、規則71、規則74、規則76、規則77、規則78、規則80、規則85若しくは規則91又は附則4の第3項に基づく当事者間手続に関連して提出された書類における翻訳若しくは転写の誤りの又は誤記若しくは錯誤の訂正を求める請求

(c) 次に掲げる翻訳若しくは転写の誤りの又は誤記若しくは錯誤の訂正を求める請求

(i) 規則17(その(3)以外)に基づく当事者系手続に関連して提出される書類

(ii) 規則17(3)に基づく当事者間手続に関連して提出される様式HC6による反対陳述書

(iii) 規則53(その(2)以外)又は規則88(その(1)以外)に基づく一方当事者手続に関連して提出される書類、又は

(iv) 規則53(2)又は規則88(1)に基づく一方当事者手続に関連して提出される様式HC4による請求、及び

(d) 規則88A又は規則108Aに基づいて提出される書類における翻訳若しくは転写の誤りの又は誤記若しくは錯誤の訂正を求める請求

(13) (12)(b)、(c)又は(d)にいう請求は、書面で登録官に対して行わなければならない。

情報及び閲覧

規則 92 特許及び特許出願に関する情報

(1) 特許又は特許出願に関する情報の第 108 条に基づく請求は、次の事項について行うことができる。

- (a) 登録官が、第 29 条、第 29B 条、第 30 条(c)、規則 42 又は規則 42A にいう報告、情報又は英訳を受領した日
- (b) 特許明細書又は特許出願が公開された時
- (c) 特許出願が取り下げられ、取り下げられたものとして取り扱われ、放棄されたものとして取り扱われ、拒絶され又は拒絶されたものとして取り扱われた時
- (d) 更新手数料が第 36 条(2)適用上の所定の期間内に納付されなかったか否か
- (e) 更新手数料が第 36 条(3)にいう 6 月の期間内に納付されたか否か
- (f) 特許が失効した時及び／又は特許回復申請書が提出された時
- (g) ある記入が登録簿になされた時又は当該記入を求める申請が行われた時
- (h) 登録簿への記入又は公報における公告を伴うような申請、請求又は行為がなされた時(ただし、当該申請、請求又は行為の内容が当該請求書に明記されている場合)
- (i) 規則 93 又は規則 94 に従って何らかの書類の閲覧ができる時、及び
- (j) その他、特許又は特許出願において言及される事項であって、特定の場合につき登録官が認めるもの

(2) 第 117 条(3)により有効とされる特許に関する情報につき、次の時に関する請求もまた行うことができる。

- (a) 登録証が発行された時
 - (b) 当該特許が特許法に基づいて最初に更新された時、及び
 - (c) 既に廃止された連合王国特許登録法に基づいて、特許登録簿にある記入が行われた時 (Cap. 271, 1985 Ed.)
- (3) (1)及び(2)の請求は書面により行う。

規則 93 書類の閲覧

(1) (5)に従うこと及び(4)に定める制限に従うことを条件として、第 27 条に従った特許出願公開の日後に、登録官は、様式 CM10 による請求及び所定の手数料の納付があり次第、当該出願又はその遂行により付与された特許に関して登録局に提出され又は保管されているすべての書類の閲覧を許可する。

(2) 同一の制限に従うこと及び第 108 条(4)又は(5)に定める状況が存在する場合は規則 96 に従うことを条件として、登録官は、様式 CM10 による請求及び所定の手数料の納付があり次第、第 27 条に基づく公開に先立って、当該書類の閲覧を許可する。

(3) [削除]

(4) (1)にいう制限とは、次の事項をいう。

- (a) 如何なる書類も、登録局に提出された日から 14 日が経過するまでは、閲覧に供さない。
- (b) 登録局内での使用のみを目的として作成された書類は、閲覧に供さない。
- (c) 登録局の要求によるか否かに拘らず、点検のため登録局に送付され、後に送付人に返送すべき書類は、閲覧に供さない。

(d) 規則 59, 規則 92, 規則 93 又は 2014 年 2 月 14 日直前まで有効であった規則 63(2)に基づいて作成された請求書は, 閲覧に供さない。また

(e) 登録官が規則 94 に基づいて機密扱いにするべき旨の指令を発した書類は, 同規則に従って認められる場合を除き, 閲覧に供さない。

(5) 本条規則の如何なる規定も, 次の書類又はその一部を公衆の閲覧に供する義務を登録官に課するものと解釈してはならない。

(a) ある者に損害を与える虞のある方法でその者を中傷していると登録官が判断する書類, 又は

(b) それを公開若しくは利用することで, 不快な, 不道徳な若しくは反社会的な行動が助長されることが一般に予想されると登録官が判断する書類

(6) (5)に基づいてある書類又はその一部を公衆の閲覧に供さない旨の登録官の決定に対しては, 上訴することができない。

規則 94 機密書類

(1) 様式以外の書類が登録局に提出され又は送付され, かつ, 当該書類の提出人若しくは送付人又は当該書類が関連する手続の当事者により当該書類の提出又は送付から 14 日以内に理由を添えて請求される場合は, 登録官は, 当該書類を機密扱いとする旨を指示することができるものとし, その場合の当該書類は, 当該事項を登録官が決定するまでは, 公衆の閲覧に供されない。

(2) 当該指示が与えられ, かつ, 取り下げられていない場合は, 本条規則の如何なる規定も, 登録官の許可による場合を除き, 当該指示に関わる書類の閲覧をある者が認められるべきことを許容し又は要求するものと解してはならない。

(3) 登録官は, 当該指示を請求した者と事前に協議することなしには, 本条規則に基づいて与えた指示を取り下げず, また, 取り下げられていない指示に関わる書類について, 閲覧の許可を何人に対しても与えない。ただし, 当該事前の協議が合理的にみて実行可能でないと登録官が判断する場合は, この限りでない。

(4) 当該指示が与えられ又は取り下げられた場合は, その事実の記録を, 関連する書類とともに保管しなければならない。

(5) (1)にいう期間が規則 108 に基づいて延長された場合は, 関連する書類は, 延長期間が満了するまでは公衆の閲覧に供されないか又は当該期間が満了と同時に延長された場合は, 関連書類の公衆の閲覧は, 延長期間が満了するまでは中止される。なお, 指示を求める請求がなされた場合は, 書類は, 当該事項を登録官が決定するまでは, 公衆の閲覧に供されない。

規則 95 書誌的情報の公表

第 108 条(3)(a)の適用上, 次の書誌的情報を定める。

(a) 出願番号

(b) 出願日並びに第 17 条(2)に基づく宣言が行われた場合は当該宣言の中で言及される各出願について, 入手可能なときは出願日, 出願国及び出願番号

(c) 第 20 条に基づく命令の結果出願人又は共同出願人となった者を含む出願人又は共同出願人の名称

(d) 規則 56 に基づく出願人又は共同出願人の名称変更

(e) 発明の名称, 及び

(f) 出願が取り下げられ, 取り下げられたものとして取り扱われ, 放棄されたものとして取り扱われ, 拒絶され又は拒絶されたものとして取り扱われる場合は, その事実

規則 96 未公開の特許出願に関する情報の請求

(1) 第 108 条(4)に定める状況が存在する場合は, 第 108 条(1)に基づく請求には, 当該状況の存在を証明する誓約書及び登録官が要求する当該請求を裏付ける書証(もしあれば)を添付する。

(2) 登録官は, 当該請求書, 誓約書及び証拠書類(もしあれば)の写しを当該特許の出願人に送付し, その後 14 日が経過するまでは, 当該請求に応じない。

電子オンラインシステム

規則 96A 電子オンラインシステムの設置

- (1) 本規則の適用上、電子オンラインシステムを設置する。
- (2) 電子オンラインシステムは、次のとおり用いられることができる。
 - (a) 何れかの書類(裁判所手続において送達される通知書又は書類以外)を登録官又は登録局へ与え、送付し、提出し又は送達するために何人かによって、また
 - (b) 通知、指示又は他の書類(裁判所手続において送達される通知書又は書類以外)を何人かに与え、送付し又は送達するために登録官又は登録局によって
- (3) 登録官は、次の事項を定める実施指針を発令することができる。
 - (a) 電子オンラインシステムを用いて登録局に提出すべき書類
 - (b) (2) (a)に基づいて何れかの書類が登録官又は登録局に与えられ又は送付され、提出され又は送達されるべき態様
 - (c) 登録官又は登録局が(2) (b)に基づいて通知、指示又は書類を与え、送付し又は送達する態様、又は
 - (d) 電子オンラインシステムの設定、操作及び使用についての手続及び条件

規則 96B 署名され、宣誓に基づいて作成されるべき書類等

- (1) 電子オンラインシステムを用いて与えられ、送付され、提出又は送達されるべき書類が、署名され宣誓に基づき又は確約によって作成されるべき場合は、それは原本の紙書類上に普通の方法で署名され、宣誓に基づいて作成され又は確約されなければならない。
- (2) 電子オンラインシステムを用いて与えられ、送付され、提出され又は送達される書類が、認証されるべき場合は、それは原本の紙書類が認証される普通の方法で認証されなければならない。
- (3) 電子オンラインシステムを用いて当該書類を与え、送付し、提出し又は送達することは、紙書類の原紙の真正で完全なイメージを送付することによって実行しなければならない。

規則 96C — 規則 96G [削除]

規則 96H 電子オンラインシステム利用時の本規則等の遵守

本規則に基づく何らかの目的で電子オンラインシステムを利用する時は、本規則及び登録官が発出する実施指針に従わなければならない。

規則 96I — 規則 96J [削除]

規則 96K サービスビューロー

登録官は、規則 96A(2)にいう取引の何れかを実行する上での電子オンラインシステムの利用を支援するサービスビューローを1以上設置するために、代理人を立て又は指定することができる。

雑則

規則 97 書類の送達

(1) 特許法又は本規則により登録官又は登録局に書類が与えられ若しくは送付され、提出され若しくは送達されることが認められ又は求められる場合は、次のとおり登録官又は登録局に対して与え、送付し、提出し又は送達することを実行することができる。

(a) 料金前納郵便による送付によって

(b) 書類を与え、送付し、提出し又は送達することについて登録官又は登録局に納付すべき手数料がない場合は、書類をファクシミリ送信により送付することによって

(c) 規則 96A(3)に基づいて登録官によって発令される実施指針に従って電子オンラインシステムを用いる書類の電子通信を送付することによる電子通信によって又は

(d) 手渡しによって

(2) 特許法又は本規則により登録官又は登録局以外の当事者に書類が与えられ又は送付され、提出され又は送達されることが認められ又は求められる場合は、その与え、送付し又は送達することは、郵便によって当該書類を送付することによって当該当事者に対して実行することができる。

(3) 特許法又は本規則により登録官又は登録局によって何れかの当事者に対して通知、指示又は他の書類が与え又は送付され又は送達されることが認められ又は求められる場合は、登録官又は登録局は当事者に対して次のとおり与え、送付し又は送達することを実行することができる。

(a) 通知、指示又は他の書類を郵送することによって

(b) 通知、指示又は他の書類をファクシミリ送信することによって、又は

(c) 電子オンラインシステムを用いる通知、指示又は他の書類の電子通信を送付することによる電子通信によって

(4) (2)又は(3)に基づいて通知、指示又は他の書類が郵送される場合は、通知、指示又は他の書類を与え、送付し又は(場合により)送達することは、別段の立証がされるまでは、当該通知又は書類が通常の郵送過程において配達される筈のときに実行されたものとみなされる。

(5) (2)又は(3)の適用上、通知、指示又は他の書類は、通知、指示又は他の書類が規則 31 又は場合により規則 90 にいう送達宛先における当事者に対して前納郵便で送付されるときに郵便によって当事者に送付される。

(6) 何人かが書類を(1)に基づくファックス送信によって送付することを試みた場合、

(a) 登録官又は登録局が受領した書類の一部又は全部が判読不能のとき又は書類の一部が登録官又は登録局によって受領されないときは、書類は送達されなかったものとみなされ、

(b) 書類の判読性の立証責任は書類の送付を試みた者にある。

(7) 規則 31 又は(場合により)規則 90 に従って提供された送達宛先の利用可能性に拘らず、登録官又は登録局によって与えられ、送付され又は送達されるべき通知、指示又は他の書類が、(3)(c)に基づいて電子オンラインシステムを用い電子通信によってある者に対して送付される場合は、当該人に正規に与えられ、送付され又は送達されたものとみなされる。

(8) 電子オンラインシステムを用いる電子通信によるある者に対しての特許法又は本規則に基づく通知、指示又は他の書類の送達は、規則 93A(3)に基づいて登録官によって発令される実施指針に従って当該人がアカウントホルダーとして登録されているときに限り実行するこ

とができる。

(9) (1) (b)は、法定宣言書又は宣誓供述書の提出には適用されない。

(10) 本条規則は、裁判所手続において送達される通知又は書類には適用されない。

規則 98 就業時間及び非就業日

(1) (7)及び(10)に従うことを条件として、特許法又は本規則に基づいて次の日に行われた業務は、その種類の業務について非就業日とされていない翌日に行われたものとみなされる。

(a) 何れかの日で、その種類の業務に係る登録局の就業時間終了後、又は

(b) その種類の業務について非就業日である日

(2) 特許法又は本規則に基づいて何れかの業務を行う期間がその種類の業務の実施について非就業日とされている日に満了する場合は、当該期間は、その種類の業務の実施について非就業日とされていない翌日まで延長される。

(3) [削除]

(4) [削除]

(5) [削除]

(6) 疑義を回避するために、規則 96A(2) (a)にいう取引を実行する期間がその取引の実行について非就業日とされている日に満了する場合は、当該期間は、その取引の実行のための電子オンラインシステムの利用可能性如何に拘らず、その取引の実行について非就業日とされていない翌日まで延長される。

(7) 規則 96A(2) (a)にいう取引を実行する際に、ある書類が、

(a) 電子オンラインシステムにより登録局に送信され、かつ

(b) 当該システムによる当該書類の登録局への送付又は提出について非就業日とされていない日の夜 12 時前に、このような送信を受信するために設けられた当該システムのサーバーにより受信された、

場合は、当該書類は、その日のその時刻に登録局に送付又は提出され、かつ、登録局に受領されたものとして取り扱われる。

(8) (7)の適用上、書類は、その書類を含む送信の最後のバイトが同項にいうサーバーにより受信された場合にのみ、登録局に送付又は提出され、かつ、登録局により受領されたものとみなされる。

(9) 電子オンラインシステムにより書類を送付又は提出する者は、当該システムを通じて発行された送信記録を、登録官による当該書類の受理通知の写しとともに、次に関する証拠として提出することができる。

(a) 当該書類の送付又は提出、及び

(b) 送付又は提出が行われた日時

(10) 規則 97(1) (b)に従うことを条件として、規則 97(1) (b)にいう書類が、

(a) ファクシミリ送信により登録官又は登録局に送信され、かつ

(b) (i) ファクシミリ送信を受信するために登録局が指定したファクシミリ機により、かつ

(ii) ファクシミリ送信による当該書類の登録局への送付又は提出について非就業日とされていない日の夜 12 時前に受信された、

場合は、当該書類は、その日のその時刻に登録局に送付又は提出され、かつ、登録局により受領されたものとして取り扱われる。

(11) (10)の適用上,

(a) 書類は、その書類の全部を構成する紙面のすべてが同項にいうファクシミリ機により受信された場合にのみ、登録局に送付又は提出され、かつ、登録局により受領されたものとして取り扱われ、かつ

(b) 同項にいうファクシミリ機により記録された当該書類の受領日時は、別段の立証がなされるまでは、当該書類が登録局に送付又は提出され、かつ、登録局により受領された日時として取り扱われる。

(12) 特許法及び本規則において、特定の種類の業務に関して「非就業日」というときは、その種類の業務に関する公衆による取引のためには、登録局が就業していない日を意味する。

(13) [削除]

規則 99 [削除]

規則 100 不備の訂正

(1) (3)に従うことを条件として、登録官は自己が適切と認めるときは、登録官、審査官又は登録局に対する手続又は他の事項に関連する手続の不備の訂正を認めることができる。

(2) (1)に基づいてなされる訂正は、次のとおりとしなければならない。

(a) 登録官が指示する通知を当事者に与えた後に、かつ

(b) 登録官が指示する条件に従って

(3) 特許法又は本規則に定める期日又は期間は、満了しているか否かを問わず、次のときは、次のときにのみ(1)に基づいて延長することができる。

(a) 不備又は不備の見込みが、登録官、審査官又は登録局による懈怠、不作為又は他の過失に全体的又は部分的に帰せられ、

(b) 不備が訂正されるべきものと登録官に認められる。

規則 101 登録官による適用免除

本規則に基づいて、ある者がある行為若しくは事柄を行うことを要求され又はある書類若しくは証拠を提示若しくは提出することを要求される場合において、その者が適切な理由により、当該行為若しくは事柄を行うことができないこと又は当該書類若しくは証拠を提示若しくは提出することができないことが、登録官が納得するように立証されたときは、登録官は、そのような証拠の提示により、かつ、適切と判断する条件に従うことを前提として、当該行為若しくは事柄の実行又は当該書類若しくは証拠の提示若しくは提出を免除することができる。

規則 102 証拠の提出

(1) 本規則に基づいて証拠の提出が認められる場合は、それは、誓約書又は宣誓供述書によるものとする。

(2) 登録官が特定の事件において誓約書又は宣誓供述書の写しを提出することができる旨を指示しない限り、これらの原本を提出しなければならない。

(3) 登録官は、別段の指示を行わない限り、

(a) 特定の事件において適切と認める場合は、前記の証拠の代わりに又は前記の証拠に追加

して、

- (i) 供述証拠を取ることに、又は
- (ii) 陳述書若しくは書証の提出を認めること、
ができるものとし、また
- (b) 証人が提出した証拠に関して証人が反対尋問を受けることを許可する。

規則 103 誓約書又は宣誓供述書

原本又は写しの特許法又は本規則に基づいて提出される誓約書及び宣誓供述書は、次の者の面前において作成され、署名される。

- (a) シンガポール国内の場合は、治安判事(民間)、受命判事又は法的手続のための宣誓を執り行う権原を法律により認められたその他の官吏
- (b) シンガポールを除く英連邦内の場合は、判事、治安判事(民間)又は法的手続のため宣誓を執り行う権原を法律により認められたその他の官吏、及び
- (c) その他の地域の場合は、シンガポール領事、副領事若しくはシンガポール副領事の職務を行うその他の者又は公証人、判事、治安判事若しくは法的手続のため宣誓を執り行う権原を法律により認められたその他の官吏

規則 104 書類の承認

登録官は、誓約が自己の面前でなされ署名されたことの証拠に関し、規則 103 により誓約(宣誓)を取る権原を有する者の印章又は署名が付され、押印され又は署名されたとされる書類については、当該印章若しくは署名の真正性又はその者の公的資格若しくは誓約を取る権原に係る証拠なしに、これを承認することができる。

規則 105 書類の提出に係る指示

登録官は、次についての何れの段階においても、自己が要求する書類、情報又は証拠を自己の定める期間内に提出するべき旨を指示することができる。

- (a) 登録官に提起する手続、又は
- (b) 特許法若しくは本規則に基づくその他の事項

規則 105A [削除]

規則 106 裏付となる陳述書又は証拠

- (1) 規則 52(3)、規則 74(2)、規則 85(2)又は規則 91(6)により、ある通知が陳述書又は証拠による裏付を必要とする場合は、当該陳述書又は証拠は、当該通知が与えられた日又はその日から 14 日以内に提出しなければならない。
- (2) 規則 53(1)、規則 73(1)又は規則 108(5)により、ある申請が陳述書又は証拠による裏付を必要とする場合は、当該陳述書又は証拠は、当該申請がなされた日又はその日から 14 日以内に提出しなければならない。

規則 107 登録官による専門委員の任命

- (1) 登録官は随時、自己の職権により、特許法又は本規則に基づく手続において、自己の指

示に従い、次の何れかの行為をもって自己を補佐する 1 又は複数の専門委員を専門委員会の中から指名することができる。

- (a) 当該手続の聴聞において登録官と同席すること、又は
 - (b) 法律上若しくは解釈上の問題を伴わない事実若しくは意見上の問題について審問及び報告を行うこと
- (2) (1)に基づいて専門委員を指名した場合は、登録官は、当該手続の全当事者に対し、自己の指名した専門委員について通知する。
- (3) 指名された専門委員に付託される問題及び専門委員に対し与えられる指示は、当事者間で特に合意がない限り、登録官が決定する。
- (4) 指名された専門委員が特許法又は本規則に基づく手続の補佐について受ける報酬は、手当及び諸経費を含めて、附則 6 の規定に従って登録官がこれを決定する。
- (5) 指名された専門委員の報酬の支払について登録官が定める他の命令を害することなく、単独の当事者は又は当該手続に係る当事者が複数存在する場合は当事者全員が各自連帯して、指名された専門委員の報酬として登録官が決定する金額を支払う義務を負う。
- (6) 単独の当事者による又は当該手続に係る複数の当事者が当該報酬の支払義務を負う場合は当該複数当事者による、指名された専門委員の報酬の支払は、登録官が指示する形式又は方法により行われる。
- (7) 特許法又は本規則に基づく手続が、居住地及び事業所の何れもシンガポールに存在しない当事者により開始された場合は、登録官は、指名された専門委員の報酬に係る保証金の提供を当該当事者に対し要求することができ、当該保証金の提供がない場合は、当該手続が放棄されたものとして取り扱うことができる。

規則 108 期限の延長一般

- (1) (2)、(3)及び(4)並びに規則 108A に従うことを条件として、登録官は、期日又は期間の満了後 6 月以内になされる当事者からの書面による請求により、自己が適切と認める場合は、ある行為を実行するための又はある手続を取るための本規則による所定期間及び本規則に基づいて登録官が指定した期日又は期間について、自己の指示する当事者への通知により、かつ、自己の指示する条件に基づいて、延長することができる。
- (2) 次の規定の何れかに定める期日又は期間は、延長されない。
- (a) (1)、(3)及び(5)
 - (aa) (4) ((7)の場合を除く)
 - (b) 規則 8(1)、規則 9(1)、(2)及び(3)、規則 9A(1)及び(2)(a)、規則 19(2)、規則 26(5)、規則 26A(1)及び 5(a)、規則 28(a)、(b)、(c)及び(d)、規則 29(4)、規則 34(2)、規則 46(4)、(4A)及び(5)(c)、規則 49、規則 51(1)、(2)及び(2A)、規則 51A(1)及び(2)、規則 52(2)、規則 53(1)、規則 73(1)、規則 74(1)、規則 75、規則 85(1)、規則 86(3A)、規則 88(8)(a)、規則 88A(11)、規則 91(3)及び(5)並びに附則 4 の第 4 項(2)
 - (c) 規則 26(3) (規則 26(4)(a)及び(b)に定める書類の提出に関する場合を除く)
 - (d) 規則 26A(4) (規則 26A(6)(b)に定める情報の提供及び規則 26A(7)に定める書類の提出に関する場合を除く)、並びに
 - (e) 規則 34(5) (規則 34(7)(b)に定める情報の提供及び規則 34(8)に定める書類の提出に関する場合を除く)

(3) 次の何れかの規則に定める期日又は期間については、延長の求められる期日又は期間の最初の満了後 6 月以内に特許様式 45 の提出があった場合は、延長の求められる期日又は期間の最初の満了直後に始まる計 6 月を超えない期間で延長される。

(a) 規則 9A(5)、規則 9B(1)若しくは(4)、規則 9C(1)、規則 17(3)、規則 28(e)若しくは(g)、規則 45(2)、規則 46A(2)若しくは(5)、規則 51A(3)、規則 53(4)、規則 67、規則 68、規則 84(1)、規則 88(1)若しくは規則 112(4)若しくは(5) (b)又は附則 4 の第 1 項(3)

(b) 規則 26A(4) (規則 26A(6) (b)に定める情報の提供及び規則 26A(7)に定める書類の提出に関する場合に限る)、又は

(c) 規則 34(5) (規則 34(7) (b)に定める情報の提供及び規則 34(8)に定める書類の提出に関する場合に限る)

(4) 次の何れかの規則に定める期日又は期間については、延長の求められる期日又は期間の最初の満了後 18 月以内に特許様式 45 の提出があった場合は、延長の求められる期日又は期間の最初の満了直後に始まる計 18 月を超えない期間で延長される。

(a) 規則 18(1)、規則 19(11)、規則 26(2)、規則 28(f)、規則 34(1A)、規則 38、規則 42(3)、規則 43、規則 47(1)、規則 86(1)、(6)、(8)若しくは(8A)、又は

(b) 規則 26(3) (規則 26(4) (a)及び(b)に定める書類の提出に関する場合に限る)

(5) (3)及び(4)を害することなく、登録官は、次の要件のすべてが満たされるときに限り、自己が適切と認める場合は自己が指示する条件により (3)及び(4)に一覧された規則に定める期日又は期間を再延長することを認めることができる。

(a) 期日又は期間の再延長の請求が特許様式 45 で次のとおりなされる。

(i) (3)に一覧された規則に定める期日又は期間の場合は、期日又は期間の最初の満了後 6 月以内に、又は

(ii) (4)に一覧された規則に定める期日又は期間の場合は、期日又は期間の最初の満了後 18 月以内に

(b) 期日又は期間が既に次のとおり延長されている。

(i) (3)に一覧された規則に定める期日又は期間の場合は、6 月、又は

(ii) (4)に一覧された規則に定める期日又は期間の場合は、18 月

(c) 請求が、請求の理由を記載する法定宣言書又は宣誓供述書を添付されている。

(6) 同一の手続における 2 以上の期日又は期間の延長は、当該延長が共通の日(異なる日であってはならない)に対して行われる場合は、これを(5)に基づく 1 の請求で行うことができる。

(7) 次の場合、すなわち

(a) 登録官から第 29 条(2) (b)に基づく調査報告を受領した後、出願人が第 29 条(3)に基づく審査報告の請求を、規則 43(1)又は(2) (何れか適切な方)に規定される当該請求提出期間内に提出しない場合、及び

(b) 当該期間を延長するための特許様式 45 の提出に係る(4)に基づく所定の期間が、2017 年 10 月 30 日前か又はその後 3 月以内に満了した場合は、当該様式提出に係る(4)に基づく所定の期間は、当該日付後 6 月の終了まで延長される。

規則 108A 登録官手続の期限の延長

(1) 規則 108 に拘らず、本条規則に従うことを条件として、(a)又は(b)にいう期日又は期間

は、当事者又はある者(期日又は期間によって影響を受けるか又は影響を受ける虞のある者)の様式 HC3 提出によってなされる請求により、登録官によって同官が指示する条件で延長されることができる。

(a) ある行為を実行する又は手続を取るために規則 6, 規則 10, 規則 11, 規則 12, 規則 13, 規則 14, 規則 15, 規則 16, 規則 52(4), 規則 65, 規則 66, 規則 69, 規則 71, 規則 74(3A)(a), 規則 76, 規則 77, 規則 78, 規則 80, 規則 81, 規則 91(7A)(a) 又は規則 106(1) に基づいて定める期日又は期間

(b) ある行為を実行する又は手続を取るために登録官によって規則 6, 規則 10, 規則 11, 規則 12, 規則 13, 規則 14, 規則 15, 規則 16, 規則 52(5), 規則 65, 規則 66, 規則 69, 規則 71, 規則 74(4), 規則 76, 規則 77, 規則 78, 規則 80, 規則 81, 規則 88B, 規則 91(8) 又は規則 106(1) に基づいて定められる期日又は期間

(2) 期日又は期間の延長の(1)に基づく請求は、期日又は期間の満了前になされなければならない。ただし、期日又は期間が 2014 年 2 月 14 日前に満了した場合は別とする。

(3) (1) に基づく請求をする前に、期日又は期間の延長を求める当事者又は者は、他の当事者又は者(延長によって影響を受ける又は影響を受ける虞のある者)に次を含む通知を送達しなければならない。

(a) 延長を求める最初に言及した当事者又は者の意図の陳述書, 延長の詳細及び延長の理由, 並びに

(b) 相手方当事者又は者が、通知が当該人に送達された日後 2 週間以内に書面による承諾を延長に与えることの請求

(4) (1) に基づく請求には次を添付しなければならない。

(a) (3) に基づく通知の写し, 及び

(b) (3)(b) に基づく請求に従い与えられる書面による承諾(あれば)

(5) 登録官は、同官が次の何れか又は双方に納得しないときは(1)に基づいて期日又は期間の延長を付与するところを拒絶することができる。

(a) 延長について正当で十分な理由がある。

(b) (3) に基づく通知が当該号に従って送達されている。

(6) (3) に基づいて通知が送達された当事者又は者が当該人に通知が送達された日後 2 週間以内に期日又は期間の延長に書面による承諾を与えることを拒絶するか又は与えないに拘らず、登録官は、延長に正当で十分な理由があることに納得するときは、規則 88 に従って聴聞を行なうことなく延長を認めることができる。

規則 109 期間延長により影響される者の保護及び補償

(1) 登録官が、第 27 条に基づいて公開された特許出願に関する行為又は特許法若しくは本規則に基づく手続における行為であって、要求された期間内に実行することができなかったものについて、規則 108(1) に基づく 6 月を超える合計の期間延長又は規則 108(5) に基づく期間延長を認めた場合は、登録官は、その決定に係る通知を公報で公告する。

(2) 登録官が、第 27 条に基づいて公開された特許出願に関する行為又は特許法若しくは本規則に基づく手続における行為のための期間について、規則 108(1) に基づく 6 月を超える合計延長若しくは規則 108(5) に基づく期間延長を認めたか又は当該期間延長の申請を拒絶した場合で、かつ、裁判所が第 90 条又は第 91 条に基づいて登録官の決定を審理し、当該決定

を変更するか又は当該決定を破棄して代わりに新たな決定を行った場合は、登録官は、当該裁判所の決定に係る通知を公報で公告させる。

(3) (1)又は(2)にいう通知が公告された場合は、当該延長が認められた行為又は手段が所定の期間内に実行されず又は講じられなかったことを理由として、関係する特許出願の主題である発明を利用したか又はこれを利用するために契約その他の方法をもって確定的な手段を講じた者は、当該発明を引き続き利用する権利を有する。ただし、当該権利は、当該発明に関し他人にライセンスを付与する権利を含まない。

(4) (3)により与えられる権利を有する者が業として当該発明を利用し又はこれを利用するための手段を講じた場合は、その者は、

(a) その時点で当該事業に携わっている自己のパートナーに対し、当該発明の利用を許可することができ、かつ

(b) 当該事業部分を取得した者に対して、当該権利を譲渡するか又は自己の死亡時(法人の場合は解散時)にこれを移転することができる。

(5) (3)又は(4)により与えられた権利の行使により製品が他人に対して譲渡処分された場合は、当該他人及び当該他人を通じて主張する何人も、当該特許の登録所有者によりそれが処分された場合と同様に、当該製品を取り扱うことができる。

規則 110 期日又は期間の算定

(1) 何れかの日において、

(a) シンガポールの郵便業務に全面的中断若しくは事後混乱が発生した場合、

(b) 登録局の正常な運営に中断をもたらすような事象若しくは状況が発生した場合、又は

(c) 電子オンラインシステム運用の中断が発生した場合は、

登録官は、当該日を「中断」があった日であるものとして認定する実施指針を発令することができ、また、何らかの通知、申請又はその他の書類を引渡し、作成し又は提出するために特許法又は本規則で定める期間がそのように認定された日に満了する場合は、当該期間は、そのように認定された日でない翌日(非就業日を除く)まで延長される。

(2) [削除]

(3) 特許出願(当該出願)において又はこれに関連して、第 17 条(2)の適用上、先の関係出願を示す宣言が行われることが望ましく、かつ、当該先の関係出願の出願日の直後に開始する 12 月の期間が第 111 条適用上の非就業日に満了する場合において、当該宣言がその後の初日であって当該事務の処理のために登録局が就業している日に行われたときは、当該期間は、先の関係出願の出願日及び当該出願において又はこれに関連して宣言が行われた日の双方を含むよう変更される。

(4) 当該宣言を行うことが望ましく、かつ、先の関係出願の出願日から(3)にいう 12 月の期間が(1)に基づいて中断のあった日として認定された日に満了する場合において、当該宣言が当該中断の終了後の初日に行われたときは、当該期間は、先の関係出願の出願日及び当該出願において又はこれに関連して宣言が行われた日の双方を含むように変更される。

(5) 特許出願が(1)に基づいて中断があった日として認定された日の翌日又は第 111 条適用上の非就業日の翌日に提出された場合は、第 14 条(4)に定められる 12 月の期間は、当該認定された日及び非就業日の何れにも該当しない直前の日から起算される。

(6) 登録官が、何らかの通知、申請又はその他の書類が、

(a) これらが引渡され、作成され若しくは提出されるべき期間として特許法若しくは本規則で定める期間内、

(b) 第 14 条(4) (a), (b), (c)若しくは(d)に該当する発明を構成する事項の開示後 12 月の期間内、又は

(c) (3)にいう 12 月の期間内、

に引渡されず、作成されず又は提出されなかったことが、全面的に又は主としてシンガポールの郵便業務又は電子オンラインシステムの停止又は不当な遅延に起因していたと判断する特定の場合において、登録官は、自己が適切と認めるときは、自己の指示する通知を他の当事者に与え、かつ、自己の指示する条件に基づいて、場合により、次の行為を行うことができる。

(i) 当該引渡し、作成し若しくは提出するための期間を、これが当該通知、申請若しくはその他の書類の名宛人により受領された日(若しくは当該受領日が非就業日に該当するときは、非就業日に該当しなくなった初日)に満了するよう延長すること

(ii) (b)にいう 12 月の期間が開示の日を開始し、登録局が特許出願を受領した日(若しくは当該受領日が非就業日に該当するときは、非就業日に該当しなくなった初日)に終了するよう当該期間を変更すべき旨を決定すること、又は

(iii) (3)にいう 12 月の期間が先の関係出願の出願日及び当該出願を指定する宣言書が登録局により受領された日(若しくは当該受領日が非就業日に該当するときは、非就業日に該当しなくなった初日)の双方を含むよう当該期間を変更すべき旨を決定すること

規則 111 書類の写し

(1) 公開されたシンガポールの明細書又は出願以外の書類が、特許法又は本規則により登録局に提出し又は登録官に送付することが要求される付託書、通知書、陳述書、反対陳述書又は証拠において言及される場合は、当該付託書、通知書、陳述書、反対陳述書又は証拠の提出期間内に当該書類の写し 1 通を登録局に提出しなければならない。

(2) 特許法又は本規則により、何れかの証拠の写しをある者に直接送付することが要求される場合は、当該書類において言及される書類の写しもまたその者に直接送付しなければならない。

規則 112 翻訳文

(1) 特許法又は本規則に明確な規定がある場合を除き、特許法又は本規則の履行にあたって次の書類が登録局に提出され又は登録官に送付されるときは、本項規則が適用される。

(a) 英語以外の言語による書類又は書類の一部、又は

(b) 書類又は書類の一部の英語翻訳文

(2) (3)に従うことを条件として、登録局に提出する若しくは登録官に送付する書類又は書類の一部が英語以外の言語による場合は、当該書類又は書類の一部の英語翻訳文を当該書類又は書類の一部とともに提出又は送付する。

(3) 当該書類又は書類の一部が特許協力条約に基づいて翻訳されている又は翻訳されることになっている場合は、当該書類又は書類の一部を登録局に提出し若しくは登録官に送付した後当該英語翻訳文を提出若しくは送付することを登録官は許可することができる。

(4) (2)に基づいて書類又は書類の一部の英語翻訳文が登録局に提出され若しくは登録官に

送付された場合において、

(a) 登録官は、当該翻訳文が不正確であると考えるときは、その受理を拒絶することができ、かつ

(b) 拒絶した場合は、

(i) 登録官は、当該翻訳文の受理を拒絶したことを、当該翻訳文を提出又は送付した者に通知するものとし、また

(ii) 当該書類又は書類の一部の別の英語翻訳文は、登録官の通知の日から 2 月以内に提出若しくは送付されなければならない。

(5) (2)に基づいて書類又は書類の一部の英語翻訳文が登録局に提出され若しくは登録官に送付された場合は、当該翻訳文とともに、

(a) (i) 登録官の要求事項に従って作成された証明書類の写しであって、

(ii) 当該翻訳文が当該書類又は書類の一部の原文に対応することを証明するものを、提出若しくは送付するものとし、また

(b) 登録官は、通知により、通知の日から 2 月以内に当該証明書類の原本を登録局に提出し若しくは登録官に送付することを要求することができる。

(6) 登録局に提出され若しくは登録官に送付された書類又は書類の一部が英語以外の言語による場合は、登録官は、次のことが行われな限り、当該書類又は書類の一部を提出若しくは送付されなかったものとして取り扱うことができる。

(a) (i) 当該書類又は書類の一部の英語翻訳文、及び

(ii) 当該翻訳文に関して作成された(5) (a)に基づく証明書類の写し、が当該書類又は書類の一部とともに送付又は提出されること、かつ

(b) 登録官が(5) (b)に基づく通知をした場合において、当該証明書類の原本が当該通知の日から 2 月以内に登録局に提出され又は登録官に送付されること

(7) (4)、(5)、(6) (a) (ii) 及び(b)は、特許協力条約に基づいて英語に翻訳された書類又は書類の一部には適用されない。

規則 113 書類の公表及び販売

登録官は、登録局における明細書及びその他の書類の写し並びに当該書類の索引及び抄本又は要約の公表及び販売について手配することができる。

規則 114 公報

(1) 登録官は、特許出願、特許付与及び特許法に基づくその他の手続の詳細並びに一般に有用又は重要であると登録官が考えるその他の情報を掲載した公報を発行する。

(2) 当該公報は、「特許公報」と題する。

(3) 登録官が別段の指示をしない限り、公報は、月に 1 度発行する。

(4) [削除]

規則 115 事件報告書

登録官は、一般に有用又は重要であると自己が判断する次の事例に関する報告書を随時発行することができる。

(a) 登録官が決定した特許に関する事例、及び

(b) 裁判所又はその他の組織体(シンガポール国内に所在するか否かを問わない)が決定した特許(特許法に基づくものであるか否かを問わない)に関する事例

国際出願

規則 116 国際出願書類

登録局が特許協力条約に基づいて適格の受理官庁である場合は、国際特許出願書類は、登録局に英文又は中文により提出する

規則 117 国際出願に係る手数料

(1) (5)に従うことを条件として、特許協力条約に基づく規則の第 14 規則にいう送付手数料は、その関連する国際特許出願が登録局にされた日から 1 月以内に、登録局に納付しなければならない。

(2) 特許協力条約に基づく規則の第 19 規則 4(a)に従い、国際特許出願が登録局により受理官庁として国際事務局に代わり受理されたものとみなされる場合は、登録局による当該出願書類の転送は、同規則の第 19 規則 4(b)に基づく手数料の納付を条件とする。

(3) (5)に従うことを条件として、特許協力条約に基づく規則の第 15 規則 1 にいう国際出願手数料は、同規則の第 15 規則 4 にいう期間内に、登録局に納付しなければならない。

(4) (5)に従うことを条件として、特許協力条約に基づく規則の第 16 規則 1 にいう調査手数料は、同規則の第 16 規則 1(f)にいう期間内に、登録局に納付しなければならない。

(5) (1), (3)又は(4)にいう手数料が、適用される項に基づいて定められる期間(本項において「指定期間」という)内に登録局に納付されなかった場合は、

(a) 登録局は、出願人に対し、未納付の手数料及び特許協力条約に基づく規則の第 16 規則の 2.2 に従って算出される納付遅延手数料を当該通知が出願人に送付された日から 1 月以内に登録局に納付するべき旨の通知を出すものとし、かつ

(b) 指定期間は、当該未納付の手数料に関し、(a)にいう 1 月の期間の終了までは、満了しないものとして取り扱われる。

(6) 国際特許出願書類が受理官庁としての登録局に提出され、かつ、特許協力条約に基づく規則の第 26 規則の 2.3(a)に基づく請求が行われた場合は、所定の手数料は、同規則の第 26 規則の 2.3(e)にいう期間内に、納付しなければならない。

規則 118 認証謄本

特許協力条約に基づく規則の第 17 規則 1 又は第 21 規則 2 に基づく、受理官庁としての登録局への出願時での国際特許出願及びその訂正書の認証謄本の請求は、様式 CM12 により、適正な手数料を添えて行う。

規則 119 手数料の通貨

規則 117 及び規則 118 にいう手数料は、シンガポールドルにより納付する。

規則 120 連合王国特許庁及び欧州特許庁への出願に対する特許法及び本規則の準用

附則 7 は、1995 年特許法(Cap. 221, 1995 Ed.)第 116 条(6)に基づいて提出される特許出願及びこれについて付与される特許に関して、効力を有する。

附則 1 手数料

手続事項	手数料 \$	対応様式番号
1. 特許付与の請求の出願	160	1
2. 第 20 条(1)又は第 47 条(1)に基づく付託	450	2
3. 登録官の許可を求める第 20 条(5)又は第 47 条(3)に基づく申請	50	4
4. 第 22 条に基づく指示を求める請求	450	5
5. ライセンス問題を決定するための第 23 条(5)又は第 48 条(5)に基づく付託	450	6
6. 第 24 条(1)又は(3)に基づく登録官への申請	450	7
7. 発明者の身分及び特許付与を受ける権利についての陳述書の提出	-	8
8. 第 27 条(2)に基づく早期公開を求める請求	50	9
9. 調査報告又は補足調査報告の請求の提出	1, 650	10
10. 調査及び審査報告の請求の提出 (a) 国際特許出願(シンガポール)が国内段階に入っており、調査及び審査報告の請求の前に、国際調査報告又は特許性に関する国際予備報告が、当該出願において特許協力条約に基づいて庁により確認されている場合 (b) その他の場合	1, 650+40/ クレーム(21 クレーム以上の場合) 1, 950+40/ クレーム(21 クレーム以上の場合)	11
11. 2004 年 7 月 1 日直前に有効であった取り消された規則 39(1)にいう詳細事項の提供	-	11A
12. 2014 年 2 月 14 日直前に有効であった規則 44(1)にいう情報の提供	-	11B
13. 2014 年 2 月 14 日直前に有効であった規則 42A にいう特許性に関する国際予備報告に依拠する旨の通知の提出	-	11C
14. 審査報告の請求の提出	1, 350+40/ クレーム(21 クレーム以上の場合)	12
15. 補充審査報告の請求の提出	-	12A
16. 審査報告の請求	1, 350	12B
17. 特許付与前に出願を補正する請求	-	13
18. 第 29 条(9)に基づく書面による意見書に対する応答の提出	-	13A

19. 特許証の交付を求める請求	-	14
(a) 特許出願が以下の場合 (i) 2004年7月1日前的出願日を有する特許出願, 及び (ii) 2014年2月14日前的提出日を有する特許出願	170	
(b) 特許出願が次の通りである場合 (i) 2004年7月1日前的出願日を有する (ii) 2014年2月14日以降の出願受領日を有する, 及び (iii) 規則47(3)が遵守されているとき特許明細書中に20以下のクレームを有する	200	
(c) 次の場合, すなわち (i) 特許出願が, (A) 2004年7月1日前的出願日を有する (B) 2014年2月14日以降の出願受領日を有する, 及び (C) 規則47(3)が遵守されているとき特許明細書中に21以上のクレームを有する (ii) 特許証の発行のために補充審査報告が依拠されている	200+40/クレーム(21以上のクレームの場合)	
(ca) 次の場合, すなわち (i) 特許出願が, (A) 2004年7月1日前的出願日を有する (B) 2014年2月14日以降の出願受領日を有する, 及び (C) 規則47(3)が遵守されているとき特許明細書中に21以上のクレームを有する (ii) 特許証の発行のために調査及び審査報告又は審査報告が依拠されている, 及び (iii) 当該報告の請求がなされたとき, 特許明細書中のクレームが20以下であった	200+40/クレーム(21以上のクレームの場合)	
(cb) 次の場合, すなわち (i) 特許出願が, (A) 2004年7月1日前的出願日を有する (B) 2014年2月14日以降の出願受領日を有する, 及び (C) 規則47(3)が遵守されているとき特許明細書中に21以上のクレームを有する (ii) 特許証の発行のために調査及び審査報告又は審査報告が依拠されている, 及び (iii) 当該報告の請求がなされたとき, 特許明細書中のクレームが21以上	200+40/クレーム(審査報告の請求がなされたときのクレーム数を超えた場合)	
(d) 特許出願が次の通りである場合 (i) 2004年7月1日以降の出願日を有する, 及び (ii) 規則47(3)が遵守されているとき特許明細書中に20以下のクレームを有する	200	

(e) 次の場合, すなわち (i) 特許出願が, (A) 2004年7月1日以降の出願日を有する, 及び (B) 規則47(3)が遵守されているとき特許明細書中に21以上のクレームを有する (ii) 特許証の発行のために補充審査報告が依拠されている	200+40/クレーム(21以上のクレームの場合)	
(f) 次の場合, すなわち (i) 特許出願が, (A) 2004年7月1日以降の出願日を有する, 及び (B) 規則47(3)が遵守されているとき特許明細書中に21以上のクレームを有する (ii) 特許証の発行のために調査及び審査報告又は審査報告が依拠されている, 及び (iii) 当該報告の請求がなされたとき特許明細書中のクレームが20以下であった	200+40/クレーム(21以上のクレームの場合)	
(g) 次の場合, すなわち (i) 特許出願が, (A) 2004年7月1日以降の出願日を有する, 及び (B) 規則47(3)が遵守されているとき特許明細書中に21以上のクレームを有する (ii) 特許証の発行のために調査及び審査報告又は審査報告が依拠されている, 及び (iii) 当該報告の請求がなされたとき特許明細書中のクレームが21以上	200+40/クレーム(審査報告の請求がなされたときのクレーム数を超えた場合)	
20. 更新手数料の納付(ライセンスが権利として利用可能である旨の登録簿中の記入事項の回復又は取消に応じる既往の更新手数料の納付を含まない)	-	
(a) 特許の5年次, 6年次又は7年次に関する各年	140	
(b) 特許の8年次, 9年次又は10年次に関する各年	370	
(c) 特許の11年次, 12年次又は13年次に関する各年	520	
(d) 特許の14年次, 15年次又は16年次に関する各年	670	
(e) 特許の17年次, 18年次又は19年次に関する各年	820	
(f) 特許の20年次	970	
(g) 特許の20年次後の各年	1,200	
21. 第20項の適用の場合, 第36条(3)に基づく更新のための追加手数料の納付		15
(a) 1月を超えない場合	50	
(b) 後続の各月(ただし, 6月を超えない)	100	
22. 特許付与後の明細書補正の申請	1,250	17

23. 特許の回復を求める申請	500	19
24. 特許の回復申請について追加手数料の納付	300	20
25. 特許の回復に応じる既往の更新手数料の納付	-	20
(a) 特許の5年次, 6年次又は7年次に関する各年	140	
(b) 特許の8年次, 9年次又は10年次に関する各年	370	
(c) 特許の11年次, 12年次又は13年次に関する各年	520	
(d) 特許の14年次, 15年次又は16年次に関する各年	670	
(e) 特許の17年次, 18年次又は19年次に関する各年	820	
(f) 特許の20年次	970	
(g) 特許の20年次後の各年	1,200	
26. 特許に基づくライセンスが権利として利用可能である旨を登録簿に記入することを求める申請	40	28
27. 第54条(1)又(3)に基づく登録簿の記入事項の取消を求める申請	40	28
28. 実施許諾用意の条件裁定の申請	380	29
29. 侵害に関する紛争の登録官への付託	280	32
30. 不侵害の宣言を求める申請	280	33
31. 2004年7月1日直前に有効であった廃止された第79条(1)に基づいて対応する特許出願の情報を求める申請	100	34
32. 特許取消を求める第80条に基づく申請	500	35
33. 登録官の指示に回答して特許の再審査を求める請求	900	36
34. 第86条(3)に基づく国内段階への移行に係る所定の手数料の納付	200	37
35. 翻訳文の公告を求める所定の手数料の納付及び請求	70	38
36. 国際特許出願(シンガポール)を特許法に基づく出願として取り扱うよう求める登録官への申請	160	39
37. -		
38. -		
39. 2014年2月14日直前に効力を有していた廃止された規則108(3)に基づく各期間の延長請求--延長が求められている各月又はその一部につき	200	45
40. 2014年2月14日直前まで有効であった取り消された規則108(4)に基づく各期日又は期間の延長を求める請求	200	46
41. 2014年2月14日直前まで有効であった取り消された規則108(6)に基づく各期日又は期間の延長を求める追加手数料の納付--延長が認められた月ごと又はその一部につき	200	47
42. 規則108(3)又は(4)に基づき延長を求める月ごと又はその一部につき期間の延長を求める請求	200	45
43. 規則108(5)に基づく各期間の延長を求める請求	200 及び延長を 求める月ごと	45

	又はその一部 につき 200	
44. 廃止された第 29 条(7)及び第 30 条(1) (a)に基づく期間延長 請求 －2014 年 2 月 14 日直前までに有効であった		45A
(a) 当該出願が第 86 条(3)に基づいてシンガポールの国内段階に 移行した国際特許出願(シンガポール)でない場合	1,800	
(b) 当該出願が第 86 条(3)に基づいてシンガポールの国内段階に 移行した国際特許出願(シンガポール)である場合	なし	
45. 特許協力条約に基づく規則の第 14 規則に基づく転送手数料 の納付	150	48
46. 特許協力条約に基づく規則の第 26 規則の 2.3(a)に基づく請 求に関する規則 117(6)に基づく手数料の納付	250	-
47. －		
48. －		
49. 専門家への微生物試料の分譲に対する拒絶通知	100	52
50. 第 53 条又は第 54 条に基づく更新手数料の納付		53
(a) 特許の 5 年次, 6 年次又は 7 年次に関する各年	70	
(b) 特許の 8 年次, 9 年次又は 10 年次に関する各年	185	
(c) 特許の 11 年次, 12 年次又は 13 年次に関する各年	260	
(d) 特許の 14 年次, 15 年次又は 16 年次に関する各年	335	
(e) 特許の 17 年次, 18 年次又は 19 年次に関する各年	410	
(f) 特許の 20 年次	485	
(g) 特許の 20 年次後の各年	600	
51. 第 50 項を適用する場合, 第 36 条(3)に基づく更新のための追 加手数料の納付		53
(a) 1 月を超えない場合	50	
(b) 後続の各月(ただし, 6 月を超えない)	100	
52. 第 36A 条に基づく特許の存続期間延長を求める請求	950	54
53. 第 26 条(7) (c)若しくは(8)又は第 28 条(8)に基づく 1 以上の 書類の提出	なし	56
54. 規則 9(2)に基づく宣言又は規則 9(3)に基づく請求の提出	120	57
55. 規則 9A(2)に基づく請求の提出	250	57
56. 異議申立通知		58
(a) 第 24 条に基づく申請について	40	
(b) 付与後の明細書の補正について	480	
(c) 2014 年 2 月 14 日直前に有効であった廃止された第 40 条(2) に基づく特許放棄の申出について	250	
(d) 登録簿の記入事項の取消のための第 54 条(1)に基づく申請に ついて	90	

(e) 誤り，誤記又は錯誤の訂正について	100	
57. 次の何れかを電子オンラインシステムを用いて提出するための，規則 96K というサービスビューローの利用		-
(a) 特許様式 10, 11, 12, 12B 又は 45A 及びこれの添付書類	120 及び書類 1 頁ごとに 0.50	
(b) その他の様式及びこれの添付書類	40 及び書類 1 頁ごとに 0.50	
58. 次の写しの購入		-
(a) 特許公報 A	10	
(b) 特許公報 B	36	
59. —		
60. —		
61. —		
62. 次についての特許又は特許出願に関する誤謬の訂正の請求		CM4
(a) 登録簿又は関連書類における誤謬の各訂正	50	
(b) 特許又は特許出願に関連して提出される書類(特許明細書又は特許出願明細以外)における翻訳若しくは転写の誤謬の又は誤記若しくは錯誤の各訂正	50	
(c) 特許明細書又は特許出願明細における翻訳若しくは転写の誤謬の又は誤記若しくは錯誤の各訂正	120	
63. ライセンスを登録，補正又は終了する申請	60	CM6
64. 担保権を登録，補正又は終了する申請	50	CM7
65. 所有権移転の登録申請	70	CM8
66. 第 27 条(1)に基づく出願取下げの請求	なし	CM9
67. ファイル閲覧の請求	30	CM10
68. —		
69. 次の場合における登録簿における記入の認証謄本の若しくは登録簿の認証抄本の請求又は特許若しくは特許出願に関する認証書類の請求		CM12
(a) 書類の認証謄本，抄本がソフトコピーの場合	28	
(b) 書類の認証謄本，抄本がハードコピーの場合	35	
70. 規則 88A に基づく聴聞への出頭通知	715	HC1
71. 規則 7 に基づく算定の登録官証明書の抄本の請求	80	HC2
72. 規則 108A に基づく期日の延長の請求	100	HC3
(a) 最初の延長		
(b) 第 2 回目以降の延長		
73. 規則 88 に基づく一方当事者聴聞の請求	100	HC4
74. 規則 88 に基づく一方当事者聴聞の決定理由の請求	700	HC5
75. 規則 10(3)，規則 11(3)，規則 15(2A)，規則 16(2A)，規則 52(4)，規則 65(3)，規則 69(2A)，規則 71(3)若しくは(4)，規則 74(3A)，	360	HC6

規則 76(4), 規則 77(3), 規則 78(2A), 規則 80(3) 又は規則 91(7A) に基づく答弁書又は反対陳述書の提出		
--	--	--

附則 2 (規則 4(3)) 様式の説明(省略)

附則 3 (規則 5 及び規則 7) 費用の額

項目	事項	金額
1	事件の陳述書を伴った異議申立書又は取消申請書の作成及び提出	\$ 300
2	答弁書又は反対陳述書の作成及び提出	\$ 300
3	異議申立書, 取消申請書又は反対陳述書に係る証拠の作成及び提出	法定宣言書ごとに \$ 300 - \$ 1,600
4	第 1 項, 2 項又は 3 項にいう各資料の再審理 中間手続及び事件処理会議	資料ごとに \$ 150 - \$ 800
5	すべての中間手続及び事件処理会議の準備	\$ 50 - \$ 500
6	すべての中間手続及び事件処理会議への出席 その他の聴聞	\$ 50 - \$ 500
7	聴聞の準備	\$ 500 - \$ 2,000
8	聴聞への出席	\$ 200 - \$ 800
9	費用請求書作成(単位語数当たり)	単位語数当たり \$ 5
10	費用算定及び登録官の証明書又は命令取得	\$ 100 - \$ 300

附則 4 (規則 20, 規則 28 及び規則 108) 微生物

1. 出願

(1) 発明に係る特許出願又は特許の明細書は、その発明の実施が、次の微生物の使用を必要とする場合は、(2)に記載する条件の1が満たされた場合にのみ、特許法の適用上、当該微生物自体に関して、(b)にいう方法で当該発明を開示するものとして取り扱われる。

(a) 当該出願の出願日において公衆の利用に供されておらず、かつ

(b) 当該技術の熟練者が発明を実施できるような方法で出願において説明することができない微生物

(2) (1)にいう条件は、次のとおりとする。

(a) (i) 当該出願の出願日までに、微生物の培養体が、その試料を提供することができる国際寄託当局に寄託されており、かつ

(ii) 国際寄託当局の名称、培養体が寄託された日付及び当該寄託の受託番号が当該特許明細書に記載されていること、及び

(b) 第 85 条により、特許法に基づく特許として取り扱われている国際特許出願(シンガポール)又は場合により特許法に基づく特許出願の場合は、特許協力条約実施規則の対応する規定が満たされていること、

及び第 4 項に基づいて行われる再寄託の場合は、更に、当該特許の出願人又は所有者が同項に従って再寄託を行うこと

(3) 特許出願がされた時点で(2) (a) (ii)の条件が満たされていない場合は、

(a) (i) 宣言された優先日、若しくは

(ii) 宣言された優先日が存在しない場合は当該出願の出願日、
から 16 月、

(b) 出願人からの請求に基づいて登録官が当該出願を第 27 条(1)適用上の所定の期間の終了前に公開する場合は、当該請求の日、又は

(c) 登録官が第 108 条(4)に従って同条(1)に基づいて情報及び書類の閲覧を求める請求を何人からか受領した旨の通知を出願人に送付した場合は、登録官が当該請求の受領に係る通知を出願人に送付した後 1 月の終了時、

の何れか最も早く到来するときまでに、当該条件が満たされなければならない。

(4) (2) (a) (ii)に定める情報の記載は、当該培養体を利用することができ、かつ、そのための正当な請求を当該当局に行う者として表示された者への分譲を許可する旨の登録官による証明を受領したときは、当該培養体(第 4 項(2)により常時利用に供されていたとして取り扱われる寄託物を含む)が、これを利用に供するために国際寄託当局へ随時寄託されていることについて出願人が無条件かつ取消不能の同意を与えたことを意味する。

2. 培養物の利用可能性

(1) 第 3 項に従うことを条件として、登録官がある者を国際寄託当局が微生物の試料を分譲することができる者、すなわち、

(a) 当該特許出願の公開前は、第 1 項(3) (c)にいう事情において第 108 条(1)に基づく請求を行った者、及び

(b) その後は、すべての者、

として認定することを求める請求は、特許様式 49 及びブダペスト条約に基づく規則に規定する様式により行う。

(2) 登録官は、(1)に基づいて自己に提出されたすべての様式及び試料の分譲を許可する自己の証明書の写しを次の者に送付する。

(a) 当該特許の出願人若しくは所有者

(b) 当該国際寄託当局、及び

(c) 当該請求を行った者

(3) (1)に基づく請求により、当該請求に係る者は、当該特許の出願人又は所有者のために次の事項を約束したものと解される。

(a) 当該培養物又はこれに由来する培養物を他の者の利用に供さないこと、及び

(b) 当該培養物又はこれに由来する培養物を当該発明の主題に関する実験目的以外の目的で使用しないこと

また

(i) (iii)に従うことを条件として、これら 2 の約束は、当該特許出願が取り下げられ、放棄されたものとして取り扱われ、拒絶され又は拒絶されたものとして取り扱われる前の期間中(規則 100 又は規則 108(1)若しくは(5)に基づいて認められる追加の期間を含むが、これらの規則の何れかに基づいて出願が回復される場合は回復される前の期間を除く)効力を有し、

(ii) 当該出願に基づいて特許が付与された場合は、(a)に記載する約束は、当該特許が有効なすべての期間中及び第 36 条(3)にいう 6 月の期間中も効力を有し、かつ

(iii) (b)に記載する約束は、当該特許が付与された旨の公報での公告の日後は効力を有さず、

更に、本項において、寄託された微生物培養物に由来する培養物というときは、当該発明の実施のために不可欠な当該寄託培養物の特性を示して由来する培養物をいう。

(4) 当該培養物に関して、第 57 条に定める行為を政府の役務のために実行することができるようにする目的で、(3)に定める約束は、

(a) 政府省庁又は本項の適用上政府省庁から書面により授権された者には要求されないものとし、かつ

(b) 既に当該約束をした者に関しては効力を有さない。

(5) (3)に従ってなされた約束は、出願人又は所有者と当該約束をした者との間の合意による修正により変更することができる。

(6) (3) (a)に記載する約束が効力を有する特許に関して、

(a) 権利としてライセンスを取得できる旨が第 53 条に基づいて登録簿に記入された場合、又は

(b) 第 55 条に基づいて強制ライセンスが付与された場合は、

当該約束は、当該ライセンスが効力を有するために要する範囲では、効力を有さない。

3. 専門家に対する培養物の利用可能性

(1) (3)に従うことを条件として、第 27 条に基づく特許出願の公開準備が完了する前に、出願人が、当該微生物の試料は専門家による利用にのみ供するべき旨の意思を書面により登録官に通知した場合は、本項の規定が効力を有する。

(2) 登録官は、

(a) 第 27 条に基づく出願の公開の際に、本項の規定が効力を有する旨の告示を公報で公告するものとし、また

(b) 第 2 項にも拘らず、当該特許が付与されるまで、出願が取り下げられ、放棄されたものとして取り扱われ又は拒絶され若しくは拒絶されたものとして取り扱われるまでは、本項に基づく場合を除いて、試料の分譲を許可する証明書を発行しない。

(3) 国際特許出願(シンガポール)の場合は、出願人は、(1)に記載された目的で、特許協力条約に基づく規則の第 13 規則の 2.3 に基づき、当該出願の国際公開の技術的準備が完了する前に、当該微生物の試料は専門家による利用にのみ供すべき旨の意思を書面で国際事務局に通知することができ、また、出願人は、本項の適用上、(1)の条件を満たしているものとして登録官により扱われるものとし、(2)(a)は適用されない。

(4) 微生物の試料を利用に供することを希望する者(「請求人」)は、

(a) (特許協力条約に基づく規則に規定する様式とともに)自己が当該試料をその利用に供しようとする者(「専門家」)を指名して登録官に請求を行うものとし、

(b) 同時に、第 2 項(3)に記載される専門家による約束を同項に従って提出しなければならない。

(5) 登録官は、(4)に基づいて提出された様式の写しを当該特許の出願人に送付するものとし、かつ、当該出願人が、(6)に従って、当該微生物の試料が当該専門家の利用に供されることに拒絶を唱えることができる期間を指定する。

(6) (5)に基づいて登録官が指定する期間内(又は当該期間内に行なわれた自己に対する申請に基づいて登録官が認める期間内)に、特許出願人が、専門家に微生物試料を分譲することに対して、書面による拒絶の通知及び拒絶の詳細な理由を記載した陳述書を提出しない限り、登録官は、(4)(a)に基づいて自己に提出されたすべての様式及び当該試料の分譲を許可する自己の証明書の写しを次の者に送付する。

(a) 特許出願人

(b) 国際寄託当局

(c) 請求人、及び

(d) 専門家

(6A) 特許出願人は、当該拒絶通知及び陳述書を提出したとき、請求人に対して当該拒絶通知及び陳述書の写しを送達するものとする。

(7) (6)に従って、特許出願人が専門家への証明書の発行に対する拒絶の通知を登録官に送付した場合は、登録官は、

(a) 専門家の知識、経験及び技術面の能力並びに自己が適切と判断するその他の要因を考慮して、当該専門家へ自己の証明書を発行すべきか否かを決定するものとし、かつ

(b) 試料の専門家への分譲を許可することを決定した場合は、(4)(a)に基づいて自己に送付されたすべての様式及び試料の専門家への分譲を許可する自己の証明書の写しを(6)にいう者に送付する。

(8) 登録官は、(7)に従って決定を行う前に、出願人及び請求人に対し、聴聞を受ける機会を与える。

(9) 登録官が(7)に基づいて専門家への証明書を発行しない決定を行った場合は、請求人は、登録官及び出願人に対する通知書により、本項適用上の専門家として他の者を指名することができる。この場合登録官は、その後の手続に関し自己が適切と認める指示をする。

(10) 本項の如何なる規定も、政府省庁又は政府省庁により書面で授権された者の第 56 条に基づく権利に影響を及ぼすものではない。

4. 再寄託

(1) 本附則に基づいてある培養物の寄託又は再寄託が行われた国際寄託当局が、

(a) 出願人又は所有者に対し、同当局は、

(i) 第 2 項(1)若しくは第 3 項(4)に従って行われた請求を満たすことができない旨、若しくは

(ii) 当該培養物の利用供与について、当該請求を満たすことが合法的にできない旨、を通知した場合、

(b) 国際寄託当局の役割を果たすことを一時的に若しくは無期限に停止する場合、又は

(c) 何らかの理由で、国際寄託当局としての活動を客観的かつ公平な方法で停止する場合は、(3)に従うことを条件として、出願人又は所有者は、当該培養物が、それを利用に供することができる他の国際寄託当局に移転されない限り、当該微生物の再寄託を行うことができる。

(2) 第 1 項及び本項の適用上、当該通知を受領した時又は当該国際寄託当局が国際寄託当局の役割を果たすこと若しくは当該当局として客観的かつ公平な方法で活動することを停止した時から 3 月以内に、出願人又は所有者が、

(a) 当該寄託が未だ移転されていないときに再寄託を行う場合、

(b) 再寄託した培養物が最初に寄託した微生物の培養物と同一ものである旨の宣言書を、再寄託を行う国際寄託当局に提出する場合、及び

(c) 移転された寄託又は再寄託の受託番号及び該当するときは寄託を行った国際寄託当局の名称を表示する目的で、第 31 条又は場合により第 38 条に基づく明細書の補正を請求する場合は、

寄託は、常時利用可能であったものとして取り扱われる。

(3) (1)にいう再寄託は、

(a) (b)に従うことを条件として、最初の寄託を行ったのと同じの国際寄託当局に行うか、又は

(b) (1) (a) (ii)、(b)及び(c)にいう場合は、当該請求を満たすことができる他の国際寄託当局に行う。

5. 定義

本附則において、

「ブダペスト条約」とは、1977 年にブダペストで作成された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約をいう。

「寄託機関」とは、関係するすべての時に次のことを行う機関をいう。

(a) 微生物を受領し、受理し及び保管する機能を果たし並びに微生物の試料の分譲を行うこと、並びに

(b) 前記の機能を客観的かつ公平な方法で履行することに関わる事務を処理すること

「国際寄託当局」とは、ブダペスト条約第 7 条に規定する国際寄託当局の地位を取得した寄託機関をいう。

附則 5 [削除]

附則 6 (規則 107) 専門委員の報酬

1. 特許法に基づく手続において登録官を補佐するために専門委員として任命された者であって登録官に提起する手続に出席するものは、次の支払を受ける。
 - (a) 通常の居住地と手続が行われる場所との間の移動のために被った経費に係る適正な額、及び
 - (b) 専門委員が通常の居住地から夜間離れることを要した場合は、食事及び宿泊の手当として1日当たり250ドルを上限とする適正な額
2. 特許法に基づく手続において登録官を補佐するために専門委員として任命された者は、第1項にいう経費及び手当の外に、650ドル以上、2,000ドル以下の額の支払を、当該事件を聴聞するか又は規則107(1)(b)に基づいて自己に付託された審問に係る報告について従事する各日又はその一部について受ける。
3. 手続の聴聞に登録官と同席するために専門委員として任命された者は、その後登録官とともに手続を聴聞することを求められなかった場合は、第1項にいう経費及び手当の外に、650ドル以上、2,000ドル以下の額の支払を受ける。

附則 7 (規則 120) 連合王国特許庁及び欧州特許庁への出願に対する特許法及び本規則の準用

1. 本附則において、「外国出願」とは次をいう。

- (a) 1977 年連合王国特許法に基づく特許出願, 又は
- (b) 欧州特許庁に提出された連合王国を指定する出願

2. 外国出願が 1995 年 2 月 23 日に係属中であって、かつ、出願人が 1995 年特許法 (Cap. 221, 1995 Ed.) の第 116 条 (6) に基づいて特許付与を求める出願を行う場合は、特許法及び本規則の規定は、次の変更を施した上で、当該外国出願に適用される。

(a) 1995 年特許法 (Cap. 221, 1995 Ed.) の第 116 条 (6) に基づく出願を規則 9 (2) 又は規則 18 (1) に定める 16 月の期間後にした場合は、

(i) 規則 9 及び規則 18 のすべての要件 (所定の 16 月の期間を除く) を、当該出願をした日に満たさなければならず、かつ

(ii) 附則 4 の第 1 項 (2) (a) (ii) 及び (3) の適用がある場合はこれらの要件を、当該第 1 項 (3) に基づいて確認された期日又は当該出願の出願日の何れか遅い方以前に満たさなければならない。

(b) 当該特許出願は、規則 19 にも拘らず、放棄したものとして取り扱われる。ただし、次の場合はその限りでない。

(i) 提出を要求される説明、クレーム及び図面が当該外国出願とともに提出したものと同一であり、

(ii) 当該出願に、当該外国出願とともに提出したときの説明、クレーム及び図面の認証謄本を添付しており、かつ

(iii) 当該外国出願が 1995 年 2 月 23 日に係属中であつた旨の宣言を、当該出願をした日に行う場合

(c) 第 26 条 (1) の要件は、当該出願に 1995 年特許法 (Cap. 221, 1995 Ed.) の第 116 条 (6) に基づいて当該外国出願の出願日と同一の出願日が付与されるように変更する。ただし、次の考慮事項が当該出願に関して満たされている場合に限る。

(i) 第 26 条 (1) (a) 及び (b) の考慮事項、及び

(ii) 登録局に提出された書類に、出願日現在、当該外国出願とともに提出されたのと同じの発明の説明が含まれること

(d) 第 28 条 (1) 適用上の所定の期間は、当該出願が実際に提出された日に満了する期間である。

(e) 規則 29 の要件は、規則 29 (1) 又は (2) に基づく 18 月の期間が当該出願の実際の提出日から開始するように変更する。

(f) 規則 33 (1) の要件は、(b) により変更された規則 19 の要件も適用されるように変更する。

(g) 2004 年 7 月 1 日直前に有効であつた規則 38 の要件を適用するものとし、16 月の期間が当該出願の実際の提出日から開始するようにこれを変更する。

(h) 2004 年 7 月 1 日直前に有効であつた廃止された第 29 条 (1) (a) の要件を適用するものとし、出願人は調査報告を求める請求を提出する代わりに当該外国出願に関して発行される調査報告の写しを提出することができるようにこれを変更する。ただし、シンガポールにおける出願が、調査の時点で、当該外国出願と同一か又は実質的に同一の発明に関係していることを条件とする。

(i) 2004年7月1日直前に有効であった、廃止された第29条(1)(b)の要件を適用するものとし、出願人は、調査及び審査報告を求める請求を提出する代わりに当該外国出願に関して発行される実体審査に基づく調査報告及び審査報告の写しを提出することができるようにこれを変更する。ただし、シンガポールにおける出願が、それぞれ調査の時点及び審査の時点で、当該外国出願と同一か又は実質的に同一の発明に関係していることを条件とする。

(j) 2004年7月1日直前に有効であった廃止された第29条(12)を適用するものとし、「対応する出願」に当該外国出願が含まれるようにこれを変更する。

(k) 2004年7月1日直前に有効であった、廃止された第30条(2)(c)の条件を適用するものとし、当該外国出願に関して発行される調査報告及び実体審査報告が次のものを代替することができるようにこれを変更する。

(i) 2004年7月1日直前に有効であった、廃止された第30条(2)(c)(i)にいう調査及び審査報告、又は

(ii) 場合により、2004年7月1日直前に有効であった、廃止された第30条(2)(c)(ii)又は(iii)にいう調査報告及び審査報告

(1) 2004年7月1日直前に有効であった規則43の要件を適用するものとし、同規則(1)又は(2)に基づいて定められる期間を当該出願が実際に提出された日から22月とするようにこれを変更する。

(m) 2004年7月1日直前に有効であった規則46(8)の要件を適用するものとし、同規定にいう期間を1995年特許法(Cap. 221, 1995 Ed.)の第116条(6)に基づく出願が実際に提出された日から39月とするようにこれを変更する。

(n) 2004年7月1日直前に有効であった規則47(1)の要件について、同項に基づく所定の期間を当該出願が実際に提出された日から42月とするようにこれを変更する。

(o) 第36条(1)適用上の所定の日は、1995年特許法(Cap. 221, 1995 Ed.)の第116条(6)に基づいて付与された当該出願の出願日とする。

3. 規則108(2)及び(3)は、第2項にいう外国出願に適用される場合は、次のとおり読み替える。

「(2)(1)にいう規定とは、規則9(1)、規則19(2)、規則26(5)及び(6)、規則28(規則9(1)に関係する場合に限る)、規則46(4)、(5)、(8)及び(10)、規則49、規則51(1)、規則52(2)、規則52A(8)、規則53(1)、規則54(2)、規則73(1)、規則74(1)、規則75、規則85(1)、規則91(3)及び(5)並びに附則4の第4項(2)を指す。

(3) 規則9(2)、(2A)及び(5)(その中に定める期間であって附則7の第2項(a)により代替されたものを含む)、規則18(1)(その中に定める期間であって附則7の第2項(a)により代替されたものを含む)、規則26(2)及び(4)、規則28(規則9(1)に関係する場合を除く)、規則38(1)、規則43(その中に定める期間であって附則7の第2項(1)により代替されたものを含む)、規則47(1)及び(2)、規則53(4)、規則86(1)、(6)及び(8)、規則97(2)(c)並びに附則4の第1項(3)にいう期日又は期間は、前に延長されていない場合において、延長を求めている期間の末日前に特許様式45の提出があったときは、3月を超えない期間延長する。」

4. 第26条(6)、第27条(1)、第29条、第30条、第31条、第36条(2)、第36A条及び第69条は、第2項にいう外国出願に適用されないものとし、代わりに、2004年7月1日直前に有効であった第26条(6)、第27条(1)、第29条、第30条、第31条、第32条、第36条(2)、第69条及び79条が、第2項にいう変更が施された上で、当該出願に適用される。

5. 規則 27(1), 規則 36, 規則 37, 規則 38, 規則 40(1), 規則 41, 規則 42, 規則 42A, 規則 43, 規則 44, 規則 45(1), (3)及び(4), 規則 46, 規則 47(1), (2)及び(4A), 規則 47A, 規則 49(2), 規則 51(2A)並びに規則 51A は, 第 2 項にいう外国出願に適用されないものとし, 代わりに,

(a) 2004 年 7 月 1 日直前に有効であった規則 27(1), 規則 36, 規則 37, 規則 38, 規則 39, 規則 40(1), 規則 41, 規則 42, 規則 43, 規則 44, 規則 45(1)及び(3), 規則 46, 規則 47(1)及び(2), 規則 49(2)並びに規則 79 が, 第 2 項にいう変更が施された上で, 当該出願に適用されるものとし, かつ

(b) 本規則において, 規則 27(1), 規則 36, 規則 37, 規則 38, 規則 40(1), 規則 41, 規則 42, 規則 43, 規則 44, 規則 45(1)及び(3), 規則 46, 規則 47(1)及び(2)並びに規則 49(2)というときは, (a)に従って解釈する。

附則 8 [削除]